

秋田城跡調査事務所年報 2008

秋 田 城 跡



秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

秋田城跡調査事務所年報 2008

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所

序 文

平成20年度の秋田城跡発掘調査は、城の北西部にあたる焼山地区と城外南部である大小路地区の2箇所で実施し、奈良時代から室町時代にかけての建物跡や道路跡を発見し、多くの成果をあげることができました。

特に焼山地区で行った第92次調査では、これまで確認されていなかった外郭西門跡を発見し、東西の門が非対称に配置されていたことが分かりました。高清水丘陵の地形利用や秋田城の施設配置を知る上で重要な成果であり、今後の史跡保護および活用の上で不可欠な情報を得ることができました。

また、環境整備事業につきましては、政庁築地堀および全国でも希な水洗廁舎が完成し、市民の郷土学習や憩いの場として今後一層の史跡活用が期待されるところとなりました。

このように秋田城跡の発掘調査と保護管理、環境整備事業が順調に進んでいることは、文化庁および秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や環境整備指導委員、そして地元住民の皆様の多大なるご指導・ご協力の賜物と、心より深く感謝申し上げます。

平成21年3月

秋田市教育委員会
教育長 高橋健一

秋田城跡調査事務所年報2008

目 次

例言・凡例

I 調査の計画と実施状況	1
II 第92次調査報告	
1) 調査経過	2
2) A調査区の検出遺構と出土遺物	6
3) A調査区の基本層序および各層出土遺物	27
4) B調査区の検出遺構と出土遺物	33
5) B調査区の基本層序および各層出土遺物	39
III 第93次調査報告	
1) 調査経過	41
2) 検出遺構と出土遺物	49
3) 基本層序および各層出土遺物	58
IV 考 察	
1 第92次調査について	65
2 第93次調査について	74
V 秋田城跡環境整備事業	78
VI 秋田城跡保存活用整備事業	82
VII 秋田城跡現状変更について	84
写真図版	85
報告書抄録	128
秋田城跡調査事務所要項	129

例　　言

- 1 本書は、平成20年度に実施した秋田城跡第92次調査および第93次調査、秋田城跡環境整備事業、秋田城跡保存活用整備事業、秋田城跡現状変更の記録を収録したものである。
- 2 本書の執筆・編集は伊藤武士、小野隆志、松下秀博があたり、石郷岡誠一が補佐した。
- 3 遺物の実測・トレース、遺構図の作成およびトレースは、伊藤と小野のほか、整理補佐員の大井重樹、整理員の森泉裕美子、伊藤雅子、渡辺範があたった。
- 4 遺構・遺物の写真撮影は、伊藤と小野があたった。
- 5 本調査で得られた資料は、秋田市教育委員会で保管している。
- 6 発掘調査では、以下の方々や関係機関から指導・助言を賜った。記して感謝したい。

新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、木村 勉、田中哲雄、今泉隆雄、後藤秀一、坂井秀弥、渡辺丈彦、船木義勝、山中 章、高橋一学、藤田賢哉、島田裕悦、西野 修、八木光則、岩見誠夫、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター（敬称略・順不同）

凡　　例

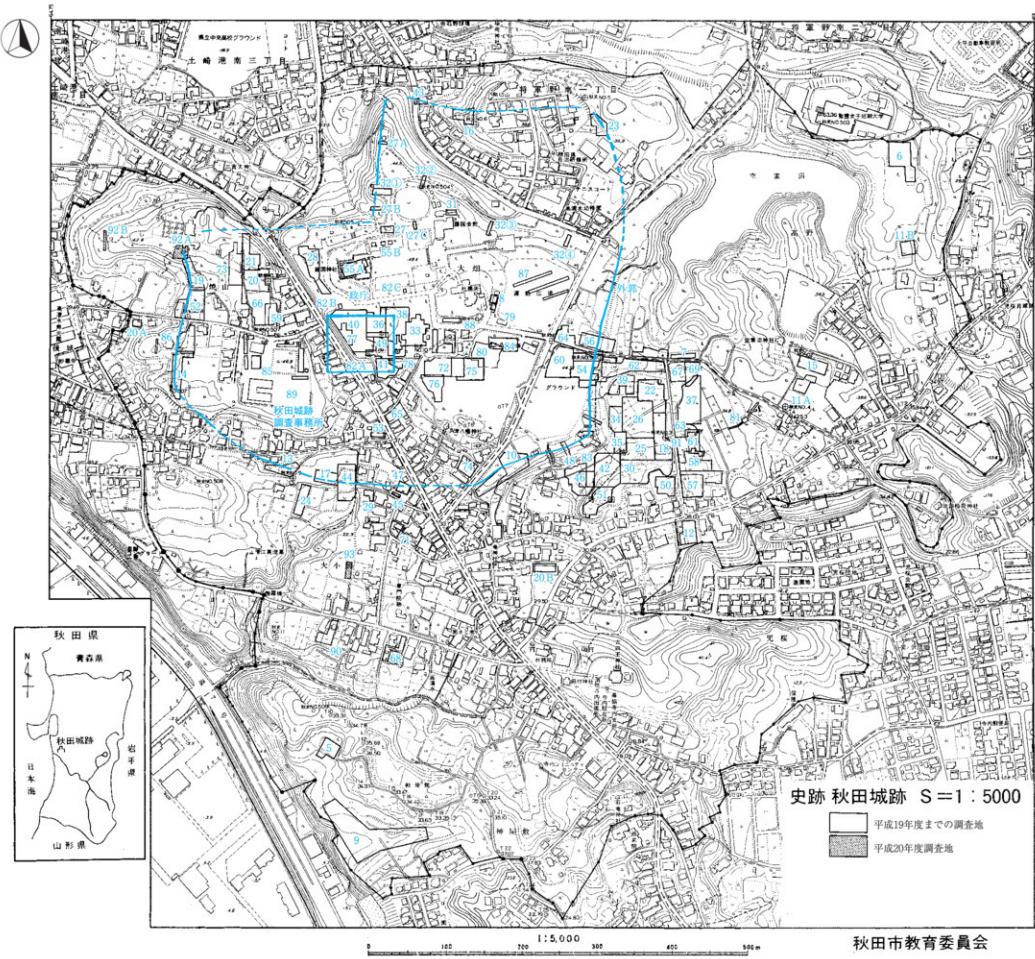
遺　物

- 1 土器の断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器・珠洲系中世陶器である。
- 2 土器の性格の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。
　　黑色処理 転用硯
- 3 土器の表面付着物の相違は、下記のスクリーントーンで表現した。
　　煤 漆
- 4 土器の調整技術や切り離し等の表記は、下記のとおりである。
 - ・回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はその都度別記。
 - ・ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
 - ・切り離し、粘土紐、タキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。成形時痕跡の摩滅を目的とし、痕跡が一部残るものを撫で調整、ほとんど痕跡を残さないものを丁寧な撫で調整と記載。
 - ・底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはその都度別記。
 - ・遺物実測図の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3、写真図版の縮尺は約1/3である。

方位・測量原点

文章中の方位と方向を示す東西南北は、遺跡全域に設定された発掘基準線に基づく真東、真西、真南、真北を示す。

遺跡の測量原点は、外部範囲内のはば中央にあたる政府正殿東の任意点に埋標されている。その原点から真北を求めた南北基準線を定め、これに直交する東西基準線を定めて、座標軸を設定している。報告においてE・W・S・Nと共に示された数値は、測量原点からの座標上の位置、東西南北の距離を示す。測量原点は世界測地系座標で、X = -28562,592、Y = -64607,889である。



第1図 秋田城跡発掘調査位置図

I 調査の計画と実施状況

平成20年度の秋田城跡発掘調査は、第92次調査および第93次調査を実施した。

発掘調査事業費は、総事業費（本体額）1,370万円のうち国庫補助額685万円（50%）、県費補助額137万円（10%）、市費548万円（40%）である。調査計画は、下記のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² （坪）	調査予定期間
第92次	焼山地区北西部	500m ² (151.5)	4月16日～8月15日
第93次	大小路地区中央部	500m ² (151.5)	8月16日～11月14日
計		1,000m ² (303.0)	

発掘調査に伴う現状変更許可申請については、平成20年2月4日付け教文第309号で申請し、平成20年3月6日付け19委庁財4の2028号で許可された。

平成20年度の発掘調査は、焼山地区北西部および大小路地区中央部の2箇所を調査対象とした。

第92次調査地は、焼山地区北西部、外郭北西隅の地点である。外郭西門跡を検出し、城の基本構造を把握することを目的にA調査区（301m²）を設けた。また、尾根上の道路の存否を確認するために、尾根中腹の平坦面にB調査区（114m²）を設けた。調査の結果、A調査区では外郭西門跡が検出され、外郭東門跡と共に通の構造である一方、城内の配置や建て替え時の規則性の面で異なる様相を呈することが判明した。B調査区では、古代の遺構は検出されなかつたが、中世以降の門跡や土壘が検出された。全体として、掘立柱建物跡9棟、築地堀跡1条、材木堀跡4条、土壘2条、溝跡2条、土坑6基、火葬墓1基の遺構が検出された。

第93次調査地は、大小路地区中央部、外郭南門推定地の南西約100mの地点である。南大路推定地とその周辺の様相の把握を目的として調査を実施した。調査の結果、南大路跡は検出されなかつたが、南大路に直交する道路跡とその周辺の住居跡等が確認された。全体として、道路状遺構2面、溝状遺構1群、竪穴住居跡5軒、土坑6基、溝跡3条、柱列1列、焼土遺構1基の遺構が検出された。

7月10日に文化庁記念物課坂井秀弥主任文化財調査官の調査指導を受けた。

7月24日および25日に文化庁記念物課渡辺彦文化財調査官の調査指導を受けた。

7月26日および27日に第92次調査の現地説明会を開催し、180名の参加者があった。

7月29日に史跡秋田城跡環境整備指導委員会の調査指導を受けた。

7月29日および1月14日に宮城県多賀城跡調査研究所後藤秀一所長から調査指導を受けた。

11月1日に第93次調査の現地説明会を開催し、72名の参加者があった。

平成20年度の発掘調査実施状況は下記表2のとおりである。

表2 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² （坪）	調査実施期間
第92次	焼山地区北西部	415m ² (125.8)	4月16日～9月4日
第93次	大小路地区中央部	172m ² (52.1)	8月27日～11月14日
計		587m ² (177.9)	

II 第92次調査報告

1) 調査経過

第92次調査は、秋田城跡の外郭北西隅部にあたる焼山地区北西部を対象に、平成20年4月16日から9月4日まで実施した。調査面積は415m²である。

第92次調査地の東側は旧畠地および山林、西側は邸宅の庭園として整備されていた場所である。その後史跡保護のため公有化され秋田市有地となっている。調査地は、秋田城跡の外郭北西隅部にあたり、政府から北西に約220m、丘陵から西方向に延びる尾根とその付け根部分に位置する。調査地南側隣接地では、第19次調査や第52次調査で築地塀や材木塀からなる外郭西辺区画施設が確認されている。また、調査地南西側、政府との中間にあたる焼山地区北部から中央部では、倉庫群と考えられる奈良時代から平安時代にかけて変遷する城内最大規模の掘立柱建物群が確認されている。

これまで外郭西辺部では、外郭西門の把握を目的として調査を展開していたが、検出には至らず、外郭北西隅にあたり、地形的にも緩やかな尾根が張り出す今回の調査地が、有力な推定地となっていた。調査は外郭西門の検出や、門を通り城外に延びる道路の位置を把握することを目的として実施した。

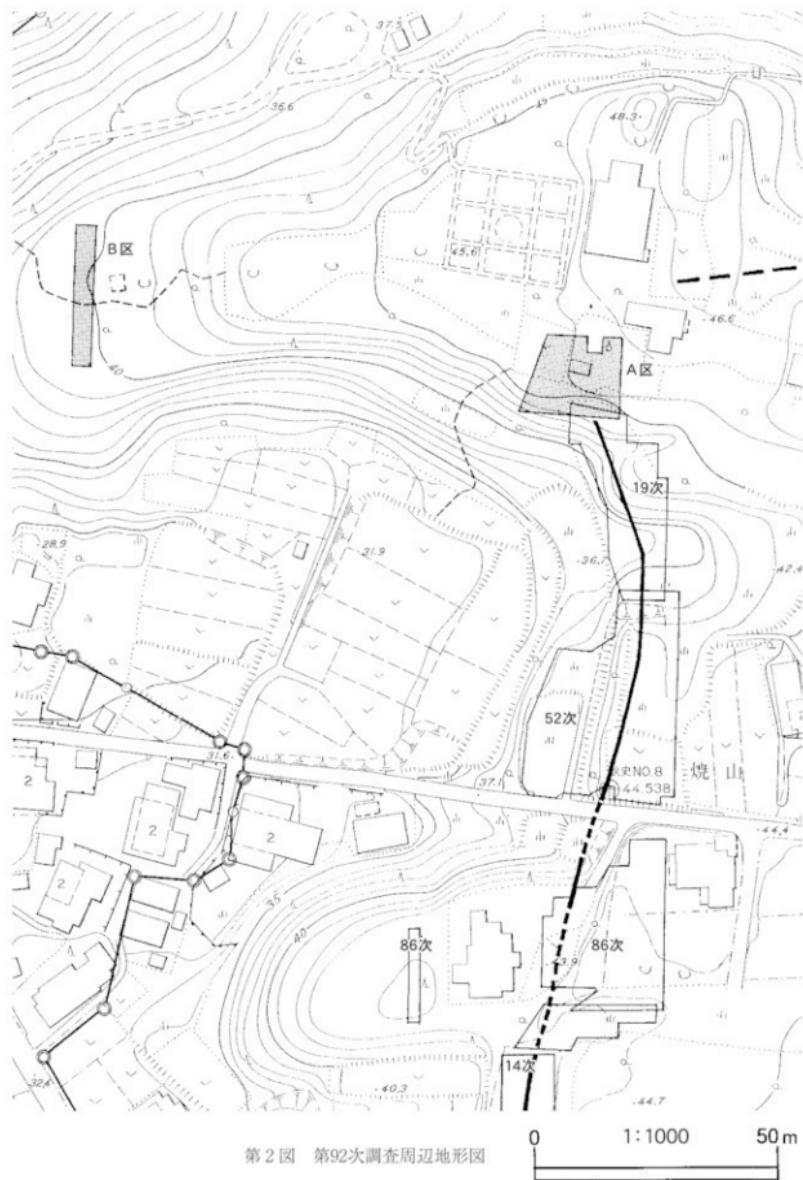
調査地は外郭北西部にA調査区(301m²)、尾根が延びる西側に南北に細長くB調査区(114m²)を約100m離して設定し、それぞれ外郭西門と道路の把握を目的として実施した。調査方法は、面的掘り下げを行い遺構の検出確認を行った後、検出遺構については、時期等遺構内容の把握が必要なものについて、保存に留意しながら半裁またはベルト等を残す形で遺構調査を行った。

調査は、まず調査地への導入路の草刈りと基準杭測量を行った(4月16日～4月17日)。A調査区の設定、調査機材の搬入や調査地安全対策用フェンス設置作業を行い、重機による表土除去および抜根作業を行った。また、併行してB調査区への導入路および調査区の草刈りや樹木伐採を行った(4月21日～4月25日)(以下の調査経過では「A調査区」は「A区」、「B調査区」は「B区」と表記)。

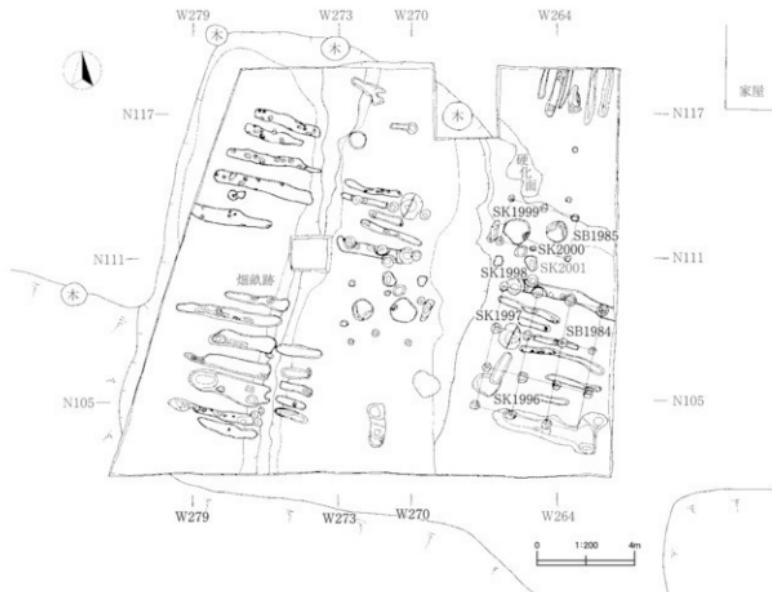
A区では人手による表土除去作業を開始し、B区では基準杭測量、調査区設定を行った(5月1日～5月2日)。A区で表土および畠地造成土となる第2層の除去を行い、北東側と南西側で第3層の灰褐色土や明褐色粘土からなる低い土手状の硬化面を検出した。近世以降の土手状の道路と考えられた。その周囲の褐色土の第4層面で、畠跡や搅乱を検出し、検出状況の全景写真撮影を行った。また、B区では中央部の平坦地を挟み南北に土手状高まりが存在したため、現況地形の測量を行い、調査区を設定した。その後重機による表土除去および抜根作業を行った(5月9日～5月14日)。A区で畠跡と搅乱の掘り下げを行うと共に、測量用遺方設置を行い、畠跡・搅乱掘り下げ後の写真撮影や平面実測等の記録化を行った(5月15日～5月22日)。

B区で表土および庭園整備時の造成土となる第2層褐色砂の除去を行ったところ、土手状高まり部分で、旧表土である第3層黒褐色砂質土を検出したため、土手状高まりが庭園造成以前から存在する土壘状遺構であると判断された。北側をSX2003土壘、南側をSX2004土壘とした。また、調査区中央の平坦部では、明黄褐色砂質土層面から搅乱と円形の落ち込みを数基検出した。搅乱掘り下げを行うと共に、測量用遺方設置を行い、表土除去後の全景写真撮影を行った(5月23日～5月26日)。

A区に調査の主体を移し、第3層と第4層を除去し精査を進めたところ、調査区中央部で、第5層明褐色土・黄褐色土層面から明褐色粘土地山粘土層面にかけて柱掘り方の重複を検出した。柱掘り方の規模も大き



第2図 第92次調査周辺地形図



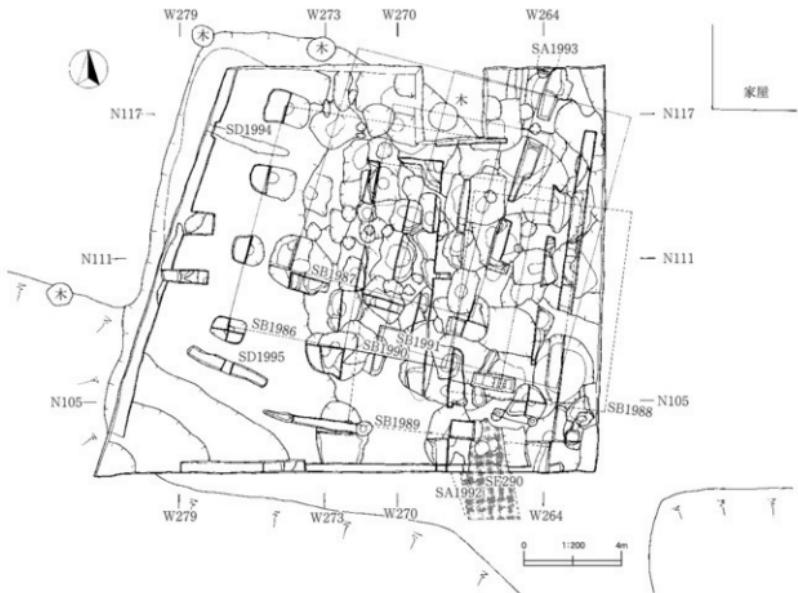
第3図 第92次調査A調査区検出遺構図①

く、さらに東側に広がりを持つことから、外郭西門跡となる可能性が高いと判断された。そのため、重機により調査区を東側に拡張した。また、併行して調査区西側で第3層が低い土手状に残っていた部分や、その下から検出された煙突跡の掘り下げ、記録化を行った（5月27日～6月10日）。

拡張したA区東側を精査し、第5層面で小規模な柱掘り方からなるSB1984・SB1985掘立柱建物跡やSK1996～SK2001を検出した。建物プラン追求のためさらに東側に調査区を拡張し、その後遺構を掘り下げ、平面・断面実測や写真撮影等の記録化を行った。建物は出土遺物等から近世以降で、外郭西門とは直接関係しない遺構と判断された（6月11日～6月23日）。

A区東側で第5層を除去し精査を進め、重複する柱掘り方群の広がりを検出した。この段階で検出した柱掘り方は40基を越え、4時期以上の重複が把握される状況となった。また柱掘り方群の南端部では、築地塀またはその崩壊土と思われる明褐色粘土の堆積も確認された。それらのことから、柱掘り方群はほぼ同位置で位置をずらしながら変遷する外郭西門跡の遺構と判断された。A区西側でも第4層を除去して精査を進め、古代整地層となる第6層明褐色土・明褐色粘土・褐色土層面で、建物遺構の広がりと東西方向のSD1994とSD1995溝跡を検出した。両溝跡には西門から延びる道路の側溝となる可能性が考えられた（6月25日～6月30日）。

A区検出の外郭西門跡について、柱掘り方のプラン精査、柱痕跡および柱抜き取り跡の検出と一段下げを行った。柱位置と重複関係等を検討した結果、門跡の掘立柱建物として6棟、5時期の変遷が把握され、全



第4図 第92次調査A調査区検出遺構図②

て南北棟で12本の柱から構成される八脚門構造となると判断された。重複関係の新しい建物より、SB1986～SB1991掘立柱建物跡とした。それらは秋田出羽櫓創建期から秋田城終末期まで変遷するものと考えられた（7月2日～7月4日）。

外郭西門跡検出状況の写真撮影や平面実測による記録化を行うと共に、B区の遺構精査を開始した。B区中央平坦部の落ち込みを精査した結果、東西1間以上、南北3間の掘立柱建物跡になることが判明し、土壘中間の開口部に位置することから、土壘と同時期で、区画の出入り口となる門跡と判断し、SB2002掘立柱建物跡とした。また、調査区壁際にサブトレレンチを設定し、土壘の一部断ち割りを実施した。その結果、南側のSX2004土壘跡を掘り込む布掘り溝状の遺構を2箇所検出し、土壘に伴う区画施設と判断し、SA2005材木塀跡・SA2006材木塀跡とした。また、土壘盛土直下の地山面より火葬墓となるST2007墓壙が検出された。さらに付近の土壘盛土最下層部より模鏽銭と思われる北宋銭が出土し、盛土上部から珠洲系中世陶器片が出土したことと合わせ、土壘や門跡が中世以降の遺構であることが判明した。B区では外郭西門跡から延びる古代の道路遺構は検出されなかったが、焼山地区北西部に土壘や材木塀で区画される施設が存在し、それ以前は墓域であったという利用状況が把握されることとなった（7月4日～7月9日）。B区でSB2002掘立柱建物のプラン追求のため西側を一部拡張し、建物跡が東西2間となることを把握した。また、各検出遺構やサブトレレンチの平面・断面実測や写真撮影等の記録化を行った。A区でも外郭西門跡の平面実測を併行して進めた（7月10日～7月22日）。

7月10日には文化庁記念物課の坂井秀弥主任文化財調査官の現地指導を受けた。

遺構の把握が進んだ段階で、7月23日には、外郭西門跡検出という重要成果を中心に、現場において第92次調査の報道発表を行った。調査成果は報道機関を通じ広く周知されることとなった。

A区に調査の主体を移し、調査区南西部の整地層の堆積状況把握のため西壁および南壁のサブトレーンチ掘り下げを行い、調査区壁の断面実測を行った。外郭西門跡建物の柱掘り方についても、外郭西門跡建物の柱掘り方の一部について断ち割りを開始した。(7月24日～7月25日)。

7月25日には文化庁記念物課の渡辺丈彦文化財調査官の現地指導を受けた。7月26日と7月27日に2回にわたり現地説明会を開催し、26日には160名、27日には20名の参加者を得た。7月29日には秋田城跡環境整備指導委員会開催に際し、指導委員による現地指導を受けた。

外郭西門跡建物の柱掘り方について、重複関係と柱痕跡把握のため断ち割りを継続し、断面実測や写真撮影等の記録化を行った(7月28日～8月11日)。断ち割り後の重複関係や柱位置の再検討の結果、柱痕跡や抜き取りプランの一部変更があり、重複関係上古いSB1990・SB1991掘立柱建物跡については、掘り方の組み合わせ、建物プランを一部変更することとなった。また、西門跡南北両側の精查と検討を行い、門に取り付く外郭区画施設としてSF290築地堀跡とSA1992材木堀跡、北端部でSA1993材木堀跡を検出した。

調査地全体のバルーン使用による空中写真撮影と(8月12日)、A区の全景写真撮影を行った(8月12日～8月18日)。写真撮影後、補足調査として一部柱掘り方の断ち割りと記録化を行い、全体の平面実測を行つた(8月19日～8月28日)。補足調査と記録化の終了後、A区およびB区で人手による埋め戻しを行うと共に、調査地安全対策用フェンス撤去や調査機材撤去を行い、作業員による現場作業を終了した(9月1日～9月3日)。9月3日から4日にかけて重機による埋め戻し作業を行い、調査を終了した。

2) A調査区の検出遺構と出土遺物

①外郭西門跡（第6～11図、図版2・5～11）

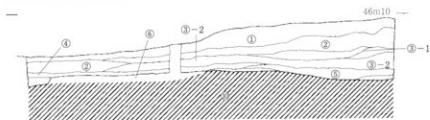
外郭西門跡として、調査区全体に渡り位置をずらしながら重複する6棟の南北棟建物跡を検出、把握した。以下、重複・新旧関係の新しい順に記載していく。建物跡（柱掘り方）の重複・新旧関係は、新しいものからSB1986→SB1987→SB1988→SB1989→SB1990→SB1991となっている。

各建物の平面模式図を第9図に、遺構平面図（柱掘り方断ち割り後）と柱掘り方断面図を第6図と第7・8図に示した。また、建物別に色分けした平面図（検出状況）と柱掘り方断面図を第10図と第11図に示した。

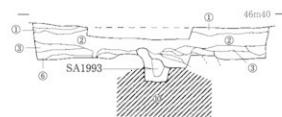
建物遺構（柱掘り方）については、後世の削平により東側で深く、西側で浅く遺存しており、そのため、検出される柱掘り方や柱抜き取り跡の平面規模についても、東側が大きく、西側が小さくなっている。また、旧地形が南西方向に傾斜しているためか、柱底部の高さについても、建物の南側もしくは南西側柱がやや低くなる傾向が指摘される。

外郭西門跡として把握された柱掘り方群のうち、建物として組み合わないものが、11基程存在する。小型の掘り方については、建物構築時の足場柱掘り方等と考えられるが、複雑な建物重複により判然としない。また、大型のものについては、北側と東側の未調査部分の遺構把握をふまえ、さらに検討する必要がある。

調査区北壁西半土層断面図



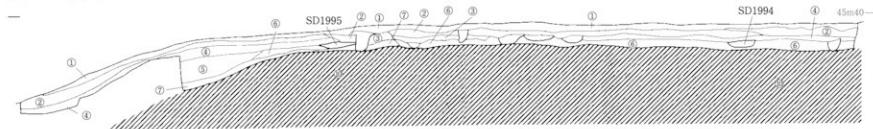
調查区北壁東半土層斷面図



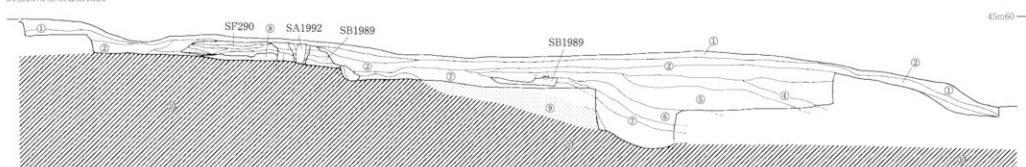
調査区東壁土層断面図



調査区西壁土壠断面図



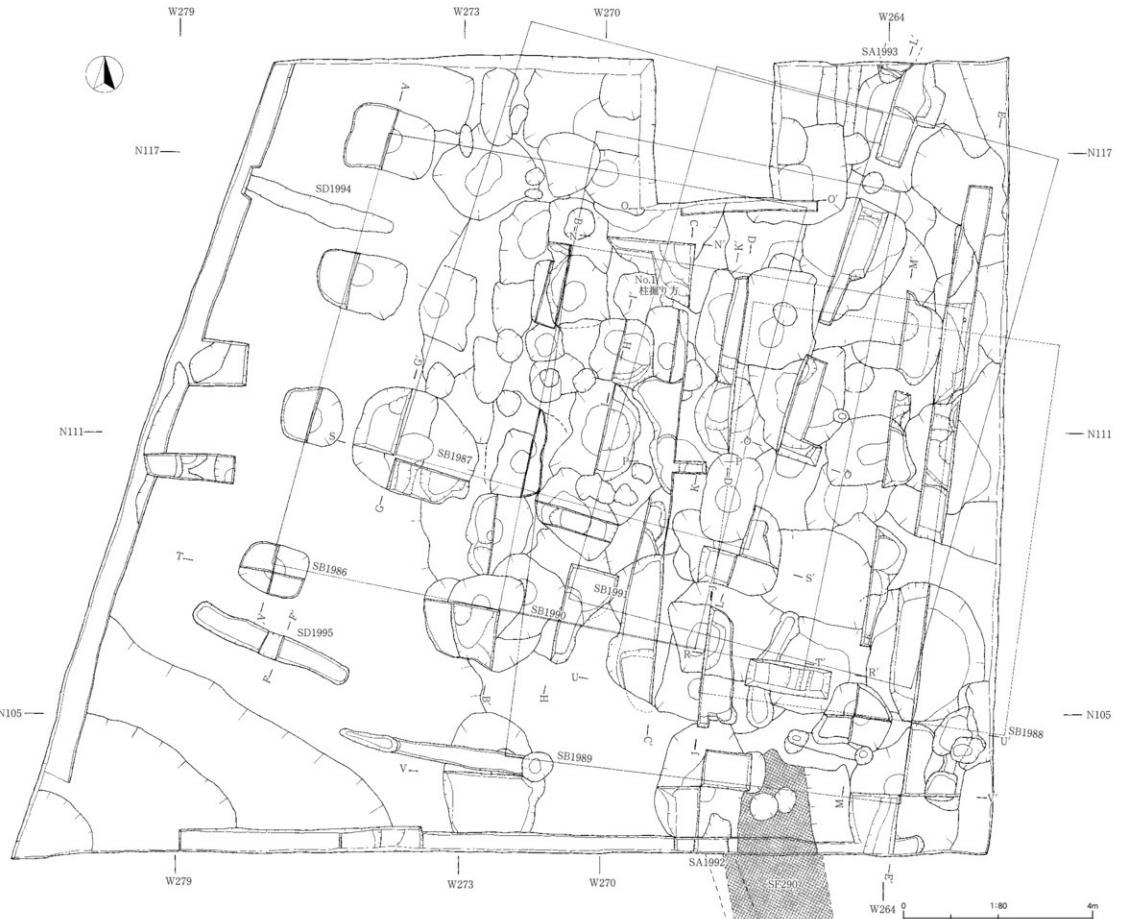
調查區南壁十層斷面圖



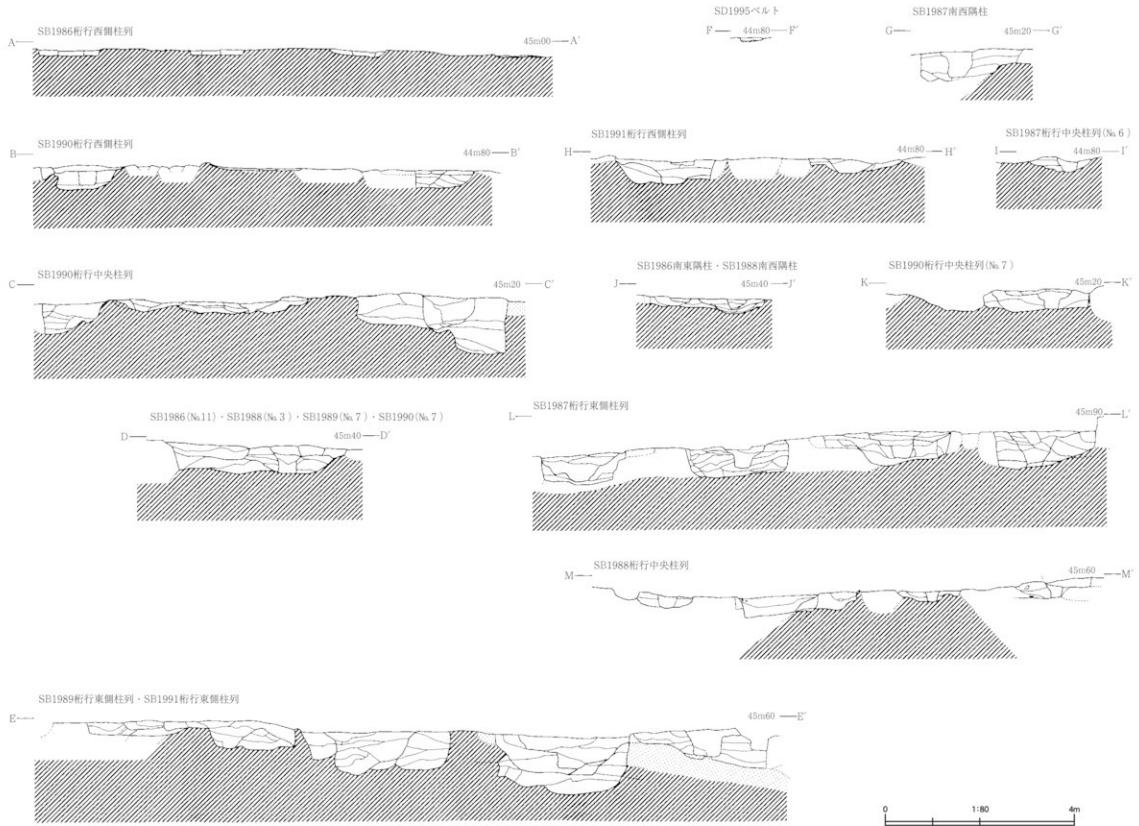
第92次調查A調查區基本屬序

- 表土(耕作土):暗褐色
② 旧耕作土・旧堆地造成土:褐色土
③ 造成土:灰褐色土・明褐色粘土・褐色土
④ 旧耕作土・旧堆地造成土:褐色土
⑤ 第5層:明褐色土・黃褐色土の混じり
⑥ 第6層:明褐色粘土・明褐色土・褐色土混入
⑦ 第7層:褐色土(粘土)と明褐色粘土の混じり
⑧ 第8層:黒褐色土
⑨ 地山飛砂層
⑩ 地山腐殖土層・地山粘土層

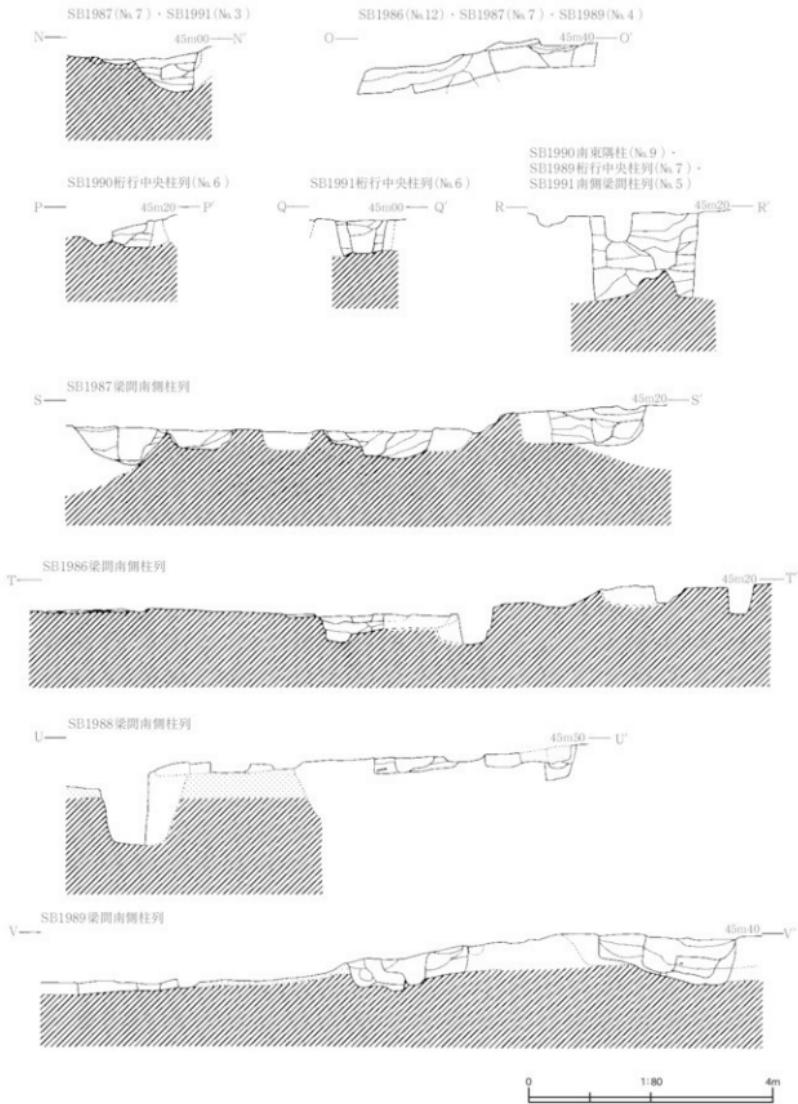
第5図 第92次調査A調査区土層断面図



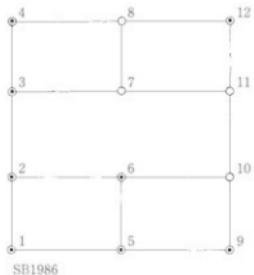
第6図 外郭西門跡 (SB1986～SB1991掘立柱建物跡)、SA1992・SA1993材木堆跡、SD1994・SD1995溝跡、SF290墓地跡跡



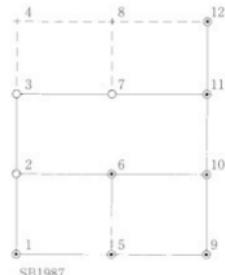
第7図 外郭西門跡（SB1986～SB1991掘立柱建物跡）柱掘り方断面図、SD1995溝跡断面図①



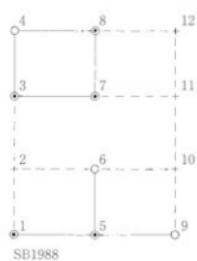
第8図 外郭西門跡（SB1986～SB1991掘立柱建物跡）柱掘り方断面図②



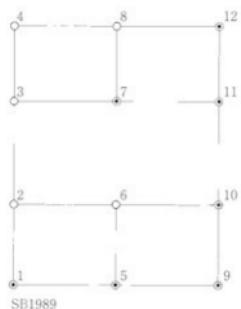
SB1986



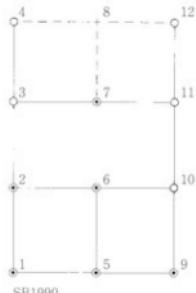
SB1987



SB1988



SB1989



SB1990



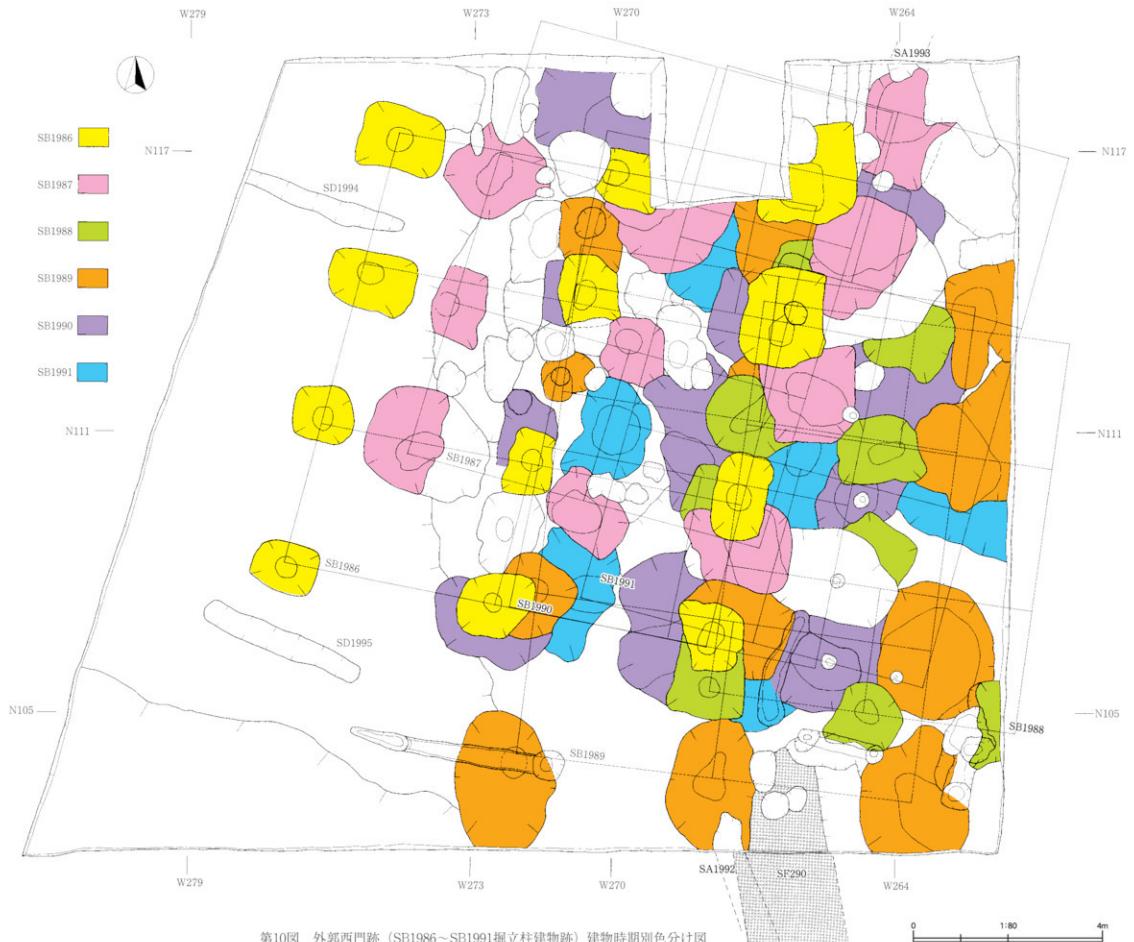
SB1991

◎ 柱痕跡検出 ○ 柱掘り方検出 + 推定柱位置

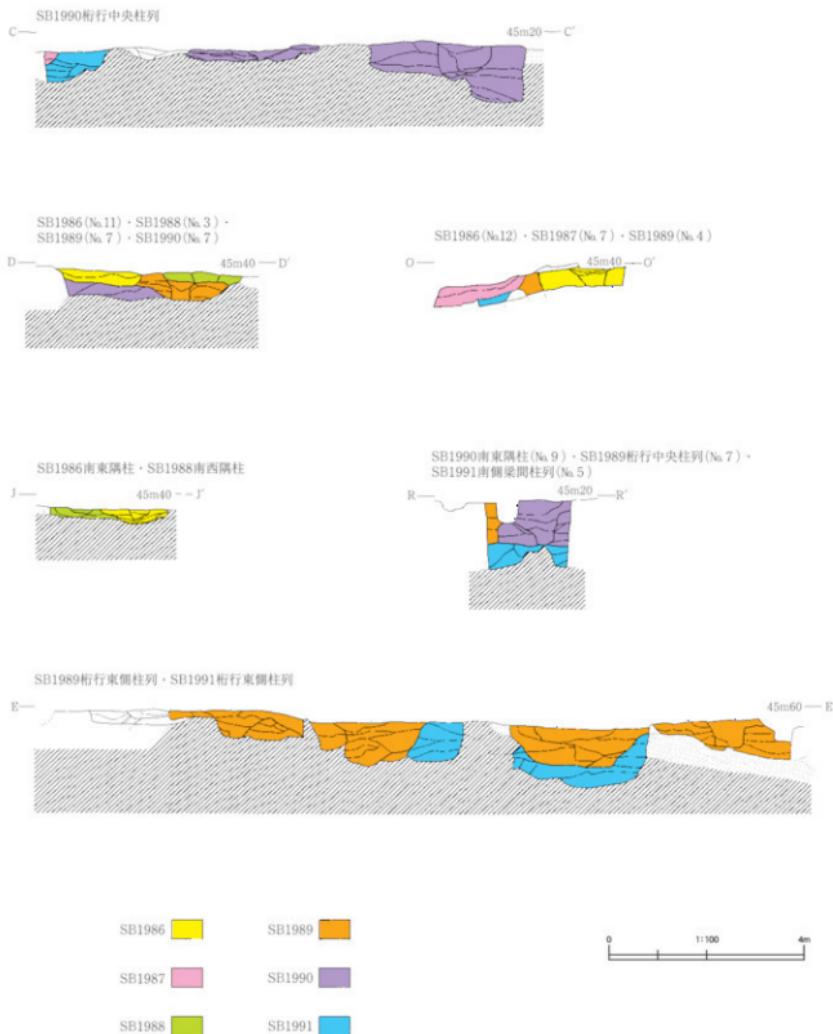
※右上の数字は建物柱掘り方の番号



第9図 外郭西門跡（SB1986～SB1991掘立柱建物跡）模式図



第10図 外郭西門跡（SB1986～SB1991掘立柱建物跡）建物時期別分け図



第11図 外郭西門跡（建物時期別色分け図）柱掘り方断面図

S B 1986掘立柱建物跡（第6～11図、図版2・5～8）

第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層面で検出された。東西2間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡である。建物の方向は西側桁行柱筋が北で約15度東に振れる。全体的に柱筋に若干の歪みが認められる。梁間については、南側柱列で柱間は西より4.5m+4.45mであり、総長8.95mである。桁行については、西側柱列で柱間は北より2.9m+3.55m+3.0mであり、総長9.45mである。

柱掘り方は一辺1.2m～1.8mの隅丸方形である。深さは西側で10cm～15cm、東側で30cm～40cmである。柱痕跡は直径40cm～50cmで、柱抜き取りを受けている。建物位置が最も西側に寄るためか、柱底面の高さにおける東西の高低差が最も大きく、西側が低い。

柱掘り方埋土は褐色粘土と褐色土を主体とする。柱痕跡には明黄褐色粘土の混入が目立つ。

S B 1987掘立柱建物跡（第6～11図、図版2・5～7・9）

第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層面で検出された。東西2間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡である。建物北側の一部が調査区外となっており不明確な部分を残す。建物の方向は東側桁行柱筋が北で約17度東に振れる。梁間については、南側柱列で柱間は西より3.9m+3.9mであり、総長7.8mである。桁行については、東側柱列で柱間は北より3.0m+3.3m+3.3mであり、総長9.6mである。

柱掘り方は一辺1.6m～2.2mの不整方形である。深さは西側で50cm～80cm、東側で70cm～80cmである。柱痕跡は直径36cm～39cmで、大きく柱抜き取りを受けている。東側桁行方向で見ると柱列の南北両端側の柱掘り方2基が、中央側の柱掘り方2基よりも一段深く掘り込まれており、柱底部の位置も一段深い。

柱掘り方埋土は褐色土と暗褐色土を主体とする。柱痕跡には褐色粘土の混入が目立ち、少量の炭化物が混入する。

SA1993と重複し、SA1993より古い。

S B 1987出土遺物（第12・13図、図版29・30）

第12図の遺物はいずれも柱掘り方埋土出土である。

須恵器（1）：ヘラ切り後軽い撫で調整を施す坏で、底部内面に「上」、体部下半に判読不能の墨書がある。

石器（2）：頁岩製の石匙である。

第13図の瓦は、1～5、7、8が柱掘り方埋土、6が柱抜き取り部分埋土出土である。

瓦（1～8）：1～5は一枚作りの平瓦で、凸面には繩目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。6～8は丸瓦で、凸面は撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が認められる。

1、3、4、6、7はやや軟質の瓦である。色調は1と7は灰白色、4は灰色～黄白色、3と6は焼成による黒色を呈する。2、5、8は硬質の瓦である。2灰白色、5と8は褐灰色～黄灰色を呈する。1、3、4、7は経年変化による磨滅が著しく認められる。2、5、6、8にも磨滅が認められる。

S B 1988掘立柱建物跡（第6～11図、図版2・5～9）

第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層面で検出された。東西2間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡である。建物の方向は西側桁行柱筋が北で約7度東に振れる。梁間については、南側柱列で柱間は西より3.3m+（3.3m）であり、総長6.6mと推定される。桁行については、中央柱列で柱間は北より2.7m+3.0m+2.7mであり、総長8.4mである。

柱掘り方は一辺1.4m～1.8mの不整方形である。深さは20cm～30cmである。柱痕跡は直径27cm～30cmで、柱抜き取りを受けている。柱掘り方の深さは均一的である。柱掘り方埋土は明褐色粘土と明黄褐色砂を主体とする。柱痕跡には明黄褐色砂の混入が目立つ。建物の全体規模、柱掘り方の規模等が外郭西門の中で最も小さい建物となっている。

S B 1988出土遺物（第14図、図版30・31）

第14図の瓦は、いずれも柱掘り方埋土出土である。

瓦（9～14）：9～11は一枚作りの平瓦で、凸面には繩目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。12～14は有段丸瓦で、13と14については玉縁部分である。凸面は撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が認められる。

9、12、13はやや軟質の瓦である。9は黒色～灰白色、12と13は褐色～黄橙色を呈する。10、11、14は硬質の瓦で、11は特に硬質である。11は暗灰色、10と14は黄灰色～灰黄色を呈する。11は凸凹面に板状工具による撫でを施す。

S B 1989掘立柱建物跡（第6～11図、図版2・5～10・12）

第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層面で検出された。東西2間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡である。建物の方向は西側桁行柱筋が北で約7度東に振れる。梁間については、南側柱列で柱間は西より4.2m+4.2mであり、総長8.4mである。桁行については、東側柱列で柱間は北より3.1m+4.25m+3.3mであり、総長10.65mと推定される。

柱掘り方は長径2.4m～2.9m、短径1.8m～2.4mのやや歪んだ梢円形を主体とする。深さは西側で20cm～50cm、東側で60cm～80cmである。柱痕跡は直径39cm～42cmで、大きく柱抜き取りを受けている。桁行方向柱列の中央側柱掘り方2基が、南北両端側の柱掘り方2基よりも一段深く掘り込まれており、柱底部の位置も一段深い。柱掘り方埋土は南側で築地崩壊土からなる明褐色粘土・褐色粘土と明黄褐色砂を主体に、北側で明褐色粘土を主体とし、褐色土・暗褐色土が混じる。柱痕跡には明黄褐色粘土（土）の混入が目立つ。

建物の全体規模、柱掘り方の規模等が外郭西門中で最も大きい建物となっている。

SF290、SA1992と重複し、SF290より新しく、SA1992より古い。

S B 1989出土遺物（第12・14・15図、図版29・31・32）

第12図の遺物は3が柱抜き取り部分埋土、それ以外は柱掘り方埋土出土である。

須恵器（3）：ヘラ切り後撫で調整を施す坏である。

弥生土器（4、5）：4は小型の鉢形土器で、口縁部外面に4条の平行沈線文を施す。体部地文はLR単節斜縄文（横位回転）である。5は深鉢形土器の体部破片で、重菱形文状の平行沈線を組み合わせた変形工字文を施す。

石器（6）：黒色を呈する頁岩製の石箋である。

第14・15図の瓦は、15～18、20、21、25が柱掘り方埋土、19、22～24が柱抜き取り部分埋土出土である。

瓦（15～25）：15～21は一枚作りの平瓦で、凸面には繩目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。22～25は丸瓦で、凸面は撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が認められる。24、25は玉縁接合部分である。粘土板を接合した跡が残る。

15、16、19、23、24は軟質かやや軟質の瓦である。色調は15と16は黒色～灰白色、19は灰白色、23と24は褐色～黄橙色を呈する。17、18、20～22、25は硬質の瓦で、20と21は特に硬質である。17と18は青灰色～灰

色、21は暗灰色～黄灰色、20、22、25は灰色～黄灰色～にぶい黄色を呈する。23と24は褐色～黄橙色を呈する。23は二次的に被熱している。17と18は凸面に砂粒が目立つ。21は凸凹面に板状工具による撫でを施す。19は経年変化による磨滅が著しい。15、16、23には磨滅が認められ、その他には磨滅が認められないか、わずかに認められる。

S B 1990掘立柱建物跡（第6～11図、図版2・5～8・11）

第7層褐色土（粘土）・明褐色粘土層面で検出された。東西2間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡である。新しい建物柱掘り方との重複や建物北側の一部が調査区外となっていることにより、建物規模等についても不明確な部分を残す。

建物の方向は西側桁行柱筋が北で約11度東に振れる。梁間については、南側柱列で柱間は西より3.4m+3.2mであり、総長6.6mである。桁行については、中央柱列で柱間は北より（3.3m）+3.55m+3.5mであり、総長10.35mと推定される。

柱掘り方は一辺1.6m～2.6mの不整形である。深さは西側で35cm～70cm、東側で100cmである。柱痕跡は直径36cmで、柱抜き取りを受けている。桁行方向柱列の南北両端側の柱掘り方2基が、中央側柱掘り方2基よりも一段深く掘り込まれており、柱底部の位置も一段深い。柱掘り方埋土は南側で地山飛砂の浅黄色砂と明黄褐色砂を主体に、北側で地山粘土の明褐色粘土を主体とし、褐色粘土、暗褐色土が混じる。柱痕跡には明褐色粘土（土）の混入が目立つ。

S B 1990出土遺物（第15図、図版32）

第15図の瓦は、26～28が柱掘り方埋土、29、30が柱抜き取り部分埋土出土である。

瓦（26～30）：26～30は一枚作りの平瓦で、凸面には縄目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。

26、27、30はやや軟質の瓦である。色調は26が黒色～灰白色、27と30は灰白色～黄灰色を呈する。28と29は硬質の瓦で、29は特に硬質である。28と29は暗灰色～灰色を呈する。26、27、30は経年変化による磨滅が認められ、28、29には磨滅が認められない。

S B 1991掘立柱建物跡（第6～11図、図版2・5～7・10・11）

第7層褐色土（粘土）・明褐色粘土層面で検出された。東西2間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡と推定される。重複関係上最も古い建物であり、重複関係上位の新しい建物柱掘り方との重複により、柱掘り方が破壊されている。また、建物の北側と東側の一部が調査区外となっているため、建物規模等についても不明確な部分を残す。

建物の方向は西側桁行柱筋が北で約15度東に振れる。梁間については、南側2列目柱列で総長7.5m、柱間は西より3.75m+（3.75m）と推定される。桁行については、西側柱列で柱間は南より3.8m+4.2m+…であり、三間一戸の構造とした場合、総長11.8mと推定される。

柱掘り方は削平と重複により不明確だが、1辺1.8m～2.6mの方形と推定される。深さは西側で30cm～50cm、東側で0.8m～1.2mである。桁行方向柱列の南北両端側の柱掘り方2基が、中央側柱掘り方2基よりも一段深く掘り込まれている。柱痕跡は直径39cmで、柱抜き取りを受けている。柱掘り方埋土は地山飛砂の浅黄色砂と明黄褐色砂、地山粘土の明褐色粘土を主体とし、褐色土や暗褐色土が混じる。

S B 1991出土遺物（第12・15図、図版29・32）

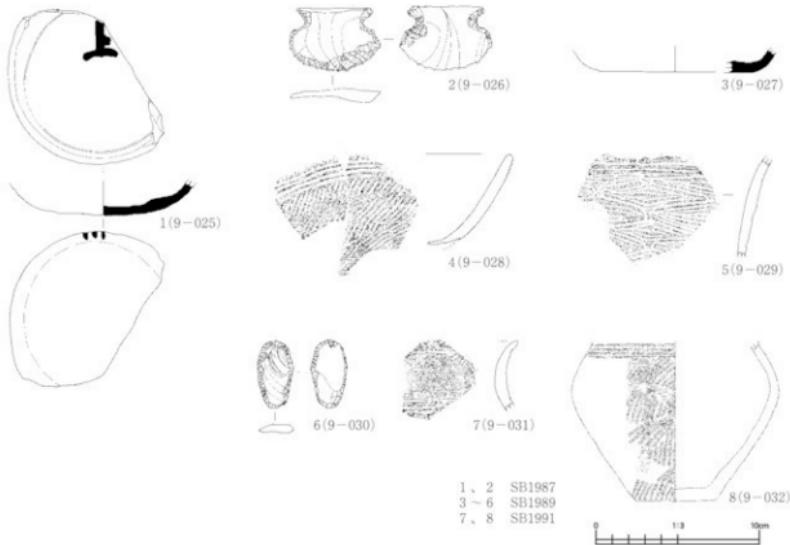
第12図の遺物はいずれも柱掘り方埋土出土である。

弥生土器（7、8）：7は壺形土器の口縁部破片で、外面に刷毛目調整を施した後、口縁端部付近と頸部付近に平行沈線文を施す。体部地文はLR単節斜繩文（横位回転）である。8も壺形土器で、頸部付近に平行沈線文を施す。体部地文はLR単節斜繩文（横位回転）である。頸部に横位、体部には縦位の赤彩を施す。口縁部が欠損している。

第15図の31の瓦は、柱抜き取り部分埋土出土である。

瓦（31）：一枚作りの平瓦で、凸面には繩目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。

硬質の瓦で、灰色を呈する。凸面に砂粒が目立つ。経年変化による磨滅が認められない。



第12図 SB1987・SB1989・SB1991掘立柱建物跡出土遺物

No.1柱掘り方跡（第6図、図版2・5～7）

外郭西門跡柱掘り方群のうちの1基。現状では他と組み合い、建物を構成しない柱掘り方である。

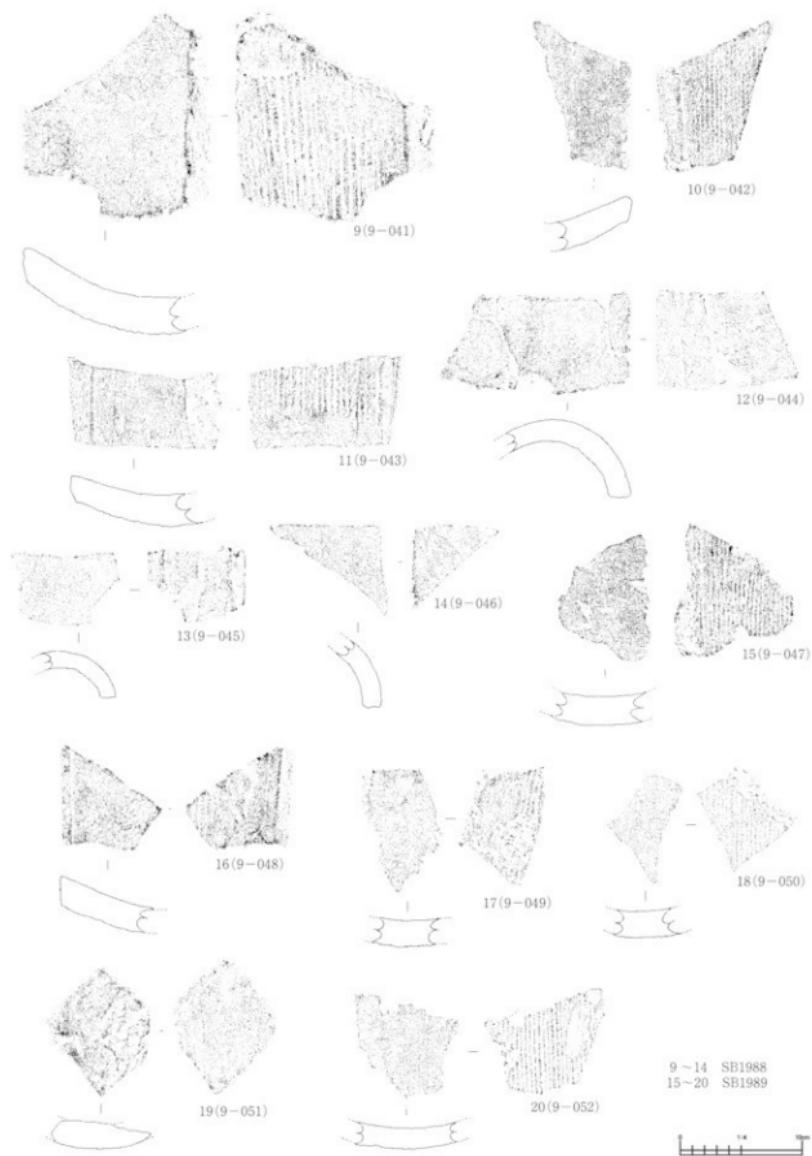
No.1柱掘り方出土遺物（第15図、図版32）

第15図の32の瓦は、柱掘り方埋土出土である。

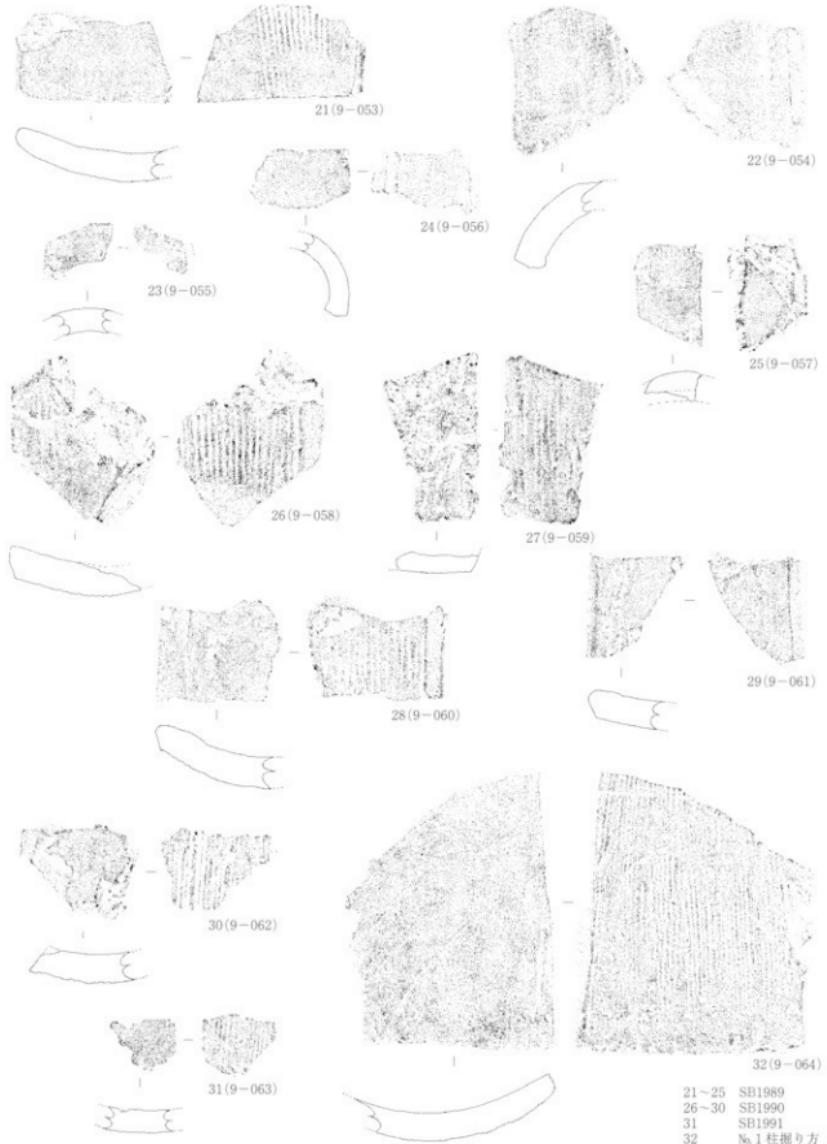
瓦（32）：一枚作りの平瓦で、凸面には繩目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。



第13図 SB1987・SB1988・SB1989・SB1990・SB1991掘立柱建物跡（西門跡）出土瓦①



第14図 SB1987・SB1988・SB1989・SB1990・SB1991掘立柱建物跡（西門跡）出土瓦②



第15図 SB1987・SB1988・SB1989・SB1990・SB1991掘立柱建物跡（西門跡）出土瓦③

②区画施設および溝跡

外郭西門跡に取り付く外郭西辺区画施設および西門から延びる道路遺構に関する可能性がある溝跡が、以下のとおり検出されている。

S F 290築地塀跡（第5・6図、図版7・12）

調査区南東側で検出された南北方向の区画施設で、隣接する第19次調査で検出された築地塀跡に連続する。第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層が遺構覆土となっている。築地基底幅は2.05m、築地本体は削平により上面では幅1.7m、遺存高は約30cmとなっている。積み土は厚さ6cm前後で明褐色粘土・明黄褐色粘土・褐色砂の交互層の版築となっている。

SB1989と重複し、それより古い。

S A 1992材木塀跡（第5・6図、図版7・12）

調査区南東側のSB1989柱掘り方上面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う南北方向の材木塀と推定され、南北に90cm以上の布掘り溝が検出された。塀の方向は不明であるが、検出位置からSB1989に取り付く外郭西辺区画施設となる可能性が高い。布掘り溝跡は幅60cm、深さ40cm以上で、断面形はU字状を呈する。直径20cmの柱痕跡を伴う。溝内に間隔をあけて材木を立て並べた構造の柱列塀と考えられる。

SB1989、SF290と重複し、それらより新しい。

S A 1993材木塀跡（第5・6図、図版12）

調査区北東側のSB1987柱掘り方上面で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う南北方向の材木塀と推定され、南北に50cm以上の布掘り溝が検出された。塀の方向は不明であるが、検出位置から西門建物に取り付く外郭西辺区画施設となる可能性が高い。布掘り溝跡は60cm、深さ70cm以上で、断面形はU字状を呈する。直径20cmの柱痕跡を伴う。溝内に間隔をあけて材木を立て並べた構造の柱列塀と考えられる。

SB1987と重複し、それより新しい。

S D 1994溝跡（第5・6図、図版5・14）

調査地北西側の第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層面で検出された。幅30cm～50cm、深さ14cm前後、長さ3.5m以上の東西方向の溝跡で、溝の方向は西で約18度北に振れる。

S D 1995溝跡（第6・7図、図版5・11）

調査地南東側の第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層面で検出された。幅40cm～50cm、深さ8cm～10cm前後、長さ3.5m以上の東西方向の溝跡と考えられ、溝の方向は西で約23度北に振れる。削平により極めて浅くしか遺存しておらず、土層堆積や窪みへの堆積が溝状に検出された可能性も残す。

③その他の遺構

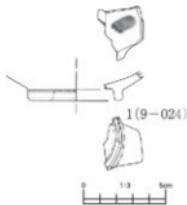
S B 1984掘立柱建物跡（第16図、図版4）

調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。南北3間（2.2m+2.2m+2.2m）、東西3間以上（西より1.4m+1.4m+1.35m）の縦柱南北棟の掘立柱建物跡であり。建物の方位は桁行柱筋が北で約13度東に振れる。柱掘り方は32cm~46cmのやや歪んだ円形を呈し、削平により深さ8cm~22cmと浅く、柱痕跡は直径12cm~14cmである。SK1998と重複し、これよりも新しい。

S B 1984出土遺物（第17図、図版33）

1は柱掘り方埋土出土である。

陶器（1）：灰釉高台碗である。内外面に灰釉を漬け掛けし、高台は露胎となる。高台と底部内面にトチ痕を残す。



第17図 SB1984掘立柱建物跡出土遺物

S B 1985掘立柱建物跡（第16図、図版4）

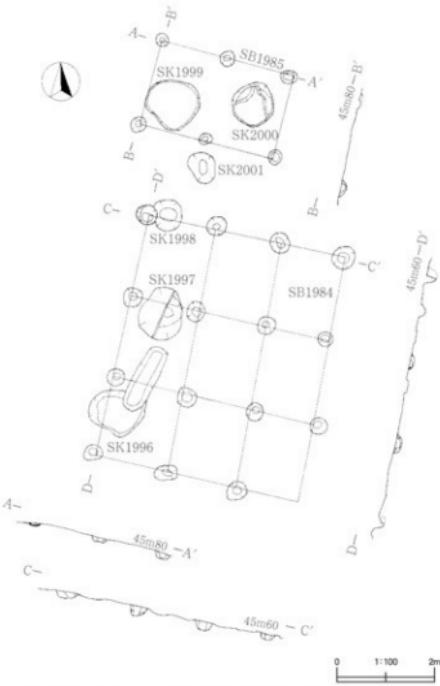
調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。南北1間（1.8m）、東西2間（1.4m+1.4m）の東西棟の掘立柱建物跡であり、建物の方位は梁間柱筋が北で約16度東に振れる。柱掘り方は26cm~30cmのやや歪んだ円形を呈し、削平により深さ8cm~14cmと浅く、柱痕跡は直径12cm~14cmである。

S K 1996土坑（第16図、図版4）

調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。平面形は東西110cm、南北90cmの歪んだ楕円形を呈し、深さ12cmである。

S K 1997土坑（第16図、図版4）

調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。平面形は東西90cm、南北110cmの楕円形を呈し、深さ27cmである。



第16図 SB1984・SB1985掘立柱建物跡、SK1996・SK1997・SK1998・SK1999・SK2000・SK2001土坑

S K 1998土坑（第16図、図版4）

調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。平面形は東西60cm、南北70cmの円形を呈し、深さ10cmである。SB1984と重複し、それよりも古い。

S K 1999土坑（第16図、図版4）

調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。平面形は東西110cm、南北90cmの楕円形を呈し、深さ10cmである。

S K 2000土坑（第16図、図版4）

調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。平面形は直径90cmの円形を呈し、深さ10cmである。

S K 2001土坑（第16図、図版4）

調査区東側の第5層明褐色土・黄褐色土層面で検出された。平面形は東西50cm、南北70cmの歪んだ楕円形を呈し、深さ9cmである。

3) A調査区の基本層序および各層出土遺物

基本層序（第5図、図版12～14）

第92次調査地のうちA調査区は一部山林の他は畠地として利用されていた。

A調査区の現地形は、西側の平坦な畠地に対し東側が一段高い畠地となっており、旧地形は南側が南西方に向に傾斜する斜面であったことがわかる。畠地造成時に東側と北側方向から削平した土砂を南西側斜面に盛土し、平坦地を造成している。そのため、調査区東側の遺物包含層と上層遺構面が削平を受けている。特に斜面に近い調査区中央と西側の遺構面が大きく削平を受けており、遺構全体的には浅く、遺物包含層も部分的にしか遺存していない。調査の結果、古代においても南西部に厚く整地層の堆積が認められ、外郭西門跡が西側に延びる尾根の南斜面寄りに位置している関係上、南西部を中心に盛土造成を行い、門および前面の道路スペースを確保していたと考えられる。

以上の土地利用状況を踏まえて、A調査区の基本層序をまとめると以下のようになる。

A調査区基本層序

第1層 表土：土地公有化前まで耕作されていた畠地の耕作土。暗褐色土からなる。

第2層 旧耕作土・旧畠地造成土：褐色土からなる近代から現代にかけての旧畠地造成土と耕作土。畑耕作時の歯跡が検出された。

第3層 造成土：灰褐色土・明褐色粘土・褐色土からなる近世以降の道路造成土。硬化面を伴う低い土手状の道路跡が検出されている。灰褐色土主体の3-1層と明褐色粘土主体の3-2層に分層される。

第4層 旧耕作土・旧畠地造成土：褐色土層からなる近世以降の旧畠地造成土と耕作土。畑耕作時の歯跡が検出された。調査区東側には堆積が認められない。

- 第5層** 明褐色土・黄褐色土層：古代の最上層の遺物包含層。調査区北西側に特に厚く、その他では削平により薄く堆積する。SB1984、SB1985、SK1996～SK2001の検出面。
- 第6層** 明褐色粘土・明褐色土・褐色土層：粘土を主体に調査区全体に堆積し、特に西側から南西側に厚く堆積する。SB1986～SB1989、SA1992、SA1993、SD1994、SD1995の検出面。SF290の崩壊土を含むSF290の遺構覆土である。
- 第7層** 褐色土（粘土）・明褐色粘土層：古代の最下層の遺物包含層。削平と遺構重複により調査区南側のみに堆積が認められる。秋田出羽柵創建期の整地層となる可能性が考えられる。SB1990・SB1991の検出面。
- 第8層** 黒褐色土層：弥生時代の遺物包含層。古代以降の削平等により調査区南側のみに堆積が認められる。
- 地 山** 浅黄色飛砂：黒褐色腐植土層上に堆積する地山であるが、削平により調査区中央南寄りに部分的にしか認められない。
- 黒褐色粘土層・明褐色粘土層：明褐色粘土は調査地全域で地山となっている。旧表土面としての腐植により黒褐色を呈する上層部分は、削平により調査区中央に部分的にしか認められない。

A調査区各層出土遺物

第1層 表土出土遺物（第18・19図、図版33・34）

第18図の1、2は表土出土である。

赤褐色土器（1）：糸切り無調整の坏である。

石製品（2）：凝灰岩製の砥石である。4面を使用し、上部に穿孔がある。

第19図の1は表土出土の瓦である。

瓦（1）：有段丸瓦で、凸面は撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が認められる。軟質の瓦で褐色～橙色を呈する。

第2層 旧耕作土・旧畠地造成土出土遺物（第18図、図版33）

弥生土器（3）：深鉢形土器の体部破片である。外面上下の平行沈線間に2条一組の山形沈線文を施す。

磁器（4）：磁器染付皿で、内面に不明文様、体部外面に松葉文を染め付ける。

土製品（5、6）：5は「だるま」の泥面である。6は小型の土人形で、頭部が欠損している。裏側に固定用と思われる穿孔がある。底部に穿孔が認められる。

石器（7）：頁岩製の円基石鏃である。

銭貨（8）：銅錢の寛永通寶である。

第4層 旧耕作土・旧畠地造成土出土遺物（第18図、図版33）

弥生土器（9）：鉢形土器の口縁部破片である。外面にRL単節斜繩文（横位回転）を施し、その後平行沈線文と磨消し帯からなる文様が施される。内面にも一条の平行沈線文が巡る。

磁器（10）：磁器染付碗で、外面に山水文、内面に条線文を染め付ける。

鉄製品（11）：小円盤中央に穴を有する不明鉄製品である。銭貨の可能性もある。

銭貨（12）：銅錢の寛永通寶である。

第5層 明褐色土・黄褐色土層出土遺物（第18・19図、図版33・34）

第18図の13は第5層の出土である。

須恵器（13）：壺類の口縁部破片である。

第19図の2～9は第5層出土の瓦である。

瓦（2～9）：2～7は一枚作りの平瓦で、凸面には繩目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。8は格子目瓦で、凸面は格子目の叩きを施し、凹面には布目圧痕が認められる。9は丸瓦で、凸面は撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が認められる。

2、4、8はやや軟質の瓦である。色調は2、4は灰白色、8は褐灰色～黃灰色を呈する。3、5～7、9は硬質の瓦で、5と6は特に硬質である。5は暗灰色～灰黄色、3と6は灰色～灰黄色、7と9は褐灰色～黃灰色を呈する。2と4には経年変化による磨滅が著しく認められる。その他にも磨滅が認められる。

第6層 明褐色粘土・明褐色土・褐色土層出土遺物（第18・20図、図版33・35・36）

第18図の14は第6層の出土である。

鉄製品（14）：板と鉢状のものを組み合わせた不明鉄製品である。建築物の金具類の可能性もある。

第20図の10～16は第6層出土の瓦である。

瓦（10～16）：10～15は一枚作りの平瓦で、凸面には繩目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。16は丸瓦で、凸面は撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が認められる。

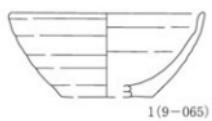
10～13、15、16はやや軟質の瓦である。色調は13、15は灰白色、10、11、16は灰色、12は黒色を呈する。14は硬質の瓦で、灰色～灰黄色を呈する。15と16には経年変化による磨滅が著しく認められる。10～13には磨滅が認められる。14には摩滅が認められない。

写真図版36の3は第6層出土の鉄滓である。

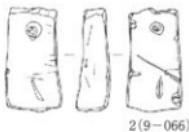
鉄滓（3）：（9～220）は小型の椀形滓である。

第8層 黒褐色土層出土遺物（第18図、図版33）

弥生土器（15～17）：15は鉢形土器の口縁部破片である。外面に平行沈線文と山形沈線文を上下交互に施し、内面にも平行沈線文を施す。外面には赤彩も施される。16は壺形土器の体部破片である。渦巻き状の沈線により区画されたなかに磨消し繩文を施す。地文は摩滅により不明。内面には刷毛目調整を施す。17は深鉢形土器の底部である。体部地文はLR 単節斜繩文（横位から斜位回転）で、外面に赤彩が施される。



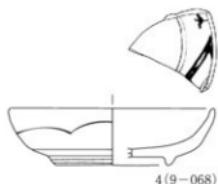
1 (9-065)



2 (9-066)



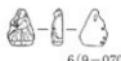
3 (9-067)



4 (9-068)



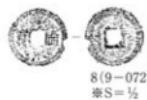
5 (9-069)



6 (9-070)



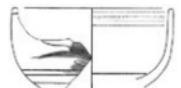
7 (9-071)



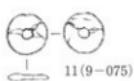
8 (9-072)
※S = ½



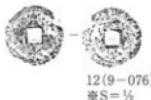
9 (9-073)



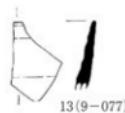
10 (9-074)



11 (9-075)



12 (9-076)
※S = ½



13 (9-077)



14 (9-078)



15 (9-079)

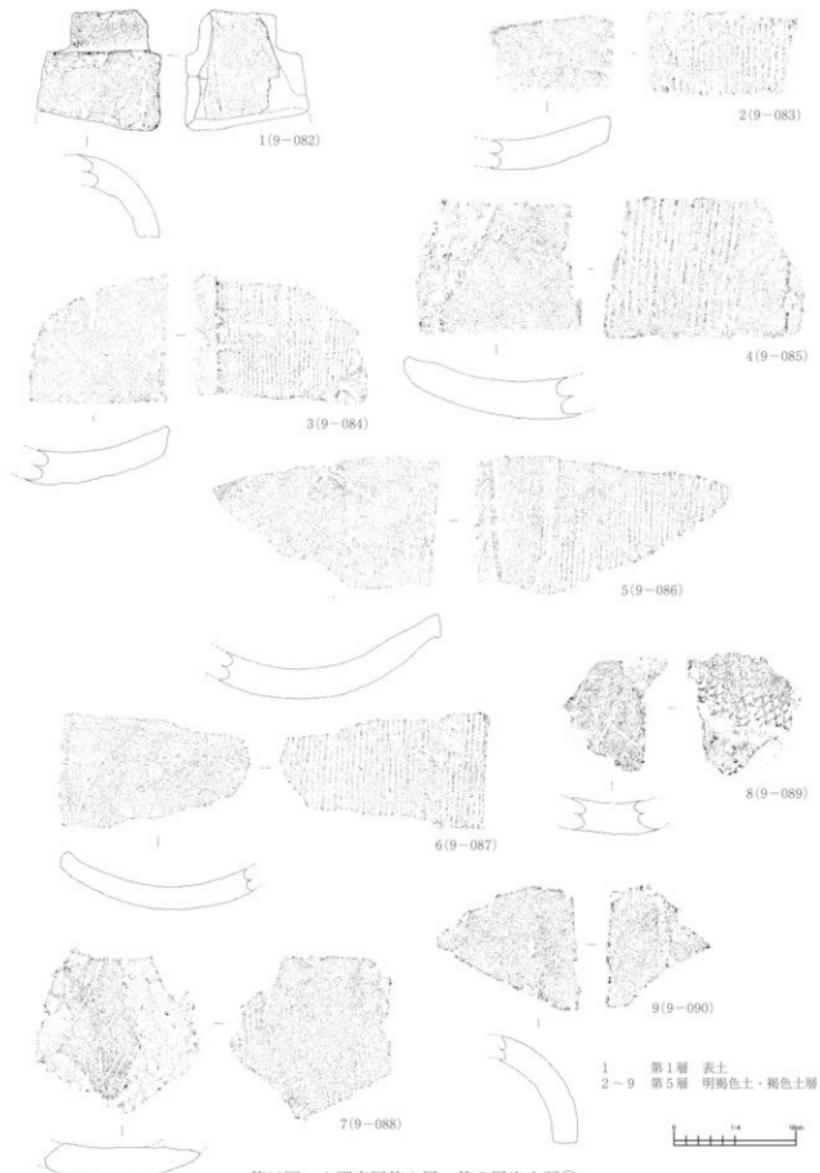


16 (9-080)

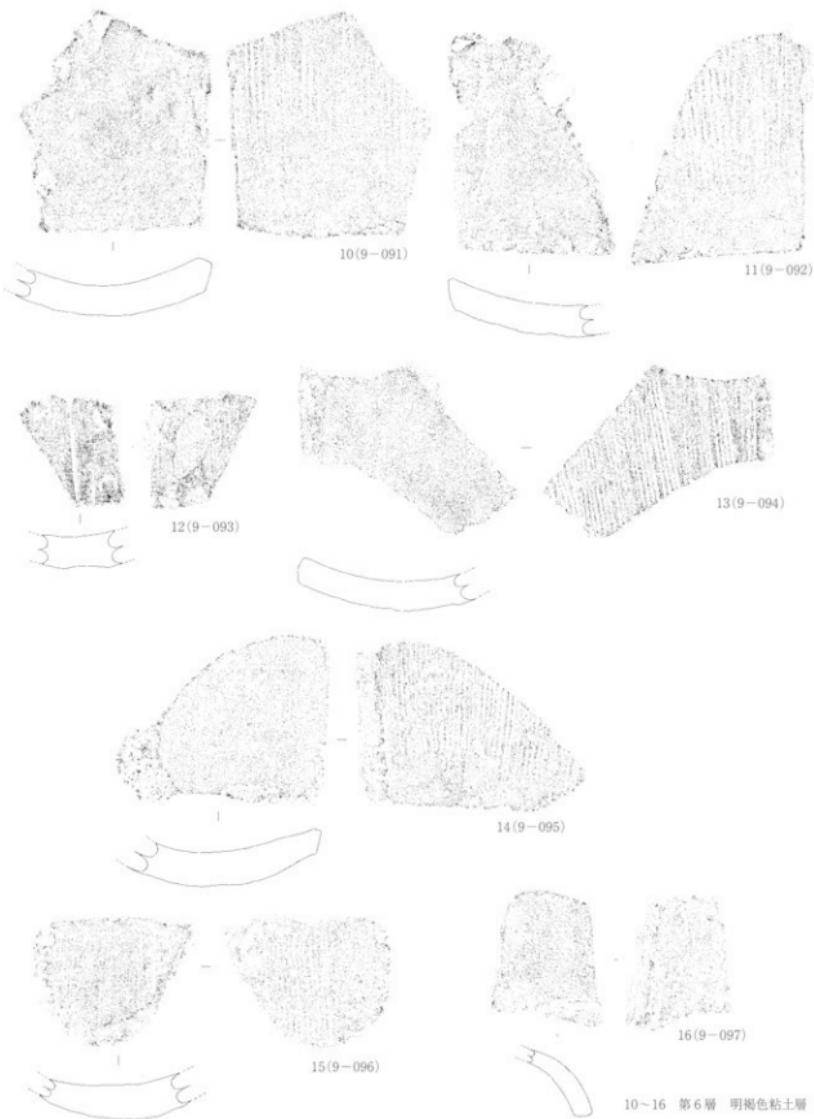
1、2	第1層	表土
3～8	第2層	旧耕作土
9～12	第4層	褐色土層
13	第5層	明褐色土層
14	第6層	明褐色粘土層
15～17	第8層	暗褐色砂・黑褐色土



第18図 A調査区第1層・第2層・第4層～第6層・第8層出土遺物



第19図 A調査区第1層・第5層出土瓦①

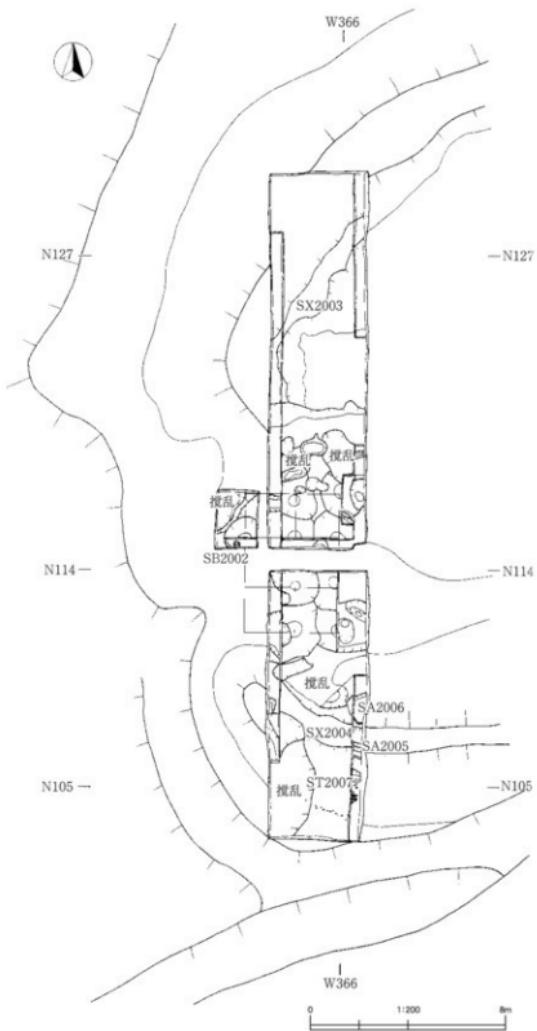


10-16 第6層 明褐色粘土層

第20図 A調査区第6層出土瓦②



4) B 調査区の検出遺構と出土遺物



第21図 第92次調査B調査区検出遺構図

S B2002掘立柱建物跡（第22図、図版16・17）

調査区中央の地山明黄褐色砂層面から第7層明褐色粘土・黄褐色砂質土層面にかけて検出された。

東西2間（西より2.1m+1.8m）、南北3間（北より1.8m+2.1m+1.8m）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物の方位は東側桁行柱筋が北でほぼ真北を示す。柱掘り方は直徑が1.4m~2.4mの歪んだ円形で、深さは18cm~35cmである。柱痕跡は直徑45cm~50cmで、柱抜き取りを受けている。柱掘り方（埋土）自体に重複が認められ、構築時南から北に段階的に柱を立ち上げたと考えられる。また、西側が低い旧地形のためか、柱底部の位置は西側に向て段階的に低くなっている。

SX2003・SX2004土壘跡が途切れる平坦部で検出された位置関係等から、SX2003・SX2004と組み合う門跡と考えられる。

S B2002出土遺物（第26図、図版36）

第26図の1は柱掘り方底部くぼみ埋土出土である。

銭貨（1）：1/4程遺存した銅銭である。「寶」の字体と上側一文字の僅かな銭文から、永樂通寶（明・初鑄1408年）と判断される。銭文は比較的鮮明で正規銭と思われるが、厚さが薄く、模鋳銭の可能性も残す。



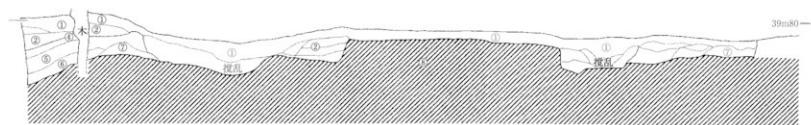
第22図 SB2002掘立柱建物跡

S X2003土壘跡（第21・23図、図版15・19・20）

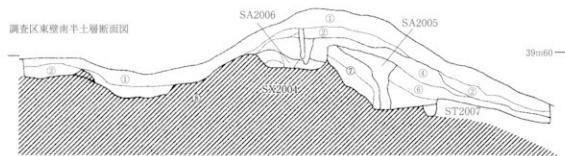
調査区北半での中央寄りの地山明黄褐色砂層面を掘削・削平し、北側の地山直上に盛土する状況で構築された。土壘の方向は調査区中央から北東側にかけてくの字状を呈し、さらに北東側調査区外へ延びる。SB2002掘立柱建物跡に近い中央付近で北で西に10度振れ、そこから屈折し北で東に52度振れる。

土壘基底幅は4.05m、上面では幅1.0m前後、土壘内側平坦部との比高差は150cm前後、傾斜地となる外側との比高差はそれ以上となる。盛土の厚さは最も厚い部分で80cm、厚さ20cm~30cmの盛土を積み上げ構築している。断面観察より、盛土には新旧2時期が認められる。後世の庭園造成時に上部が削平をうけた可能性もある。

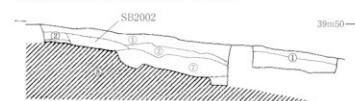
調査区東壁北半土層断面図



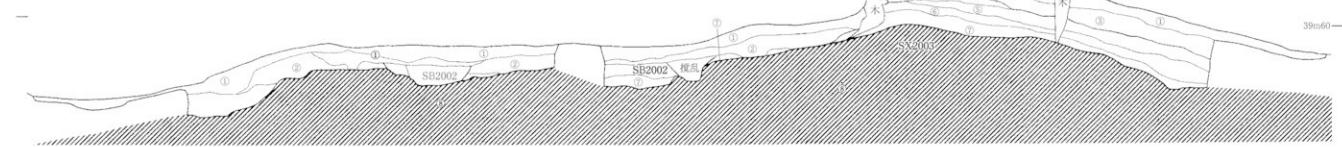
調査区東壁南半土層断面図



調査区中央ベルト北側 (N115ライン) 土層断面図



調査区西壁土層断面図



第92次調査B調査区基本層序

- ① 表土(造成土)：暗褐色土・褐色土
- ② 造成土：黄褐色色砂質土(砂礫混入)と褐色土の混じり
- ③ 旧表土：黒褐色土
- ④ 第4層：ぶい褐色土と灰褐色土の混じり
- ⑤ 第5層：明褐色色砂質土
- ⑥ 第6層：明褐色土・黄褐色土
- ⑦ 第7層：明褐色粘土層・黄褐色色砂質土
- ⑧ 地山砂礫層



0 1180 4m

第23図 第92次調査B調査区土層断面図

S X 2003出土遺物（第26図、図版36）

2は土壌盛土直上の出土である

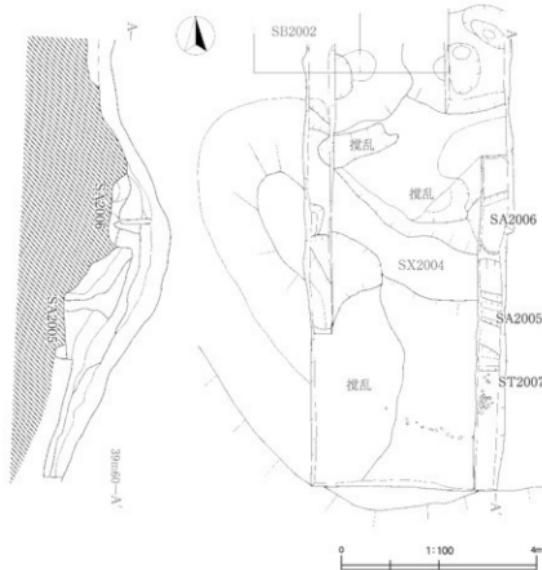
中世陶器（2）：珠紋系中世陶器の擂鉢である。内面下端部にわずかに深く粗い鉤目が認められる。

S X 2004土壌跡（第21・23・24図、図版15・18～20）

調査区南半での中央寄りの地山明黄褐色砂層面を掘削・削平し、南側の地山直上に盛土する状況で構築された。土壌の方向は調査区中央から南東側にかけてくの字状を呈し、さらに東側調査区外へ延びる。SE2002に近い中央付近で南で東に42度振れ、そこから屈折しほば真東に振れる。

土壌基底幅は4m前後、上面では幅1.0m前後、土壌内側平坦部との比高差は120cm前後、急傾斜地となる外側との比高差はそれ以上となる。盛土の厚さは最も厚い部分で50cm、厚さ20cm～30cmの盛土を積み上げ構築している。また、土壌盛土外側の裾野部分には帯状に直径5cm～10cmの玉石を混ぜ込んでおり、裾部分の盛土土留め地業と考えられる。断面観察より、盛土には新旧2時期が認められ、土壌上に区画施設を伴う。旧段階にSA2005が掘り込まれ、新段階にSA2006が掘り込まれる。後世の庭園造成時に上部が削平をうけた可能性もある。

SA2005、SA2006、ST2007と重複し、ST2007より新しく、SA2005、SA2006より古い。



第24図 SB2002掘立柱建物跡、SX2004土壌跡、SA2005・SA2006材木堀跡、ST2007墓壙

S X2004出土遺物（第26図、図版36）

第26図の3、4は盛土上層、5は盛土下層、6～8は地山直上の盛土最下層出土である。

中世陶器（3～5）：3と4は株洲系中世陶器で、3は壺体部下半から底部の破片、4は壺体部下半の破片である。ともに外面に平行叩き目、内面に無文當て具痕が認められる。5は瀬戸・美濃系陶器の灰釉端反皿の口縁部破片である。

銭貨（6～8）：6～8は銅錢で、3枚が重なる形で出土した。6は元豐通寶（北宋・初鑄1078年）、7は祥符元寶（北宋・初鑄1009年）、8は腐蝕により錢文が不明である。錢文が不鮮明で厚さも薄く、本邦の模銭と判断される。

S A2005材木塙跡（第24図、図版18）

調査区南側のSX2004土壘上で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う東西方向の材木塙と推定され、断面に布掘り溝と材木痕跡が検出された。塙の方向は不明であるが、検出位置からSX2004に伴う区画施設と考えられ、同方向に延びると考えられる。

布掘り溝跡は下幅40cm、上幅150cm、深さ110cm以上で、南側が垂直に、北側が斜めに掘り込まれている。直径24cmの材木痕跡を伴い、材木の抜き取りを受けている。溝内に間隔をあけて材木を立て並べた構造の柱列塙と推定される。SX2004と重複し、それより新しい。

S A2006材木塙跡（第24図、図版18）

調査区南側のSX2004土壘上で検出された区画施設である。布掘り溝を伴う東西方向の材木塙と推定され、断面に布掘り溝と材木痕跡が検出された。塙の方向は不明であるが、検出位置からSX2004に伴う区画施設と考えられ、同方向に延びると考えられる。

布掘り溝跡は幅150cm、深さ40cm以上で、断面形はU字状を呈する。直径22cmの材木痕跡を伴い、材木の抜き取りを受けている。溝内に間隔をあけて材木を立て並べた構造の柱列塙と推定される。SX2004と重複し、それより新しい。

S A2006出土遺物（第26図、図版36・37）

第26図の9～13は布掘り溝埋土出土である。

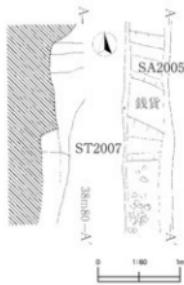
銭貨（9～11）：9～11は銅錢で、3枚が重なる形で出土した。9は元豐通寶（北宋・初鑄1078年）、10は祥符通寶（北宋・初鑄1009年）、11は祥符元寶（北宋・初鑄1009年）である。錢文が不鮮明で厚さも薄く、本邦の模銭と判断される。

鉄製品（12、13）：下端部が欠損した釘である。

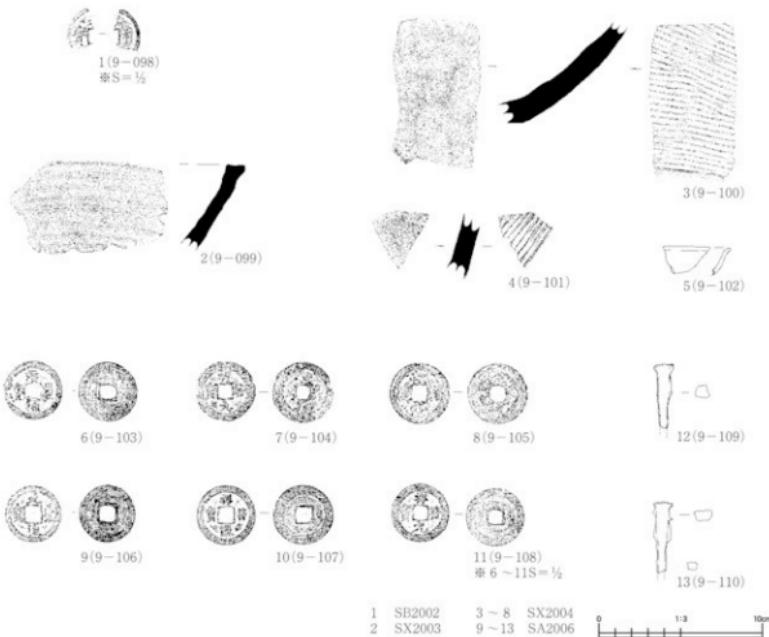
S T2007墓壙（第25図、図版19）

調査区南側のSX2004土壘盛土直下の地山明黄褐色砂層面で検出された。平面の規模は東西50cm以上、南北60cm以上で、平面の形状は不明である。深さ30cm以上で、SX2004構築時に削平を受けている。

埋土より焼土・炭化物と骨片が出土し、火葬墓と判断される。



第25図 ST2007墓壙



第26図 SB2002掘立柱建物跡、SX2003・SX2004土壙跡、SA2006材木塀跡出土遺物

5) B 調査区の基本層序および各層出土遺物

基本層序（第22図、図版18・19）

第92次調査地のうちB調査区は邸宅の庭園の一角として造成利用されていたが、それ以前は山林であったと考えられる。

B調査区は、庭園の造成時に調査区中央部から南側にかけては削平を受け、その後南北の旧土壙の高まりを中心に土手状に盛土造成されている。そのため、中央部では造成土下が直接遺構存在面や地山面となっている箇所が多く、南側では造成土下が土壙盛土となっている。また、北側では土壙盛土上に自然堆積の旧表土が確認されている。中世段階にも、中央部から尾根の斜面上方側の東側にかけての土砂を南北両側に盛り、土壙を築いており、それが遺物包含層となっている。なお、中世段階における土壙造成時の地形変改と削平により古代以前の遺物包含層は確認されない。

以上の土地利用状況を踏まえて、B調査区の基本層序をまとめると以下のようになる。

B調査区基本層序

- 第1層 表土：土地公有化前までの庭園の造成土と表土。暗褐色土・褐色土からなる。
- 第2層 造成土：庭園の造成土。砂礫が混入する黄褐色砂質土・褐色土からなる。
- 第3層 旧表土：腐植により黒褐色を呈する砂質土からなる旧表土。調査区北側土壌部分にのみ堆積が認められる。
- 第4層 にぶい褐色土・灰褐色土層：土壌の盛土。新田2時期のうち上層の盛土。
- 第5層 明褐色砂質土：土壌の盛土。新田2時期のうち上層の盛土。下層部分に黒褐色土（腐植土）混入。削平により北側土壌にのみ認められる。
- 第6層 明褐色土・黄褐色土：新田2時期のうち下層の盛土。SA2005の検出面。
- 第7層 明褐色粘土・黄褐色砂質土層：最下層の盛土。SB2002、SA2006の検出面。
- 地 山 明黄褐色砂：調査地全域で地山となっている。砂礫が混入する。A調査区の明褐色粘土層より下層に堆積する地山。ST2007の検出面。

B調査区各層出土遺物

第1層 表土出土遺物（第27図、図版37）

中世陶器（1）：珠洲系中世陶器の窯体部下半の破片である。外面に綾糸状の平行叩き目、内面に無文当て具痕が認められる。

銭貨（2）：銅錢で、宣和通寶（北宋・初鑄1119年）である。錢文が不鮮明で厚さも薄く、本邦の模鋳錢と判断される。



第27図 B調査区第1層出土遺物

III 第93次調査報告

1) 調査経過

第93次調査は、秋田城の城外南側にあたる大小路地区中央部を対象に、平成20年8月27日から11月14日まで実施した。調査面積は172m²である。

第93次調査地は、外郭南門推定地から南へ約100mに位置し、南門から城外南側に延びる南大路およびその周辺遺構の存在が推定されている。周辺では、外郭南門推定地周辺の外郭築地塁が確認されているほか、調査地南側の第90次調査では古代の堅穴住居跡や掘立柱建物が複数検出され、城外の居住域が確認されている。そこで今回の調査は、外郭南門から城外に延びると推定される南大路の位置と、その周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査地は、推定南大路の中軸線から西に約30mの位置を中心にして、南北に長いトレンチ状に設定した。調査方法は、面的掘り下げを行い遺構の検出確認を行った後、検出遺構については、時期等遺構内容の把握が必要なものについて、保存に留意しながら部分的またはベルト等を残す形で遺構調査を行った。

調査日程は、まず基準杭測量および調査区の設定を行い（8月27日～9月1日）、重機による表土除去（9月2日）、調査機材の搬入や調査地周辺の通路確保等を第92次調査と併行して行った（9月3日～9月8日）。

測量用造り方を設置しながら（9月8日～9月17日）、調査区南側から人手による表土除去を開始した（9月9日～9月16日）。調査地全体に分布する第2層褐色土層面から東西方向の烟畠跡を検出し、検出状況撮影後、完掘し、写真撮影・平面実測の記録化を行った（9月16日～9月22日）。

第2層を除去し、第3層黄褐色土・にぶい黄褐色土層面を検出。精査を行い、数カ所に分布する黒褐色土整地層を検出した他、調査区北半で烟畠跡を検出し、南半では灰黄褐色土・にぶい黄褐色土の硬化面からなるSX2009道路遺構を検出した（9月22日～9月24日）。検出状況撮影後、烟畠跡および黒褐色土整地層を完掘し、写真撮影・平面実測の記録化を行った（9月24日～9月29日）。

調査区南半のSX2009を残して、北半の第3層を除去し、第4層黒褐色土層面を検出した。また、SX2009の範囲を確認するために、調査区中央に設置してあった東西方向ベルトの土層断面を記録化し、除去した（9月29日～10月1日）。北半の第4層面の精査を行い、烟畠跡を検出した。検出状況撮影後、完掘し、写真撮影・平面実測の記録化を行った（10月1日～10月8日）。

調査区北半の第4層を除去し、第5層灰褐色土層面を検出。精査の結果、遺構の検出がなかったため、平面の記録化を行わずに除去した（10月8日～10日）。

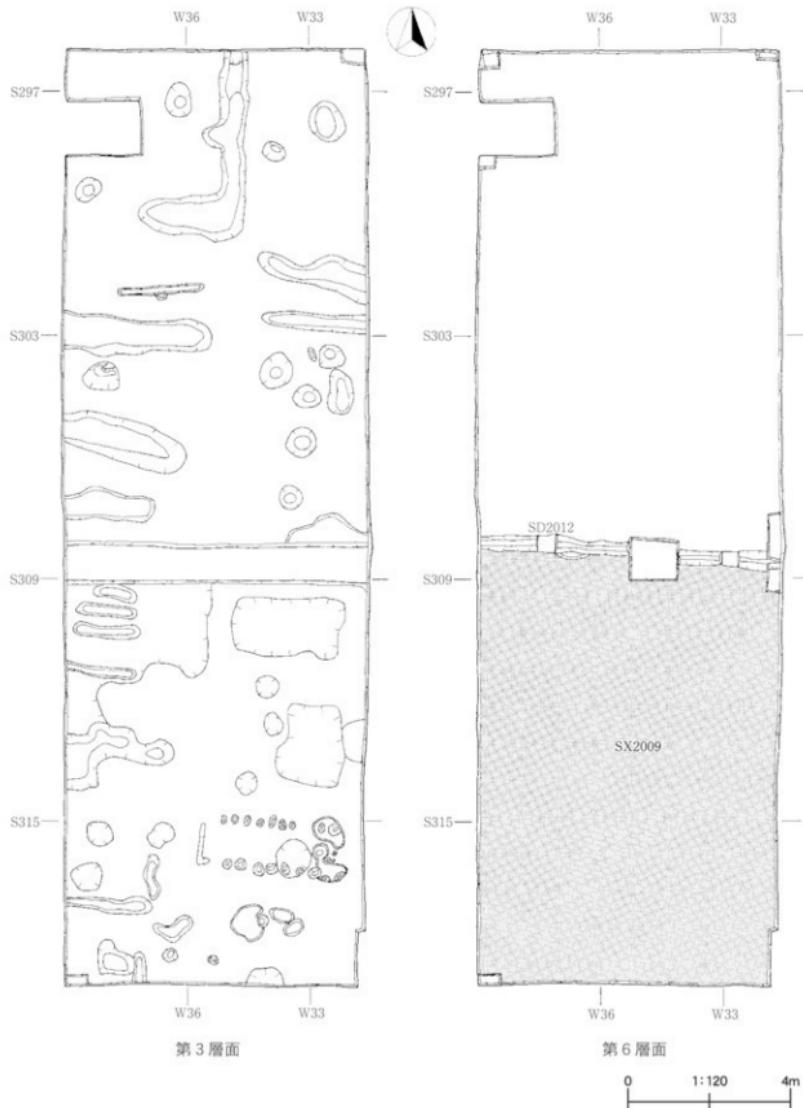
第6層褐色土・暗褐色土層面を検出。精査を行い、SD2012溝跡およびSK2020土坑を検出した（後日、土層の再検討により、SD2012は第6層面、SK2020は第7層面の遺構であることが判明した）。検出状況全景撮影後、遺構を掘り下げ、写真撮影、平面・断面実測の記録化を行った（10月15日）。

SD2012を残して第6層を除去し、調査地北西部の直下から第7層灰褐色土・黄褐色砂層面を検出した。精査の結果、遺構の検出がなかったため、平面の記録化を行わずに除去した（10月15日）。

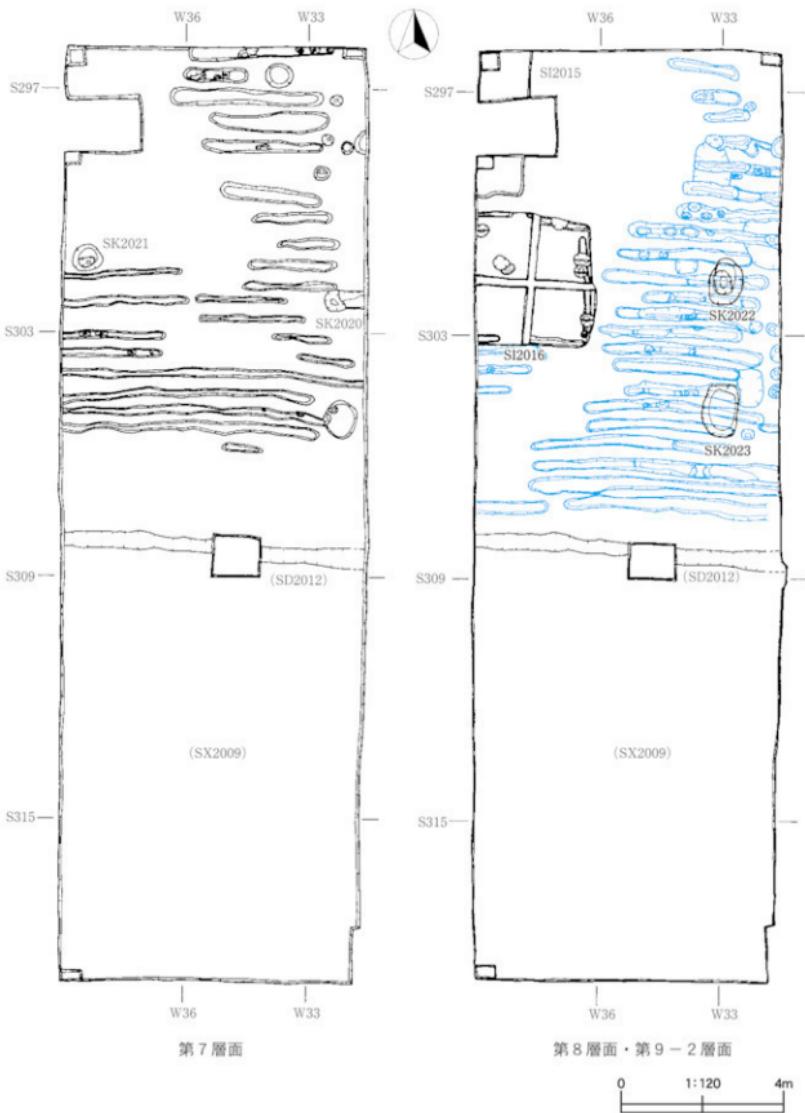
第7層を除去し、調査区北半東側から第9～2層黄褐色砂・にぶい黄褐色砂層面を検出した。精査を行い、上面から中世の烟畠跡を検出し、検出状況撮影後、完掘した。また、調査地北半西側からは第8層暗褐色土・黄褐色砂層面を検出した。精査を行い、SI2015堅穴住居跡およびSK2021土坑を検出した（後日、土



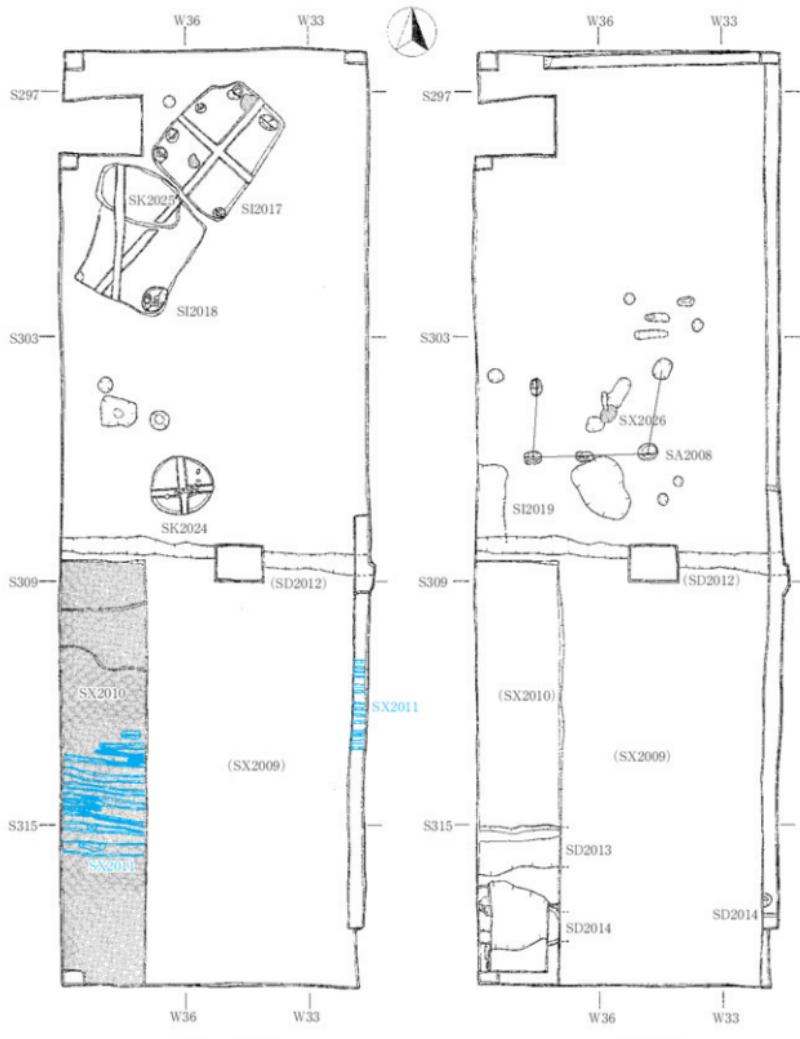
第28図 第93次調査周辺地形図



第29図 第93次調査地検出遺構図①



第30図 第93次調査地検出遺構図②



第31図 第93次調査地検出遺構図③

層の再検討により、SK2021は第7層面の遺構であることが判明した。）。検出状況撮影後、SI2015の掘り下げおよびSK2021の断ち割り、調査地全体の写真撮影・平面実測と調査地東壁の断面実測を行った（10月16日～10月21日）。

SI2015を残して調査区北半西側の第8層を除去し、第9層灰褐色土・黄褐色砂層面を検出。平面精査によってSI2016（後日、土層の再検討により、第8層の遺構であることが判明した。）・SI2017堅穴住居跡を検出した。また、北半東側の第9～2層黄褐色砂・にぶい黄褐色土層の再精査を行い、SK2022、SK2023土坑を検出した。（10月22日～10月23日）。

第9層および第9～2層検出遺構の掘り下げを行い、SI2016の床面からSI2018堅穴住居跡を検出した。建物の配置と埋土の遺物からSI2015とSI2016、SI2017とSI2018は各々同時期の遺構であると考えられた（10月23日～10月28日）。

調査区北半に併行して、調査区南半の両壁沿いにサブトレーナーを設定してSX2009の一部を掘り下げた。下層から、第9層に併行する暗灰黄色土の硬化面からなるSX2010道路遺構と、その上面からSX2009構築時の掘込み遺構であるSX2011溝状遺構を検出し、大きく2時期にわたって道路として利用されていたことを把握した。SX2011の検出状況撮影後、完掘し、写真撮影、調査区全体の平面実測を行った。また、さらに下層から縄文時代晩期の遺物包含層である第11層黒褐色土層面を検出した（10月23日～10月31日）。

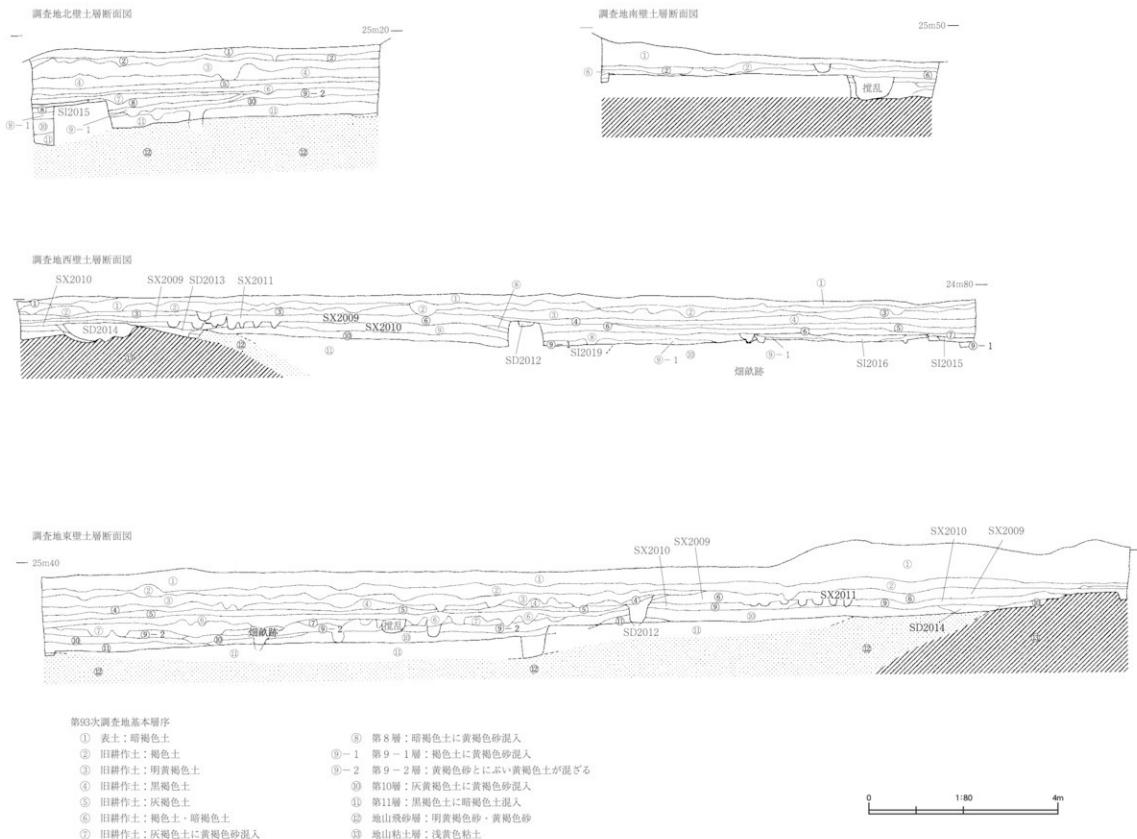
現地説明会を実施し、72名の参加者があった（11月1日）。

SI2017を掘り下げ、床面の柱跡や焼土面を確認した。また、SK2022、SK2023と共に断面の撮影・実測を行った。北半東側で第9層面および第9層面を除去し、第10層灰黃褐色土層面を検出。また、北半中央から南西側ではSI2016、SI2018を残して第9層を除去し、第10層面を検出した。精査を行い、SI2019堅穴住居跡、SK2024土坑を検出した（11月4日～11月5日）。SK2024を掘り下げ、土器一括廃棄遺構であることを確認した。（11月5日）

調査区南半西側サブトレーナーの第9層を掘り下げ、下層の地山粘土面からSD2013・SD2014溝跡を検出した。また、調査区北半東壁沿いにサブトレーナーを設定し、第10層の下層から第11層黒褐色土・暗黒褐色土層および地山飛砂層を検出したが、北半では南半に比べ地山面が深く、検出に至らなかった。（11月6日）。

調査地北半から中央の第10層面を精査し、SA2008柱列およびSX2026焼土遺構を検出した。SA2008のピット1～4の断ち割りを行い、記録化した（11月7日～11月8日）。併行して、調査地壁面およびサブトレーナーの断面写真撮影・実測、第10層面の写真撮影、平面実測の記録化を行った（11月6日～11月12日）。SK2024の一括土器出土状況を記録化し、遺物の取り上げを行った（11月12日）。

人手による埋め戻しを行い調査地全体に遺構保護の砂層を設け、併行して機材の撤収作業を行い作業員による現場作業を終了した（11月12日～13日）。重機による埋め戻し作業を行い、調査を終了した（11月13日～11月14日）。

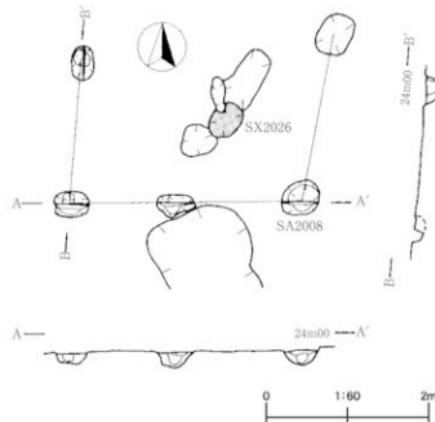


第32図 第93次調査地土層断面図

2) 検出遺構と出土遺物

S A 2008柱列（第33図、図版23）

調査地中央の第10層灰黄褐色土層面で検出された。5基の柱掘り方からなるコの字形の柱列である。東西柱列の方向は西で約2度南に振れる。柱掘り方は長軸40cm～52cm、短軸28cm～40cmの楕円形で、深さ14cm～20cmである。柱痕跡は直径13cmで、柱間は東西方向が東から1.3m+1.6m、南北方向が東列1.8m、西列2.1mである。SX2026を囲むように柱列を配置する。



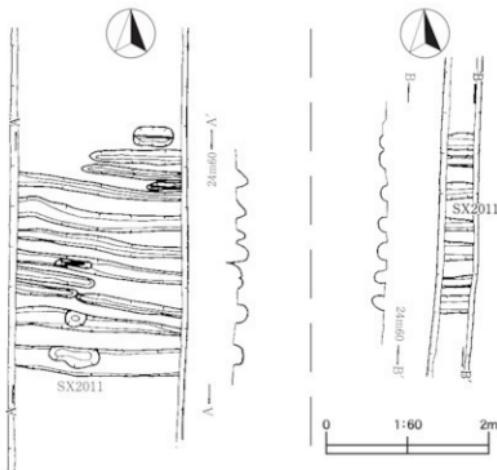
S X 2009道路遺構（第29図、図版23・24）

調査地南側の第6層褐色土・暗褐色土層面で検出された。灰黄褐色土の硬化面から成り、厚さ約8cm～13cmの非常に硬い道路面と、厚さ約7cm～25cmの基盤層に分離できる。東西7.6m以上、南北10.8m以上に広がり、北側はSD2012によって区画され、東西方向に延びる道路跡の一部と考えられる。

第33図 SX2026焼土遺構、SA2008柱列

S X 2010道路遺構（第31図、図版24）

調査地南側の第9～1層褐色土層面で検出された。暗灰黄褐色土の硬化面から成り、東西7.6m以上、南北10.8m以上に広がる東西方向に延びる道路跡の一部と考えられる。上面から、SX2011が検出されている。



S X 2011溝状遺構（第31-34図、図版24）

調査地南側の第10層灰黄褐色土層面のSX2010上面で検出された。幅7cm～34cm、深さ10cm～19cmの東西方向の小溝が幅2.2m～3.1mに渡って波板状に連続して掘られている。調査地東西壁際それぞれのサブトレンチ内で検出されたが、繋がらない可能性がある。

SX2009構築に伴う整地地業のために掘り込まれたと考えられる。

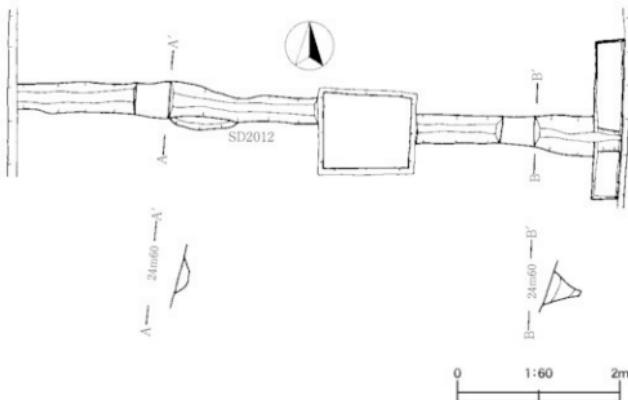
第34図 SX2011溝状遺構

S X2026焼土遺構（第33図、図版27）

調査地中央の第10層灰黄褐色土層面で検出された。東西38cm、南北42cmの梢円形を呈する焼土面。周辺の小土坑3基が重複し、うち2つより新しい。周辺を取り囲むようにSA2008の柱列が配置される。

S D2012溝跡（第29・35図、図版24）

調査地中央の第6層褐色土・暗褐色土層面で検出された。幅3cm～52cm、深さ11cm～42cm、長さ7.4m以上の東西方向の溝跡で、溝の方向は西で約5度北に振れる。南側のSX2009と重複し、それより新しい。また、第5～6層面の旧畑地と区画していることから、道路側溝ないしは土留施設の布堀り溝と考えられる。

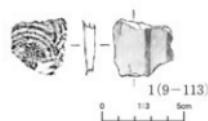


第35図 SD2012溝跡

S D2012出土遺物（第36図、図版37）

1は埋土出土である。

陶器（1）：肥前系（唐津系）陶器の甕で、外面に白色の藁灰釉が掛かる。内面に同心円状に当て具痕がある。



第36図 SD2012溝跡出土遺物

S D2013溝跡（第37図、図版24）

調査地南側の第10層灰黄褐色土層面で検出された。幅0.8cm～1.1cm、深さ15cm～18cm、長さ1.95m以上の東西方向の溝跡で、溝の方向は西で約2度南に振れる。SD2014と並行する。

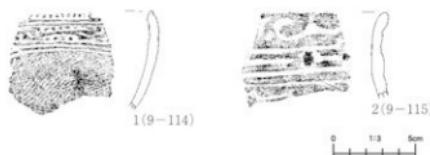
S D 2014溝跡（第31・37図、図版24）

調査地南側の第10層灰黄褐色土層面で検出された。幅0.8m～1.65m、深さ18cm～40cm、長さ1.9m以上の東西方向の溝跡で、東壁沿いのサブトレンチ内からも一部検出されており、調査区を横断している。溝の方向は西で約1度北に振れる。SD2013と並行する。

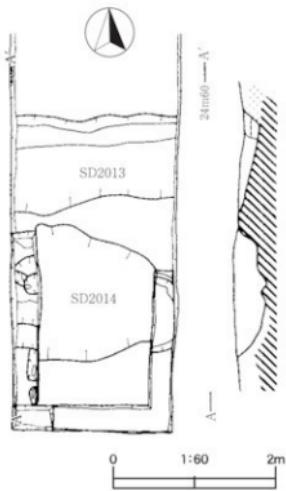
S D 2014出土遺物（第38図、図版37）

1、2は埋土出土である。

縄文土器（1、2）：1は晩期大洞B C式の鉢形土器である。口縁部にキザミが施され、文様は平行沈線文間に羊歯状文を施し、体部にはLR単節斜縄文を施す。2は晩期大洞C₁式の鉢形土器である。口縁部に雲形文が陽刻され、頸部には平行沈線間に刺突と突起が付く。



第38図 SD2014溝跡出土遺物



第37図 SD2013・SD2014溝跡

S I 2015竪穴住居跡（第39図、図版25）

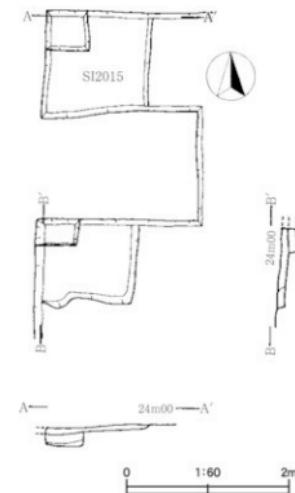
調査地北側の第8層暗褐色土層面で検出された。平面形は東西1.3m以上×南北3.6m以上の方形を呈し、調査区外の北西側に延びる。東壁は北で2度東に振れる。住居壁高は約8cmを測るが、削平により全体に浅くなっている。カマドの位置は不明であるが、南西側の埋土に粘土ブロックが多く含まれている。SK2025と重複し、それより新しい。

S I 2015出土遺物（第40図、図版37）

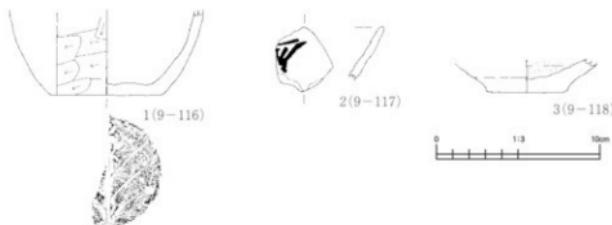
1～3は埋土出土である。

土師器（1）：体部下半に横方向主体のケズリ調整を施す平底の壺である。底部外面に木葉痕がある。

赤褐色土器（2、3）：2は体部外面に「厨カ」の墨書がある壺の破片である。3は糸切り無調整の小型壺である。体部内面に煤状炭化物が付着する。



第39図 SI2015竪穴住居跡



第40図 SI2015堅穴住居跡出土遺物

S I 2016堅穴住居跡（第41図、図版25）

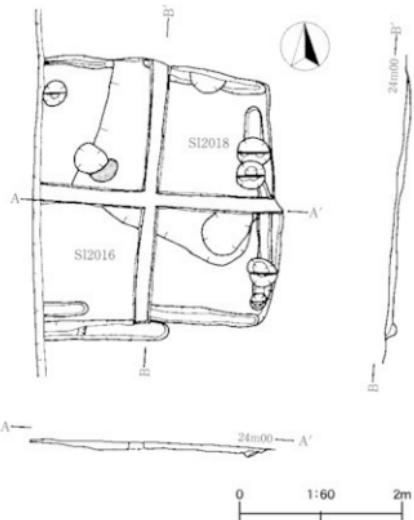
調査地北側の第8層暗褐色土層面で検出された。平面形は東西3.0m以上×南北3.2mの方形を呈し、調査区外の東側に延びる。東壁は北で1度東に振れる。住居壁高は約11cmを測るが、削平により全体に浅くなっている。壁際に幅約20cm、深さ約8cmの周溝が廻り、周溝上の深さ6cm～26cmの柱穴と、南辺に出入り口を有する。床面中央に焼土面が認められる。SI2018、SK2025と重複し、それらより新しい。

S I 2016出土遺物（第42図、図版37）

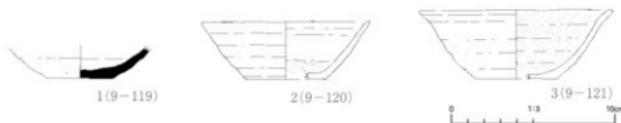
1～3は埋土出土である。

須恵器（1）：回転糸切り撫で調整の坏である。

赤褐色土器（2、3）：2、3は糸切り無調整の坏である。2は全体に二次加熱の痕跡があり、体部内面下端には煤状炭化物が付着する。3は体部・底部内面に煤状炭化物が付着する。



第41図 SI2016堅穴住居跡



第42図 SI2016堅穴住居跡出土遺物

S I 2017堅穴住居跡（第43図、図版25・26）

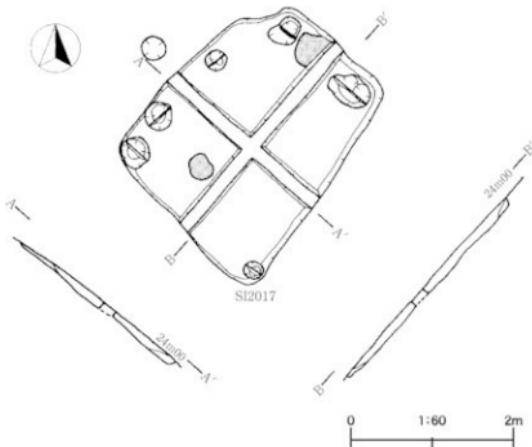
調査地北西側の第9-1層褐色土層面で検出された。平面形は東西2.4m×南北3.0mの長方形を呈する。東壁は北で35度東に振れる。住居壁高は約11cmを測るが、削平により全体に浅くなっている。四隅と西壁側に直径24cm～52cm、深さ17cm～35cmの円形あるいは楕円形の柱穴を有する。床面北側に炉跡と考えられる焼土面が認められるほか、南側にも焼土が分布する。

S I 2017出土遺物（第44図、図版38）

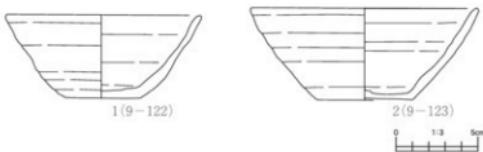
1は床面、2は埋土、3は北東隅柱埋土出土である。

赤褐色土器（1、2）：1、2は糸切り無調整の壺である。2の体部内外面に二次加熱の痕跡がある。

鉄滓（3）：（9-221）は小型の楕円形滓である。



第43図 SI2017堅穴住居跡



第44図 SI2017堅穴住居跡出土遺物

S I 2018堅穴住居跡（第45図、図版26）

調査地北西側の第9-1層褐色土層面で検出された。平面形は東西2.5m×南北3.0mの長方形を呈し、北西隅がやや張り出していると考えられる。東壁は北で32度東に振れる。住居壁高は約8cmを測るが、削平により全体に浅くなっている。南東隅に長軸64cm、短軸48cmの小土坑を有する。SI2016、SK2025と重複し、それらより古い。

S I 2018出土遺物（第46図、図版38）

1、8、9は埋土、2～7は南東隅小土坑埋土出土である。

赤褐色土器（1～7）：1～6は糸切り無調整の壺である。2は体部内外面、4は体部外面、6は口縁部から体部の内外面に二次加熱の痕跡がある。2、6は内外面、5は口縁部に煤状炭化物が付着する。2、5、6は澄明皿としても使用されたと考えられる。7は頸部がくの字状に外傾する壺である。

瓦（8）：格子目平瓦の破片である。凹面に布目压痕、凸面に格子目叩き痕が認められる。硬質でにぶい橙色を呈する。

鉄製品（9）：矢端部と基部を欠損した鉄鎌である。錆化が進んでいる。

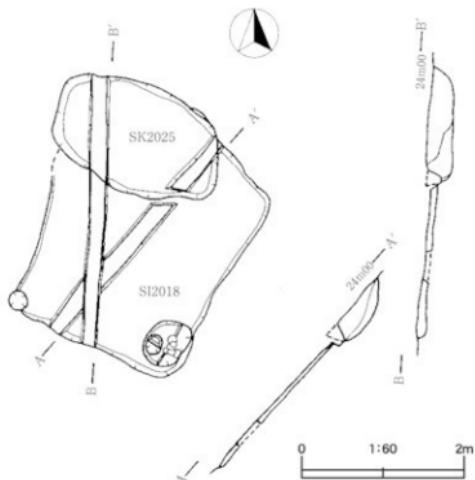
S I 2019豎穴住居跡（第31図、図版23）

調査地北西側の第10層灰黃褐色土層面で検出された。平面形は東西0.7m以上×南北1.6m以上の方形を呈し、調査区外の西側に延びる。東壁は北で2度東に振れる。

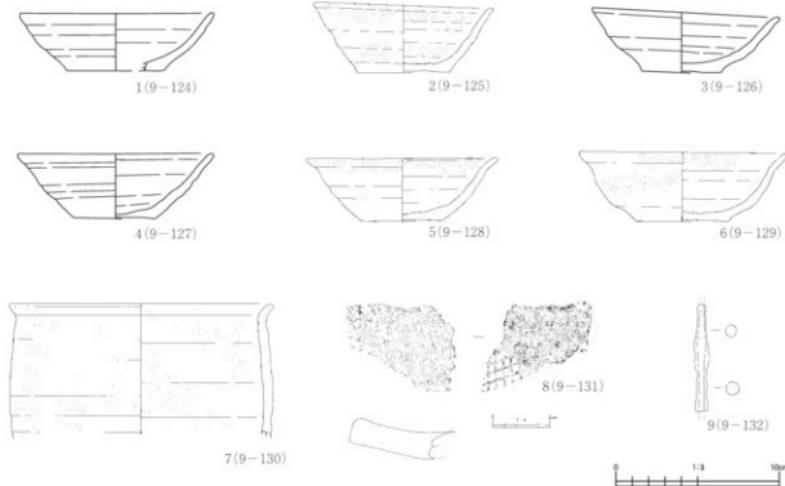
S I 2019出土遺物（第47図、図版38）

1は埋土出土である

赤褐色土器（1）：糸切り無調整の壺である。



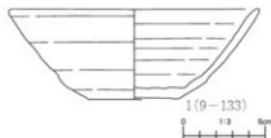
第45図 SI2018豎穴住居跡、SK2025土坑



第46図 SI2018豎穴住居跡出土遺物

S K 2020土坑（第48図、図版22）

調査地北東側の第7層灰褐色土層面で検出された。東西98cm以上、南北55cmの長方形を呈し、調査区外の東側に延びる。深さ16cmである。



S K 2021土坑（第49図、図版22）

調査地北東側の第7層灰褐色土層面で検出された。東西74cm、南北66cmのややゆがんだ円形を呈し、深さ23cmである。

第47図 S12019堅穴住居跡出土遺物

S K 2021出土遺物（第50図、図版38）

1は埋土出土である。

陶器（1）：須恵器小型壺類の体部下半である。外面の一部に格子目叩き痕、内面にハケ目調整痕がある。

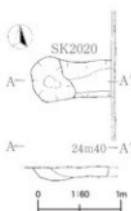
S K 2022土坑（第51図、図版26）

調査地北東側の第9～2層黄褐色砂・にぶい黄褐色砂層面で検出された。東西88cm、南北118cmの楕円形を呈し、深さ16cmである。

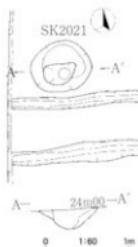
S K 2022土坑出土遺物（第52図、図版38）

1は埋土出土である。

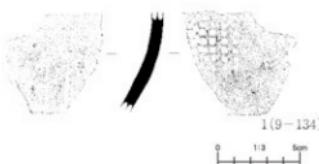
赤褐色土器（1）：糸切り無調整の小型壺である。



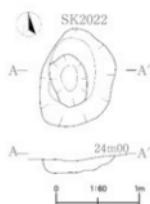
第48図 SK2020土坑



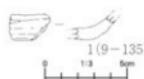
第49図 SK2021土坑



第50図 SK2021土坑出土遺物



第51図 SK2022土坑



第52図 SK2022土坑出土遺物

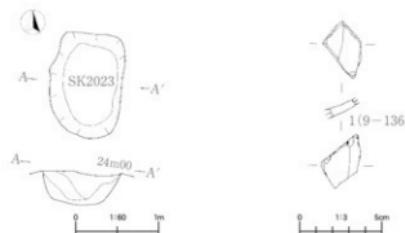
S K2023土坑（第53図、図版26）

調査地北東側の第9～2層黄褐色砂・にぶい黄褐色砂層面で検出された。東西88cm、南北127cmの楕円形を呈し、深さ38cmである。

S K2023出土遺物（第54図、図版39）

1は埋土出土である。

磁器（1）：白磁碗の破片である。



第53図 SK2023土坑

第54図 SK2023土坑出土遺物

S K2024土坑（第55図、図版27）

調査地北東側の第9～1層褐色土層面で検出された。東西151cm、南北140cmのややゆがんだ円形を呈し、深さ24cm～40cmである。埋土に焼土・炭化物が混入する。埋土上層を中心にして、被熱し煤状炭化物が付着する赤褐色土器が一括出土した。

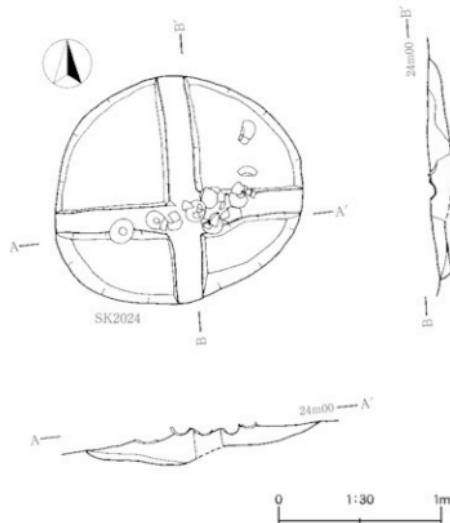
S K2024出土遺物（第56図、図版39・40）

1～16はすべて埋土出土である。

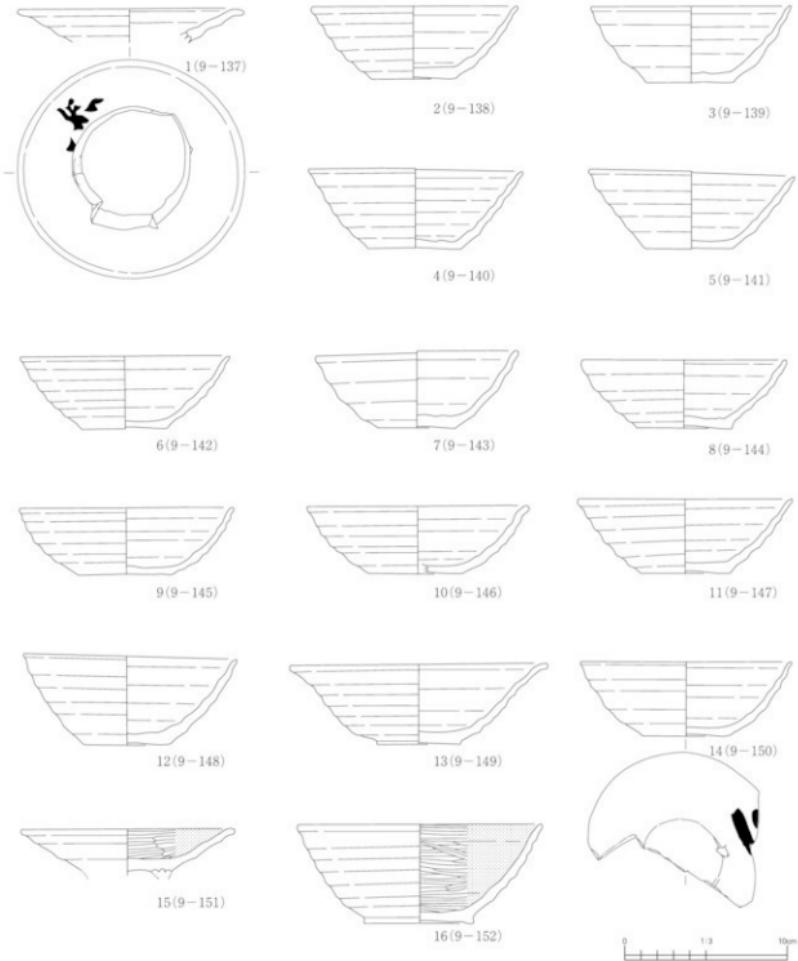
赤褐色土器（1～14）：1は底部を欠損した皿である。体部外面に判読不能の墨書があり、口縁部に二次加熱の痕跡がある。

2～14は糸切り無調整の壺である。2、7、11、13、14は体部外面下に、3は口縁部から体部の内外面に、4、6、12は体部内外面に、8は口縁部から体部の外面に、14は体部外面にそれぞれ二次加熱の痕跡がある。2は底部切り離し後に2条の平行する圧痕を残す。14は体部外面に判読不能の墨書がある。10は底部切り離しが粗雑である。

土師器（15、16）：15は台付皿で、内面底部に放射状のミガキ調整を施した後、底部外周から口縁部まで横位のミガキ調整を施し、黒色処理している。16は糸切り無調整の台付塊で、台取り付け後に周辺に撫で調整を施す。外面の口縁部の一部と内面に横位のミガキ調整を施し、黒色処理している。



第55図 SK2024土坑



第56図 SK2024土坑出土遺物

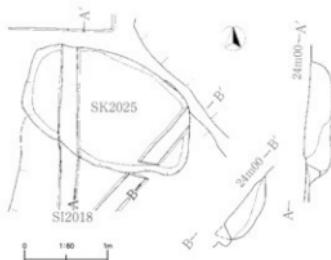
S K2025土坑（第57図、図版27）

調査地北東側の第9—1層褐色土層面で検出された。東西204cm、南北140cmの楕円形を呈し、深さ31cmである。SI2016、SI2018と重複し、SI2016より新しく、SI2018より古い。

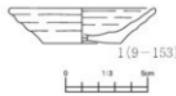
S K2025出土遺物（第58図、図版40）

1は埋土出土である。

赤褐色土器（1）：糸切り無調整の小型皿である。



第57図 SK2025土坑



第58図 SK2025土坑出土遺物

3) 基本層序および各層出土遺物

基本層序（第32図、図版28）

第93次調査地は畑地で、旧地形は調査地南側で土手状に地山が張り出し、北側の沢地に向かって傾斜している。古代以降の造成によって均されながら、道路と居住域や畑地として利用している。そのため、北側に分布する中世以前の遺構は同時期の土手上に築かれた道路状遺構よりも低い標高から検出された。調査地全体の基本層序をまとめると以下のようになる。

- 第1層 表土：現表土。暗褐色土層からなる現代の畑地造成土および耕作土。調査地全体に堆積する。
- 第2層 旧耕作土：褐色土層からなる近代から現代にかけての畑地造成土。調査地全体に堆積し、調査地南辺では複数層に細分される。
- 第3層 旧耕作土：明黄褐色土・にぶい黄褐色土層からなる近世の畑地造成土。調査地全体に堆積する。
- 第4層 旧耕作土：黒褐色土層からなる近世の畑地造成土と耕作土。調査地北半に堆積する。
- 第5層 旧耕作土：灰褐色土層からなる近世の畑地造成土と耕作土。調査地北半に堆積する。
- 第6層 旧耕作土：褐色土・暗褐色土層からなる中世末から近世初頭の畑地の造成土と耕作土。調査地中央のSD2012以北に堆積する。調査地南半ではにぶい黄褐色・灰黄褐色の硬化面からなるSX2009の造成土となる。
- 第7層 旧耕作土：灰褐色土層からなる中世に存在した畑地の造成土と耕作土。SK2020、SK2021の検出面。調査地北半に堆積し、南半のSX2009構築直前に存在した畑地の造成土と耕作土である。北半東側では中世畑地の覆土となる。
- 第8層 暗褐色土層：最上層の古代の遺物包含層。調査地北半西側にのみ堆積する。炭化物・赤褐色土器片が混入する。SI2015、SI2016の検出面。
- 第9層 褐色土層：調査地北半に堆積する古代の整地層（第9—1層）。炭化物・赤褐色土器片が混入する。SI2017、SI2018、SK2024、SK2025の検出面。調査南半ではSX2010の造成土となり、その上面から

SX2011溝状構造が検出されている。調査地北半東側では、第9－2層黄褐色砂・にぶい黄褐色砂に細分され、上層からの烟歎跡、SK2022、SK2023の検出面となる。

第10層 灰黄褐色土層：最下層の古代の遺物包含層。調査地全体に堆積し、地山粘土が少量混じる。SA2008、SX2010、SX2026、SD2013、SD2014、SI2019の検出面。北半東側の一部で上面の硬化が見られる。

第11層 黒褐色土層：縄文時代晩期の包含層。調査地全体に堆積する。

地山飛砂層：明黄褐色砂・黄褐色砂層。調査地全体の地山となっているが、南辺付近の一部では削平等のために分布せず、下層の浅黄色粘土の地山粘土層が確認されている。

各層出土遺物

第1層 表土出土遺物（第59図、図版40）

陶器（1）：珠洲系中世陶器壺の体部下半の破片である。外面に平行叩き目、内面に無文の当て具痕がある。内面は刷毛目調整後に叩きに伴う当て具を当てている。

第2層 旧耕作土出土遺物（第59図、図版40）

陶器（2、3）：2は肥前系（唐津系）陶器灰釉皿の底部破片である。基筒底で、内面に胎土目積みの痕跡がある。3は瓶類の破片である。外面に掛け流しで鉄釉を施釉し、内面は刷毛刷り施釉している。胎土は灰白色を呈し、極めて緻密である。

磁器（4、5）：4は染付（明染付）磁器皿の底部破片である。基筒底で、疊付き部分を釉剥ぎしている。内面の染付は草花文と思われる。5は肥前系磁器染付皿の底部破片である。高台疊付き部分が釉剥ぎされ、内面の染付は山水文と思われる。

第3層 旧耕作土出土遺物（第59図、図版40）

赤褐色土器（6）：壺の口縁部破片である。外面に判読不能の墨書がある。

陶器（7）：瀬戸・美濃系陶器鉄釉折縁皿の高台付近の底部破片である。内面にヘラ描きによる簡易な菊花文を施し、外面にはトチン痕跡がある。

磁器（8）：肥前系陶器染付瓶の頸部付近から体部上半の破片である。外面に微塵唐草文を染付けている。

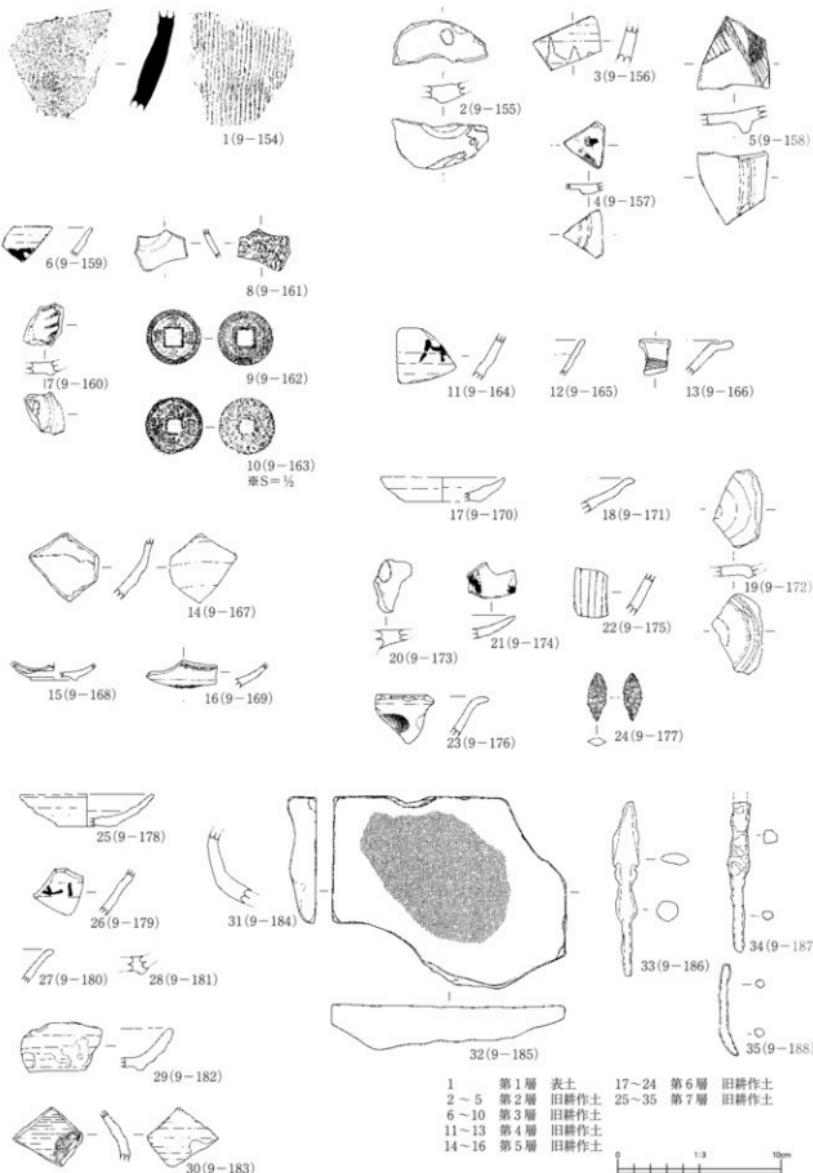
銭貨（9、10）：銅銭の寛永通寶である。

第4層 旧耕作土出土遺物（第59図、図版40・41）

11～13は造成土出土である。

赤褐色土器（11）：壺の体部破片である。外面に判読不能の墨書がある。

陶器（12、13）：12は灰釉陶器壺の口縁部破片である。口縁部のみ漬け掛けにて施釉している。13は肥前系（唐津系）陶器折縁刷毛目皿の口縁部破片である。



第59図 第1層～第7層出土遺物①

第5層 旧耕作土出土遺物（第59図、図版41）

陶器（14）：鉄釉天目茶碗の体部上半の破片である。内外面とも漬け掛けで、口縁部付近の飴色の釉と体部の黒色釉の2色の鉄釉を掛け分けている。中国産と思われる。

磁器（15、16）：15は肥前系磁器染付小杯の底部破片である。外面に不明文様を染付けている。16は肥前系磁器染付小碗の底部破片である。外面に不明文様を染付けている。

第6層 旧耕作土出土遺物（第59図、図版41）

赤褐色土器（17）：糸切り無調整の小型皿である。

陶器（18～20）：18は灰釉陶器皿の口縁部破片である。内面に刷毛塗りで施釉している。19は瀬戸・美濃系陶器灰釉内禿皿の底部破片である。20は肥前系（唐津系）陶器灰釉皿の高台付近の破片である。高台を除き、内外面に灰色の灰釉を施釉する。内面に胎土目積みの痕跡がある。

磁器（21～23）：21は白磁皿の底部付近の破片である。底部内側が釉剥離されている。22は青磁細連弁文碗の体部破片で、線刻連弁文を施している。23は龍泉窯系青磁鉢類の口縁部破片である。

石器（24）：頁岩製の有茎石錐である。

第7層 旧耕作土・搅乱出土遺物（第59・60図、図版41・42）

25～28、30～35は造成土、28は落ち込み埋土、36～38は下層の畑跡埋土出土である。

赤褐色土器（25、26）：25は糸切り無調整の小型壺である。26は壺体部の破片で、外面に判読不能の墨書がある。

陶器（27、31）：27は灰釉陶器塊の口縁部破片である。内外面とも刷毛塗りで施釉し、内面に焼成時の降灰または落灰物が付着している。28は瀬戸・美濃系灰釉皿の高台付近底部の破片である。29は瀬戸・美濃系灰釉丸皿の高台付近底部の破片である。内外面共に黄白色の施釉をしている。30は瀬戸・美濃系陶器瓶類の体部上半の破片である。外面全面に鉄釉を施し、内面にも部分的に釉が掛かる。31は壺器系中世陶器壺の体部上半から頸部の破片である。

磁器（36～37）：36は龍泉窯系青磁綾花皿の口縁部破片である。37は龍泉窯系青磁連弁文碗の体部破片である。外面に鍋連弁文を施している。

埴（32）：硬質で青灰色を呈する埴で、上面を転用硯として使用している。

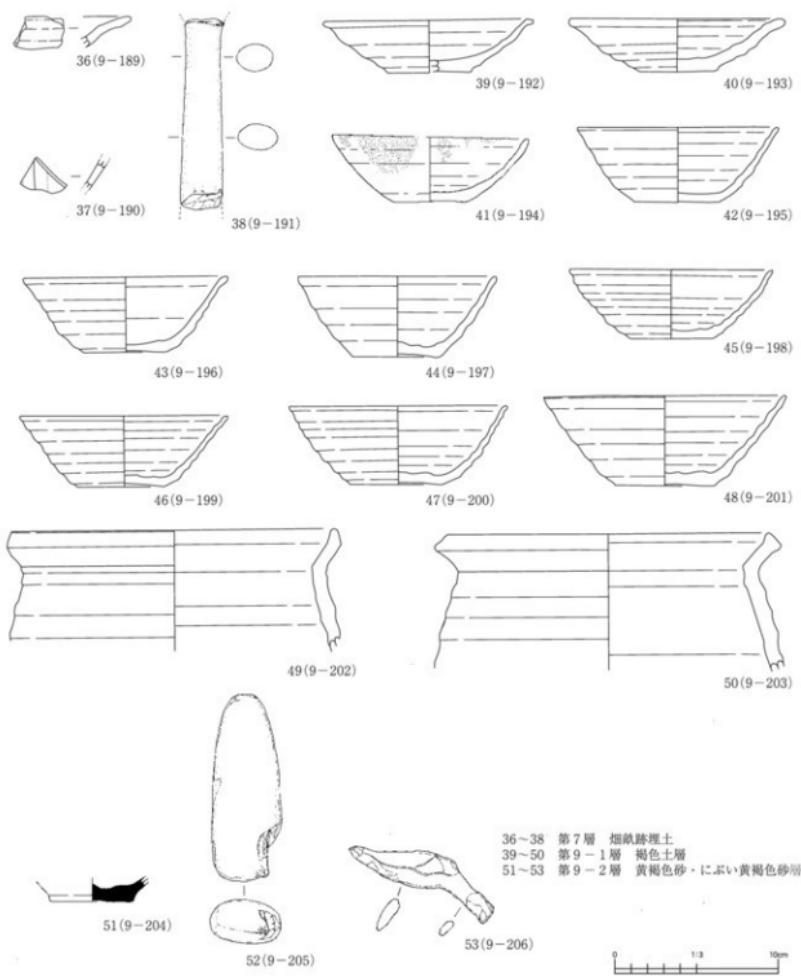
鉄製品（33～35）：33は基部を欠損した鉄錐である。34は先端と基部を欠損した鉄錐である。35は棒状の鉄製品である。いずれも銹化が進んでいる。

石器（38）：両端が欠損した砂岩質岩製の石棒である。

第9層 褐色土層出土遺物（第60図、図版42・43）

39～50は調査区北側整地層内、51～53はSX2010道路遺構の造成土出土である。

赤褐色土器（39～50）：39、40は糸切り無調整の皿である。41は糸切り撫で調整の壺である。体部内・外面共に撫で調整を施している。口縁部に煤状炭化物が付着しており、燈明皿としても使用されたと考える。42～48は糸切り無調整の皿である。49、50は頸部がくの字状に外傾して口縁部が立ち上がる壺である。39、43、45、46は体部内外面に、42は外面口縁部に、50は口縁部に、44は内外面および口縁部に二次加熱の痕跡



第60図 第7層・第9層出土遺物②

がある。

須恵器（51）：糸切り無調整の壺の底部破片である。

石器（52）：先端の一部を欠損した火碎流堆積岩製の磨製石斧である。

鉄製品（53）：刃物と思われる不明の鉄製品である。錆化が進んでいる。

第10層 灰黄褐色土層出土遺物（第61・62図、図版43）

54、56～65は整地層内、55、66は第10層上面出土である。

須恵器（54、55）：54は糸切り無調整の壺である。55はヘラ切り軽い撫で調整を施す台付壺である。台取り付け後にも台周辺に軽い撫で調整を施す。焼成が良好で胎土が緻密であり、灰色から褐灰色を呈する。

赤褐色土器（56～60）：56、57、58、59は糸切り無調整の皿である。60は頸部がくの字状に外傾して口縁部が立ち上がる小型甕で、底部を欠損するが平底と思われる。口縁部内面に煤状炭化物が付着する。57、59は底部から体部外面に、58は口縁部外面の一部に二次加熱の痕跡がある。

土錘（61）：焼き締めた陶器質の大形土錘である。破損後に二次加熱を受けている。

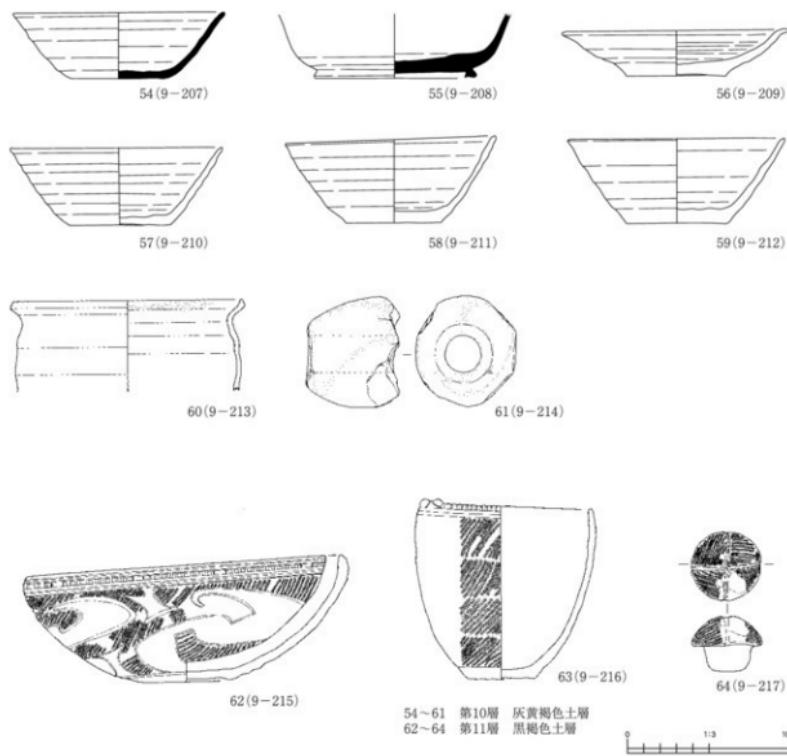
第62図の1、2は整地層内出土の瓦である。

瓦（1、2）：1、2は一枚作りの平瓦で、1は凹面に布目痕、凸面に繩目叩き痕が認められ、硬質で灰白色を呈する。2は凸面に繩目叩き痕が認められ、硬質で青灰色を呈する。

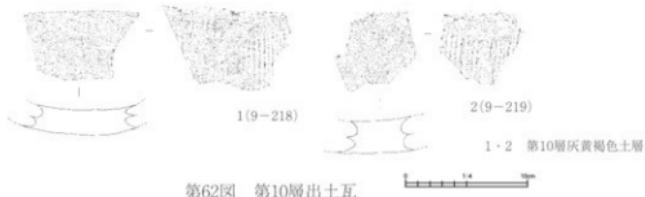
第11層 黒褐色土層出土遺物（第61図、図版43）

繩文土器（62、63）：62は晩期大洞C₁式の浅鉢である。口縁部の平行沈線文間に磨きが施され、体部外面に磨消繩文による流麗な雲形文、内面にはミガキ調整が施される。63は晩期大洞C₂式の小型甕である。口縁部上端にキザミが刻まれ、突起が付く。口縁部には平行沈線文、体部にはL R 単節斜繩文が施される。

土製品（64）：キノコ型土製品である。上面に十字の沈線文とL R 単節斜繩文（横位回転）を施す。



第61図 第10層・第11層出土遺物③



第62図 第10層出土瓦

IV 考 察

1. 第92次調査について

調査地は、焼山地区北西部、秋田城跡の外郭（外側の城壁に囲まれた範囲）北西隅部にあたり、城の中心施設である政庁から北西に約220mに位置する。調査地南側隣接地では、外郭西辺の区画施設（奈良時代は築地堀、平安時代は材木塀）が確認されている。また、調査地南東側、政庁との中間にあたる焼山地区北部では奈良時代から平安時代にかけて変遷する城内最大規模の掘立柱建物群（倉庫群）が確認されている。

調査は、外郭北西部にA調査区、尾根が延びる西側に南北に細長くB調査区を約100m離して設定し、それぞれ西門と道路の把握を目的として実施した。調査の結果、A調査区にて外郭西門跡を検出し、城の基本構造解明に関わる重要な成果を得た。外郭西門跡として6棟の掘立柱建物が把握され、全体で掘立柱建物8棟、築地堀跡1条、材木塀跡2条、溝跡2条、土坑6基が検出された。B調査区では外郭西門から城外へ延びる東西道路は明確に確認されなかったが、中世の土壙と、出入り口の門跡となる建物跡を検出し、掘立柱建物跡1棟、土壙2条、材木塀跡2条、火葬墓1基が検出された。

以下、遺構の時期と様相が異なるA調査区とB調査区を分けて、遺構や遺物包含層の年代、重要遺構の機能と性格、調査区の利用状況の変遷等についてそれぞれ考察する。

1) 第92次調査A調査区について

①外郭西門の変遷および年代について（第63図参照）

外郭西門跡としてA調査区のはば全域にわたり、やや位置をずらしながら重複する6棟の南北棟建物跡、SB1991～SB1986掘立柱建物跡を検出した。各建物跡の変遷及び新旧関係については、遺構（柱掘り方）の重複、遺構検出面、外郭区画施設との位置および重複関係、遺構内出土の年代比定資料等により把握される。

遺構の重複関係から見た場合、平面および柱掘り方断面等により6棟全ての切り合い、重複関係が確認される。遺構重複関係は古い順にSB1991→SB1990→SB1989→SB1988→SB1987→SB1986となっており、6時期の遺構期変遷が把握される。

検出遺構面については、SB1991とSB1990は地山飛砂層面から第7層面、SB1989～SB1987は第6層面より検出されており、重複関係と矛盾しない。

検出面となる各層のうち第6層明褐色粘土・明褐色土・褐色土層については、外郭I・II期の区画施設であるSF290築地堀の崩壊土を多く含む整地層で、SF290の覆土ともなっている。第6層からは、後述する瓦分類において、政庁・外郭I期に使用されたやや軟質の平瓦や丸瓦（1群）が経年変化により摩滅した状態で出土している。また、政庁・外郭III期に使用され8世紀末以降の年代に位置付けられる特に硬質の平瓦（3群）も出土している。それらのことから、第6層は外郭III期、8世紀末・9世紀初めの整地層となり、SB1991とSB1990は第6層整地以前の奈良時代、SB1989～SB1986は平安時代の遺構であることが把握される。

外郭区画施設との位置関係について見た場合、外郭I・II期の区画施設であるSF290築地堀跡は、重複関係上最も古いSB1991の棟通りに取り付く方向を示す。SF290は南側に隣接する第19次調査において嵩上げ補修による新旧二時期が把握され、それが外郭I期とII期に該当すると判断されている。今次調査では削平により外郭I期に該当する築地本体下部がSB1991に取り付く位置関係を示していると判断される。また、

SB1989はSF290と重複しそれよりも新しく、外郭Ⅲ期整地となる第6層面から検出されている。それらのことから、SB1991は外郭Ⅰ期の西門跡に該当し、SB1989は外郭Ⅲ期以降の西門跡となることが把握され、重複関係上その中間に位置するSB1990は、外郭Ⅱ期の西門跡となる可能性が高い。

各建物跡遺構内出土の年代比定資料について見た場合、SB1991からは柱掘り方埋土より弥生土器、柱抜き取り部分より瓦片が1点のみ出土している。SB1989からは柱抜き取り部分より8世紀末から9世紀第1四半期に位置付けられる可能性が高いハラ切り後軽い撫で調整を施す須恵器坏底部が出土している。SB1987からは柱掘り方埋土より9世紀第2四半期に位置付けられるハラ切り後軽い撫で調整を施し、底部から体部にかけて丸味と深みを帯びる須恵器坏底部が出土している（註1）。重複関係上最も古いSB1991について、建物構築に伴い創建以前の弥生時代の遺物が混入するものの、柱掘り方埋土から古代の遺物が出土しないことは、従来の調査で奈良時代、特に創建期の遺構内から出土遺物が少ない傾向と一致する。出土土器からSB1989は8世紀末から9世紀第1四半期以降、SB1987は9世紀第2四半期以降に位置付けられる。

各建物跡遺構内出土の瓦について見てみると、SB1989からは柱掘り方埋土および柱抜き取り部分より8世紀末以降の年代に位置付けられる有段丸瓦が出土している。有段丸瓦については重複関係上SB1989より古い建物跡からは出土しておらず、SB1989の次に位置付けられるSB1988の柱掘り方埋土より出土している。さらに後述する瓦分類もふまえて検討すると、SB1989からSB1987までは政府・外郭Ⅰ期に使用されたやや軟質の平瓦および丸瓦（1群）が経年変化により摩滅した状態で出土し、そのうちSB1988とSB1987からは著しく摩滅したものが出土している。また、政府・外郭Ⅲ期に使用され8世紀末以降の年代に位置付けられる特に硬質の平瓦および丸瓦（3群）は、SB1990の柱抜き取り部分やSB1989の柱掘り方埋土等、重複関係上SB1990より新しい建物からしか出土しない。

以上の各建物跡遺構内出土遺物の様相と年代観は、前述した遺構重複や検出層位に基づく新旧関係や、区画施設との位置関係に基づく遺構時期に矛盾しない。

遺構期区分について見た場合、外郭西門で把握された6時期の変遷は、政府の遺構期変遷にはほぼ一致していることが指摘される。政府Ⅰ期からⅥ期の各遺構期については、漆紙文書等の紀年銘資料や出土土器の年代、外郭区画施設も含めた秋田城跡全体の変遷画期と史料上の記事との対比等から年代が把握され、政府跡の報告書『秋田城跡－政府跡－』等でも報告されている（註2）。その変遷において、建物構造や規模、建物方位等から大きな画期が指摘されるのは、政府Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅵ期である。前述した整地事業や後述する外郭西門の建物規模や構造、位置や方位等の検討からは、3時期目のSB1989、5時期目のSB1987、6時期目のSB1986に変遷上の画期が認められ、政府遺構期変遷と一致する。また、近接する焼山地区建物群でも政府・外郭Ⅲ期と政府Ⅴ期・外郭Ⅳ期に該当する時に、建物群の構造や配置に遺構期変遷の画期が指摘される。それらのことから、外郭西門の遺構変遷を政府を主とした遺構変遷と遺構期に対比することが可能と考えられる。

外郭西門跡の各建物跡について、前述した遺構重複関係、検出遺構面、特に遺構出土の年代比定資料に基づき、政府遺構期に当てはめ、年代を位置付けると以下のようになる。

SB1991は創建期（Ⅰ期）に該当し天平5年（733）の秋田出羽櫛創建から8世紀第2四半期、SB1990はⅡ期に該当し8世紀第3四半期から8世紀末・9世紀初め、SB1989はⅢ期に該当し8世紀末・9世紀初めから9世紀前半、SB1988はⅣ期に該当し9世紀第2四半期から元慶2年（878）、SB1987はⅤ期に該当し元慶2年（878）以降、SB1986は最終期Ⅵ期に該当し10世紀第1四半期から10世紀中葉となる。

一方で、今次調査で把握された外郭西門跡の6遺構期の変遷に対し、外郭東門跡については、大きく4時期の遺構変遷しか確認されていないという問題も存在する。この相違については、後述する外郭西門と外郭東門の機能・性格の相違、規制の差異等が反映している可能性がある。

また、外郭西門跡6棟のうち、IV期のSB1988以降の建物跡については、個別に詳細な年代比定が可能な資料を欠き、後述するように後世の削平により組み合う外郭区画施設位置や取り付けに不明確な部分残している。そのため、今後、北側の未調査地の調査や補足の遺構断ち割り等により、さらに年代の裏付けを進めしていく必要がある。また、政府の遺構期変遷においては、主要殿舎でIV期目に2小期の変遷があり、計7棟の建物跡が把握されているが、外郭西門跡には現状ではそれが把握されていない、西門跡の柱掘り方群には建物として組み合わなかったものも存在するため、門跡の建物が増加する可能性についても、北側および東側の未調査部分の追求と精査を行い、今後検討を加えていく必要がある。

②外郭西門跡の規模・構造・位置等について（第63図参照）

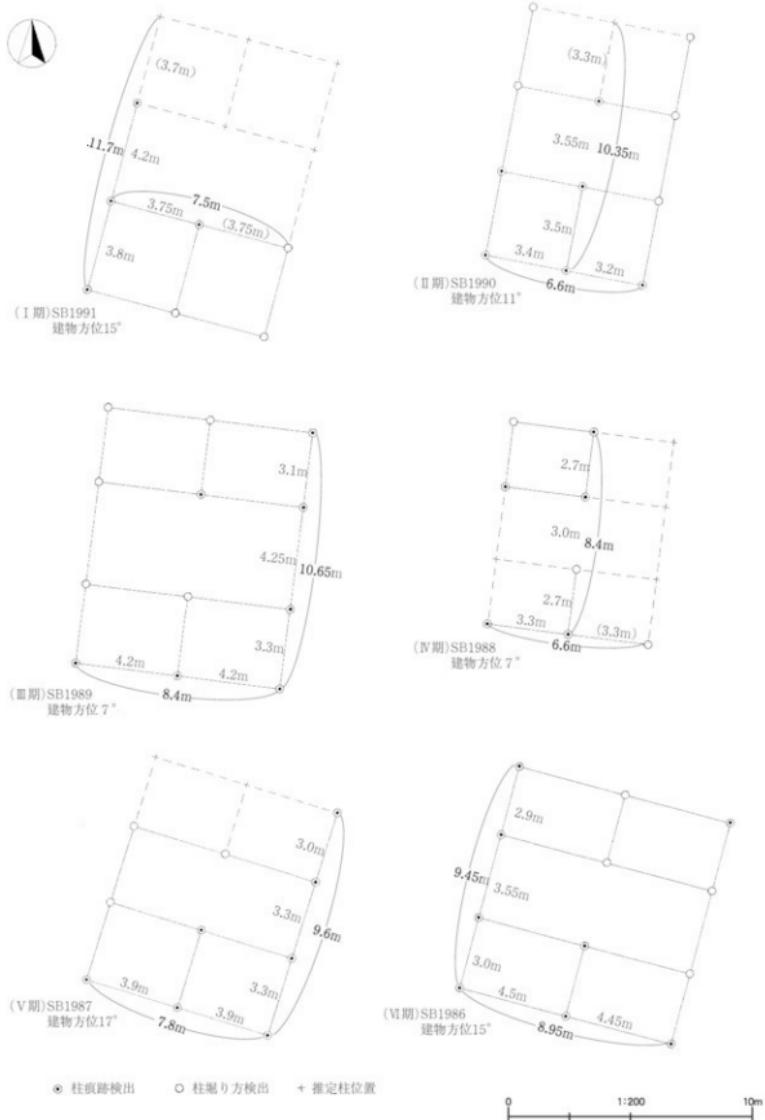
把握された6棟の外郭西門跡の建物構造および建物形態については、全て梁間（東西）2間×桁行（南北）3間の南北棟掘立柱建物跡である。建物形態では八脚門形態を基本とし、桁行中央の柱間が南北両側の一間よりもやや広いことから、棟通りに三間一戸の扉を有する構造と考えられ、南北棟の門に対し、東西南向に道路が通る構造と判断される。

建物の規模について見た場合、最も大型なのがIII期のSB1989（梁間8.4m×桁行10.65m）、最も小型なのがIV期のSB1988（梁間6.6m×桁行8.4m）であり、I期からVI期までばらつきがあるが、変遷上では大→小の変化が認められ、III期目とV期目に前段階より特に大型化することが指摘される。一方で、南北棟掘立柱建物で八脚門形態の外郭東門跡（規模が明確なIII期で梁間5.4m（2.7m+2.7m）×桁行8.4m（2.7m+3.0m+2.7m））と比較した場合、外郭西門跡は6棟全て東門跡より大きく、最も小型のSB1988でも1.2倍の建物規模（建築面積）を持ち、6棟の平均では1.77倍の建物規模をもつ等、外郭東門に比して、特に大型の門であることが指摘される。

また、外郭西門跡は建物プランにおいて、桁行に対し梁間の幅（建物横幅）が広いという特徴がある。桁行を1とした場合の梁間の比率はSB1991（0.641）→SB1990（0.638）→SB1989（0.789）→SB1988（0.785）→SB1987（0.813）→SB1986（0.952）と変化している。外郭東門跡（0.643）に比して、奈良期の2棟はほぼ同じであるが、平安期以降は梁間の比率は特に大きくなる。梁間比率（建物プラン）の変化からは、III期目とV期目、VI期に大きな変化、建物横幅の大型化が認められる。

外郭西門跡の建物構造を考えるにあたり、建物規模が大きく大型の門である点や、桁行に対し梁間の幅（横幅）が広いという建物プランの特徴等を考慮した場合、単層構造の門ではなく、楼門または櫓門など重層構造の門となる可能性が指摘される。建物柱痕跡を見ると、柱底部の位置は、SB1989を除き、建物の外側である南北両端の梁間の柱底部が、建物内側の梁間の柱底部よりやや深い位置にあるか、ほぼ均等な深さであり、棟通りの柱が特に深い建物が認められないことも、重層構造に結びつく可能性として指摘される。

各建物位置について見た場合、III期のSB1989段階で前期の建物より南に約4m、V期のSB1987段階で北西側に約8m、VI期のSB1986段階で南西側に約4mずれ、建物位置が大きく変化する。そのうち特に建物梁間側や桁行側への移動で見れば、III期目とV期目に大きな画期が認められ、それは区画施設の構造や位置から把握される外郭区画施設における変遷画期に時期的に一致する。



第63図 外郭西門跡建物変遷図

建物方位について見た場合、南北方向柱筋が全て北で東に傾く方向を示す。これは、外郭西門跡の位置が尾根の南寄りに位置する関係上、そこから門を通り城外道路が延びる方向、尾根が延びる方向に門を向けるためと判断される。各建物方位は SB1991（15度）→ SB1990（11度）→ SB1989（7度）→ SB1988（7度）→ SB1987（17度）→ SB1986（15度）の傾きで変化しており、Ⅲ期目とⅤ期目に大きな変化が認められる。

以上のように外郭西門跡の規模や構造、建物位置や方位等から見ると、大きくなっているⅢ期、Ⅴ期、Ⅵ期に変遷上の画期が存在すると考えられる。

③外郭西門の機能および性格について（第64図参照）

今次調査により、外郭西門は、外郭区画施設が区画する丘陵高位部から西側に緩やかな尾根が張り出す場所、その尾根の基部に立地することが確認された。外郭西辺部の地形を見た場合、他に緩やかな尾根が西側に張り出す場所はなく、西側への急斜面となっている箇所が多い。外郭東門が政府のはば真東に外郭東辺中央部に配置されているのに対し、外郭西門は外郭西辺中央部ではなく、地形に合わせて、緩やかな尾根が張り出し下る、通行しやすい外郭北西隅部に配置されたと考えられる。

政府との中間、城内西側の焼山地区には大規模な倉庫群が存在することも考え合われた場合（註3）、外郭西門は配置の規則性よりも、物資の搬入口としての実用的機能と性格を重視した門である可能性が高いといえる。創建期より位置が移動していないと考えられることをふまえれば、城の西側では創建当初より物資の搬入と保管管理の機能が重視されていたともいえる。

城外の状況を見た場合、外郭西門から尾根を下った場所には、秋田城に関係する古代集落の後城遺跡、その先は水運上重要な雄物川の川岸がある。そのことも、外郭西門の立地および機能における人員通行や物資搬入の重視、城内北西側での物資保管・管理機能の重視等に結びつくものと判断される。また、前述したとおり、外郭西門跡は外郭東門に比して、大型の門であり、門としての構造上三間一戸の扉部分の柱間が広い傾向にあることも、物資搬入に適した構造を反映している可能性が考えられる。

なお、梁間2間×桁行3間の南北棟掘立柱建物跡という建物構造では、外郭の東西の門には一定の共通性・規則性が指摘されるが、その一方で、ほぼ同位置・プランで建て替えられる外郭東門に対して、外郭西門は各時期の建物位置や方位、規模やプランにズレや変化が認められ、規則性・規格性に欠ける点が指摘される。その相違は、規則性・規格性を重視する外郭東門に対し、外郭西門は、実用的機能と性格を重視した門として改修も多く、設置上の規制が弱かったことによると考えられる。

④外郭西辺区画施設および道路遺構について（第6図参照）

検出位置関係から外郭西門跡に取り付く外郭区画施設として把握されるのは、SF290築地塀跡、SA1992材木塀跡、SA1993材木塀跡である。

調査区南東側検出の南北方向のSF290は、前述したように嵩上げ補修による新旧二時期が把握され、そのうち外郭Ⅰ期に該当する築地本体下部が、Ⅰ期 SB1991棟通りに取り付く位置関係を示していると判断される。Ⅱ期のSB1990の棟通りはSB1991よりやや西寄りに位置するため、SF290の外郭Ⅱ期に該当する部分も、やや西側にずれる位置に改修された可能性がある。調査区南東側検出のSA1992の布堀り溝は、SB1989の柱掘り方と重複しそれよりも新しいが、SB1989の棟通りに取り付く位置関係にあることと、外郭Ⅲ期整地となる第6層面から検出されていることから、外郭Ⅲ期の材木塀に該当すると判断される。調査区北東側

検出のSA1993材木塀跡の布掘りは、位置関係からⅣ期SB1988の棟通りに取り付く可能性があるが、Ⅴ期SB1987の柱掘り方と重複しそれよりも新しい重複関係にあることから、北側未調査区の状況も含めて再度検討する必要がある。

Ⅳ期SB1988からⅥ期SB1986に取り付く区画施設については、現状では把握されていない。整地を重ね西門建物を構築していく関係上、建物自体が後世の削平の影響を強く受け、柱掘り方も浅くしか遺存していない状況であることから、それらに取り付く区画施設についても、削平を受けていると判断される。今後、遺構の遺存状況が良いと推定される北側未調査区での区画施設追求が必要である。

外郭西門を通る東西の道路遺構については、後世の削平により、硬化した道路面等は検出されず、明確に把握されなかった。しかし、第6層面検出の並行する2条の溝跡SD1994とSD1995については、検出位置および門跡から南西へ延びる溝跡の方向等から、8世紀末以降の道路側溝となる可能性がある。また、西門から城外西側に延びる尾根上のB調査区においても、後述するような後世の地形改変により道路遺構は把握されなかった。古代における西側城外道路の位置把握が今後の課題である。

⑥外郭西門跡および周辺出土の瓦について

第92次A調査区では、外郭西門跡遺構内（柱掘り方内）および各時期の西門跡周辺整地である周辺の遺物包含層から瓦が出土している。それらの瓦には共通性が認められ、分類が可能である。

出土瓦の種類は平瓦と丸瓦であり、軒平瓦、軒丸瓦は出土していない。平瓦・丸瓦とも基本的製作技法は同一である。平瓦は確認できるものは全て一枚作りであり、凸面には縄目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。丸瓦には無段と有段のタイプがある。凸面は縄目の叩きの後撫によるスリ消しが施され、凹面には布目圧痕を残す。城内の主要遺構出土の瓦分類については、政府跡東脇殿の報告書「秋田城跡－秋田城跡調査事務所年報2003－」でも報告されている（註4）。その分類を基に、今次調査出土瓦についても、焼成や確認できる範囲の調整技法等の特徴、違いにより以下のように大きく4グループに分けることが可能である。また、さらに色調により同一群の中で細分類也可能である。

1群 焼成は良好のやや軟質か、やや不良の軟質である。丸瓦は無段タイプのみ。色調により、灰白色を呈する1-1群、灰色を呈する1-2群、いぶし焼成による黒色を呈する1-3群に分類される。

2群 焼成は良好堅緻で硬質である。青灰色～灰色～暗灰色の色調を呈する。成形時縄目叩きの段階での離れを良くするための砂と考えられる砂粒が凸凹面、平瓦では特に凸面が目立つ。

3群 焼成は良好堅緻で特に硬質である。丸瓦は有段タイプのみ。平瓦は凸凹面に板状工具による撫で調整が認められる。成形時に粘土板を重ねた痕跡が明瞭に観察される。暗灰色～灰色を呈する3-1群、灰色～灰黄色または黄灰色を呈する3-2群、灰色～灰黄色または黄灰色を呈する3-3群に分類される。

4群 焼成はやや不良の軟質である。丸瓦は有段タイプ主体。橙色系を主体とした色調を呈する4-1群、黄灰色またはにぶい黄灰色～褐灰色の色調を呈する4-2群に分類される。

1群については政府I期・外郭I期築地壠崩壊瓦層より多量に出土した瓦に類似しており、創建期に生産使用された瓦と考えられる。3群の硬質系の瓦と4群の軟質系瓦については、政府III期以降の東脇殿跡および遺物包含層より出土しており、III期以降の瓦として生産使用されたものと考えられる。特に3群について焼成・色調・調整技法から古城廻窯跡の製品の可能性が高い。生産地である窯跡と消費地である秋田城跡における供伴遺物等に基づく従来の年代的検討において、8世紀末以降に位置付けられる有段丸瓦が3群の

硬質系の瓦と4群の軟質系瓦にのみ認められる。2群の瓦については、外郭西門跡Ⅰ期SB1991の柱抜き取りやⅡ期SB1990の柱掘り方理土からの出土があることから、8世紀後半以降の補修瓦となる可能性が高い。

各建物の出土状況を見ると、Ⅰ期SB1991とⅡ期SB1990からは1群・2群の瓦が出土している。Ⅲ期SB1989からは2群・3群と経年変化した1群、Ⅳ期SB1988からは3群・4群と経年変化した1群が出土している。Ⅴ期SB1987からは著しく経年変化した1群や経年変化した3群・4群が出土している。Ⅵ期SB1986からは瓦は出土していない。それらのことから、外郭西門にはⅠ期からⅣ期にかけて瓦が使用されていたと考えられる。外郭区画施設に瓦葺きが認められない段階である外郭西門Ⅱ期以降の遺構内からも瓦が出土することも、西門への瓦使用を裏付けるものといえる。外郭西門Ⅴ期以降からは、経年変化した瓦しか出土しておらず、新たに瓦が焼成・使用されたとは考え難い。屋根全面または部分的使用かについては、主要施設であり改修期ごとに整理されると考えられ、出土状況や総量からそれらを把握することは困難である。

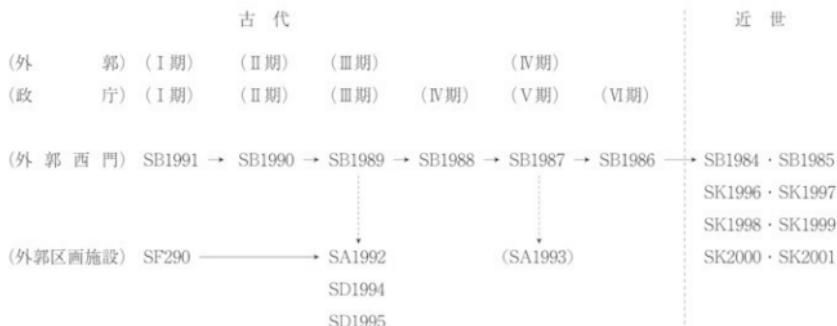
⑥第92次A調査区におけるその他の遺構の年代や調査区全体の利用状況の変遷について

第92次A調査区における外郭西門や外郭区画施設以外の検出遺構について、出土遺物や方位および位置関係により年代や変遷の把握を行い、A調査区全体の利用状況と変遷についてまとめる以下のようなになる。

外郭西門跡の重複関係上位遺構として第5層面で検出されたSB1984とSB1985掘立柱建物跡については、ほぼ同じ建物方位を示し、SB1984からは近世の陶器として18世紀末以降に位置付けられる京・信楽系の灰釉碗が出土していることから（註5）、とともに江戸時代後期以降の遺構と考えられる。同じ第5層面でSB1984とSB1985の周辺から検出されている小型の土坑群SK1996～SK2001土坑は、年代比定資料を欠くが、検出面と検出状況から、SB1984とSB1985と同じく江戸時代後期以降に位置付けられると推定される。

遺物包含層の出土遺物を見ると、最下層の第8層からは、弥生土器が出土している。それらは男鹿市の横長模A遺跡出土土器と文様構成や調整技法に類似が認められることから、弥生時代中期を中心とした時期に位置付けられるものと考えられる（註6）。

A調査区全体変遷を見ると、まず周辺に弥生時代の中期の生活域が存在し、空白期の後、8世紀前半から10世紀前半、奈良時代から平安時代にかけて秋田城の外郭西門として利用された。その後近世に入り、江戸時代後期以降に建物が造られ、周辺が畠地等として利用されたと考えられる。尾根西側のB調査区で検出された中世の利用は、A調査区では把握されず、今後周辺調査を含め追求していく必要がある。

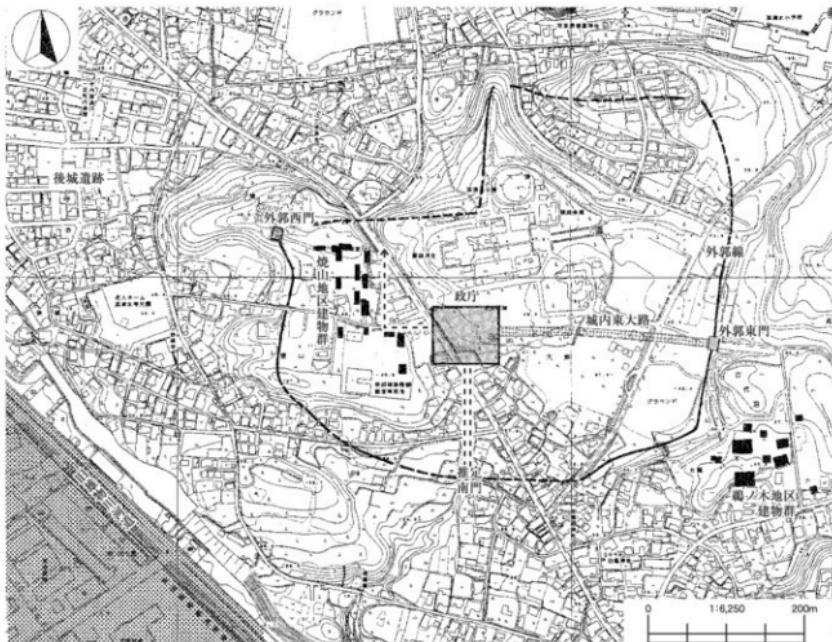


2) 城の東西における基本構造について（第64図参照）

外郭西門跡の検出により、外郭における東西の門の位置が非対称であることが確認され、門と政府間の利用状況と合わせ、城の東西方向の基本構造が明らかとなった。

政府のほぼ真東に外郭東門が位置し、政府間に直線的な城内道路が延び、方位や基本構造に規則性を重視する城内東側に対し、地形に応じて外郭北西隅に西門が配置され、政府間に倉庫と考えられる建物群が存在し、直線的道路が想定されない実務機能の重視が認められる城内西側との差異が明確となった。

また、今次調査検出の外郭西門跡が創建期に遡ることから、秋田出羽柵としての創建当初より、城の東西で基本プランが異なっていることも把握された。城の西側については、低丘陵上立地による地形の制約もあり、その地形に応じ外郭西門を配置している。それは、同じく8世紀前半代創建であり、低丘陵上立地である多賀城跡において、地形に応じ外郭東門が外郭北東部、外郭西門が外郭南西部に配置される状況に類似しており、8世紀前半代創建の城柵における立地と基本プランの共通点として把握される。しかし、秋田城跡の東側については、政府のほぼ真東に外郭東門を配置する等、方位や規則性を重視しており、相違が認められる。これは秋田城跡の基本プランにおける特徴として指摘される。外郭東門に近接する城外南東側の鶴ノ木地区には、奈良期に寺院兼客館が存在したと考えられ（註7）、外郭東門はそこから政府へ至る出入り口であることを考慮した場合、城の東半は当初より規則性や視覚的効果を重視した基本プランを持ち、そこに秋田城跡の外交施設としての機能、特性が反映されている可能性が考えられる。



第64図 秋田城跡基本構造関係位置図

3) 第92次調査B調査区について

第92次調査B調査区の検出遺構について、出土遺物や重複および位置関係により年代や変遷の把握を行い、周辺の利用状況についてまとめると以下のようになる。

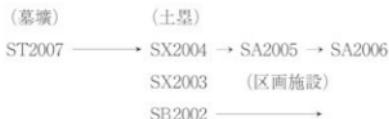
調査区北側のSX2003土塁跡と南側のSX2004土塁跡については、区画施設として尾根を取り囲むように対称に配置される位置関係と出土遺物から、同時期の遺構と考えられる。また、SX2003・SX2004が途切れる平坦部で検出されたSB2002掘立柱建物跡はその位置関係と出土遺物から、土塁と組み合う出入り口の門跡と考えられる。

出土遺物から見ると、SX2003は盛土直上から珠洲系中世陶器のIV期に該当し、14世紀以降の年代に位置付けられ粗い卸し目を持つ擂鉢が出土している（註8）。SX2004は盛土上層から珠洲系中世陶器の甕破片、盛土下層から瀬戸・美濃系陶器の大窯期に該当し、16世紀以降の年代に位置付けられる灰釉端反皿口縁部が出土している（註9）。また、土壙の構築年代に直結する年代比定資料として、土壙造成時に削られた地山直上の盛土最下層部からは、元豊通寶（北宋・初鑄1078年）と祥符元寶（北宋・初鑄1009年）、腐蝕による不明銭が3枚重なる形で出土している。北宋銭については銭文が不鮮明で厚さも薄く、本邦の模鋳錢と判断される。また、SB2002は柱掘り方底部から、模鋳錢の可能性がある永楽通寶（明・初鑄1408年）が出土している。本邦の模鋳錢については、その生産と流通が16世紀中頃から後半に著しく増加し、特定の銭種に限られるとされるが、上記の元豊通寶、祥符元寶、永楽通寶の銭種もそれに該当している（註10）。

それらのことから、SX2003・SX2004土壙跡とSB2002の門跡については、中世の遺構と判断され、年代については16世紀中頃から後半に位置付けられると考えられる。

SX2004に伴う区画施設であるSA2005材木塀跡とSA2006材木塀跡についても、同時期の遺構と考えられ、そのうちSA2006の布堀り溝内からは、SX2004と同様に元豊通寶・祥符元寶・祥符通寶の本邦模鉄鏡が出土している。SX2003・SX2004には盛土状況と区画施設の新旧関係から、新旧2時期が把握されるが、SA2006の出土遺物をふまえれば、大きな時期差は存在しないと考えられる。なお、SX2004の盛土直下から検出されたST2007墓壙は、土墨構築以前、16世紀後半以前の時期に位置付けられる。

以上のようにB調査区においては、中世段階における地形改変と削平により古代の遺構や遺物包含層は確認されず、外郭西門から城外へ延びる道路も把握されなかった。その一方で、中世の土塁区画と出入り口の門跡が検出される等、焼山地区北西部の中世段階の利用が把握され、16世紀後半を中心とする時期に土塁に開まれた城館・砦が存在した可能性が考えられるに至った。それ以前の中世段階には、B調査区周辺には墓域が存在したが、ある段階で城館・砦に利用状況が変わったと考えられる。今後、焼山地区北西部については、中世の遺構や利用状況についてもさらに追求し、実態を把握することが必要となったといえる。



周辺遺跡の調査成果や文献史料をふまえて、今次調査の結果に検討を加えると、まず、B調査区の西側の隣接地には、13世紀から16世紀末の遺物が出土し、14世紀後半から16世紀中葉を中心時期とする後城遺跡があり、居住域や墓域が把握されている（註11）。今次調査でも14世紀代の遺物が出土しており、後城遺跡と並行する形でB調査区周辺の墓域以前の利用がさらに測る可能性がある。また、後城遺跡のうち南東側にあ

たり今次調査地に近いA地区からは、火葬墓を含む墓塚群が検出されている。丘陵北西部、焼山地区西麓付近には17世紀初頭の久保田町割り以前に大悲寺、妙覺寺という寺院が存在した伝承について述べた紀行文もあり（註12）、それら寺院の墓域として周辺一帯が利用されていた可能性もある。

さらに文献史料には、天正17年（1587）に起きた安東氏の湊合戦において、寺内で「寺内の砦」をめぐり合戦が行われた記載があり（註13）、今次調査で把握された土塁に囲まれた焼山地区北西部の一画は、秋田城跡南の勅使館の丘陵にある中世城館跡と合わせ、それに関係する遺構となる可能性が指摘される。

2. 第93次調査について

第93次調査地は、秋田城跡城外南側の大小路地区中央部を対象とした。調査地は外郭南門推定地から南へ約100mに位置し、南門から城外南側に延びる南大路およびその西側周辺遺構の存在が推定されている。調査地南側の第90次調査では古代の竪穴住居跡や掘立柱建物が複数検出され、城外の居住域が確認されている。調査は、城外南大路の位置把握と、その周辺の利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、南大路跡は検出されなかつたが、東西方向の道路跡とその周辺の住居跡等が確認された。全体として、道路状遺構2面、溝状遺構1群、竪穴住居跡5軒、土坑6基、溝跡3条、柱列1列、焼土遺構1基の遺構が検出された。

それらの検出遺構については、出土遺物や検出層位、重複関係や方位等の検討から、年代や変遷の把握が可能である。遺構変遷の前提となる遺物包含層の年代を含めたそれらの検討を行い、調査地における利用状況の変遷等についてまとめる以下のようなになる。

1) 各遺物包含層の年代について

各層出土の年代比定資料を見ていくと、第3層からは肥前V期以降の微塵唐草文の磁器染付瓶が出土しており、19世紀以降の畑地造成土および耕作土と考えられる。第4層からは肥前III期～IV期、17世紀後半から18世紀に位置付けられる肥前系（唐津系）陶器の刷毛目文皿が出土しており、それ以降の畑地造成土および耕作土と考えられる（註14）。第5層は明確な年代比定資料を欠くが、肥前系磁器が出土している。調査地南側の道路整地層と並行する時期に堆積した第6層からは、肥前I期に該当し、16世紀末から17世紀初めに位置付けられる内面に胎土目積みの痕跡を残す肥前系陶器灰釉皿と、貿易陶磁器分類で青磁C群に該当し、15世紀後葉から16世紀前半頃に位置付けられる中国産青磁線刻蓮弁文碗が出土している（註15）。そのことから、第6層は中世後期の遺物包含層を巻き込んだ、16世紀末から17世紀初め以降の畑地造成土および耕作土と考えられる。第7層からは青磁C群に該当する中国産青磁稜花皿と、15世紀末以降に位置付けられる大窯期に該当する瀬戸・美濃系陶器の灰釉丸皿が出土しており、15世紀中頃から16世紀にかけての畑地造成土および耕作土と考えられる（註16）。以上のことから、第7層は中世、第6層は中世末・近世初頭以降の畑地造成土および耕作土となり、それより上層は近世以降の畑地造成土および耕作土となる。調査地北側を中心に段階的に盛土造成が行われ、畑地として継続して利用されていたことがわかる。

第8層は明確な年代比定資料を欠くが、赤褐色土器小片が出土しており、古代最上層の遺物包含層となる。調査地北側では居住域の整地層、南側では道路整地層となる第9層からは、口径12cm後半～13cm前半台で糸切り無調整の赤褐色土器皿や、口径12cm～13cm台と15cm台で大小に分化し、成形もやや粗雑な底径比の縮小した赤褐色土器坏Aが出土している。それらは9世紀第4四半期頃に位置付けられることから、その時

期の整地層と考えられる（註17）。古代の最下層である第10層からは、口径14cm台で系切り無調整の赤褐色土器皿や、口径13cm～14cm台の塊形で第9層に比して底径比の大きい赤褐色土器壺Aが出土している。それらは9世紀第3四半期頃に位置付けられることから、その時期の整地層と考えられる。

最下層の遺物包含層である第11層からは、縄文土器として、大洞C₁式の浅鉢や大洞C₂式の小型深鉢が出土しており、縄文時代晩期中葉の遺物包含層と判断される（註18）。

2) 各遺構の年代と変遷について

調査地北側では古代から中世、近世にかけての遺物包含層の堆積と遺構重複が認められる。第7層面検出のSK2020・SK2021土坑は明確な年代比定資料を欠くが、検出層位から15世紀中頃から16世紀代の室町時代の遺構と考えられる。古代の第9層面検出の土坑群のうち、調査地北東側検出のSK2022土坑からは赤褐色土器の小型壺破片、SK2023土坑からは白磁碗破片が出土しており、平安時代の10世紀以降に位置付けられる可能性がある。調査地北西側検出のSK2024土坑からは、口径12cm～13cm前半台で口縁部が外反し、成形もやや粗雑で底径比の縮小した赤褐色土器壺Aが、多数一括で出土しており、燈明皿としての使用も認められることから、9世紀第4四半期頃の祭祀に関係する土器廐棄遺構として位置づけられる。SK2025土坑からは、10世紀中葉に位置付けられる赤褐色土器小型皿が出土しているものの、重複関係でSI2018竪穴住居跡より古いことが把握されたため、重複遺構から混入した遺物となる可能性が高い。

調査地北西側に集中する竪穴住居跡群について見てみると、第8層面検出のSI2016竪穴住居跡からは、埋土より口径11cm後半台の赤褐色土器壺Aや口径10cm台の赤褐色土器小型壺が出土しており、10世紀中葉に位置付けられる。重複関係でそれより新しいSI2015竪穴住居跡はそれ以降に位置付けられる。第9層面検出のSI2017竪穴住居跡からは、埋土と床面より口径12cm～13cm台で底径比の縮小した赤褐色土器壺Aが出土しており、9世紀第4四半期頃に位置付けられる。重複関係でそれより新しいSI2018竪穴住居跡からは、格子目瓦に加え、住居内の小土坑から、口径11cm～12cm台で底径比の縮小した赤褐色土器壺Aが出土しており、10世紀第1四半期から第2四半期頃に位置付けられる。第10層面検出のSI2019竪穴住居跡からは、口径15cm台の塊形で法量と底径比の大きい赤褐色土器壺Aが出土しており、9世紀第3四半期頃に位置付けられる。これら住居出土遺物の年代と前述した検出層位の年代は矛盾していない。

以上の出土遺物の年代や重複関係、検出層位等から、竪穴住居跡群にはSI2019→SI2017→SI2018→SI2016→SI2015の変遷が把握され、9世紀第3四半期頃から10世紀中葉頃まで継続して住居が営まれたと考えられる。また、竪穴住居の壁の方向について見た場合、第8層面検出の住居は、南北方向で見ると北でやや東に振れ（約1度～2度）、第9層面では北で大きく東に振れ（約32度～35度）、第10層面では北でやや東に振れる（約2度）方向となっており、時期毎に居住域にも一定の方位規制が存在したと考えられる。

第10層検出のSA2008柱列は、その方位と検出層位から、9世紀第3四半期頃の遺構となり、それに囲まれるように区画されるSX2026焼土遺構も同時期と考えられる。周辺利用の始まりの頃、鍛冶関係等の生産行為が行われていたと考えられる。

調査地南側では、道路遺構が検出されるものの、竪穴住居や土坑等の遺構が検出されず、古代から中世にかけて居住域としての利用に規制が存在したと考えられる。南側第6層により造成されたSX2009道路遺構は、前述した第6層の年代から、中世末から近世初頭、16世紀末から17世紀初め頃に造成された東西方向の道路と考えられ、道路硬化面の状況から、その後一定期間機能したと考えられる。SX2011溝状遺構は、

SX2009の整地地業に伴う掘り込みであり、SX2009とほぼ同時期と判断される。南側第9層により造成されたSX2010道路遺構は、前述した第9層の年代から、平安時代・9世紀第4四半期頃に造成された東西方向の道路と考えられる。また、第10層面検出のSD2013・SD2014溝跡のうち、SD2014からは、大洞C式の鉢形土器の破片が出土しているが、SD2013とともに検出層位の年代から、9世紀第3四半期頃の遺構と考えられる。前述したようにSX2010の下層からは住居等の遺構が検出されず、道路としての利用がさらに遡る可能性を残すといえる。

第6層面検出のSD2012溝跡からは、肥前I期に該当し、1580年代に位置付けられる蒙灰釉が施釉され、内面に當て具痕を残す肥前系（唐津系）陶器壺の破片が出土している。その年代が道路整地の年代とも矛盾しないことや、溝の方向や位置関係もふまると、SX2009の道路側溝として機能した溝と考えられる。

3) 調査地利用状況の変遷と特徴

以上の各検出遺構の検討に基づき、調査地の利用状況の変遷や特徴をまとめると以下のようになる。

調査地では、縄文時代晩期、古代、中世、近世の遺構が検出され、周辺が長期にわたって利用されていた状況が把握された。

調査地の北側と南側では利用状況が大きく異なり、調査地北側は竪穴住居跡が検出される等、平安時代、9世紀後半から10世紀中葉頃を中心に居住域として利用され、古代の秋田城が廃絶後、中世から近世、そして現代まで継続して畠地として利用されている。調査地南側は北側より一段高く、旧地形の東西方向の尾根状の張り出しを生かすよう造成され、硬化した道路面からなる東西方向の道路状遺構が検出された。他の遺構が検出されない区域でもあり、古代と中世末・近世初頭以降の大きく2時期にわたり、道路として利用されていたと考えられる。現段階では、古代の道路は9世紀後半以降、中世末・近世初頭の道路は16世紀末から17世紀初め以降に機能したと考えられる。

調査の主たる目的である古代の城外南大路は検出されず、調査地より一段高い東側に位置する可能性が高まった。一方で、東西方向の道路が把握されたことにより、城外南側の大小路地区に南北及び東西方向の道路による計画的な地割りが存在する可能性が考えられた。今後は調査地東側での南北方向の南大路の位置把握に加え、東西方向の道路についても追求し、大小路地区全体の計画的な利用状況のあり方についてさらに検討していく必要がある。



- 註1 これ以降の考察における出土土器の年代比定は、以下一連の秋田城跡出土土器編年成果に基づくものである。
小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）—第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして—」
『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年
伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」「北陸古代土器研究 第7号」1997年
「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」「日本考古学協会 1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海一シンポジウムⅡ・資料集一」1997年
秋田市「第7章 秋田城跡の発掘調査 九 秋田城跡出土の土器編年」「秋田市史 第7巻 古代 史料編」2001年
秋田市教育委員会 資料編別編1の1「秋田城跡の土器編年」「秋田城跡Ⅱ—鶴ノ木地区—」 2007年
また、以下の文章中の「底径比」は底径に対する口径の比率、底径指数を示すものである。
- 註2 秋田市教育委員会「秋田城跡－政府跡－」2002年
- 註3 秋田市教育委員会「秋田城跡」秋田城跡調査事務所年報2003 2004年
- 註4 秋田市教育委員会「秋田城跡」秋田城跡調査事務所年報2006 2007年
- 註5 18世紀末から操業した在地の寺内窯業の可能性もある。
- 註6 若美町教育委員会「横長根A遺跡」 1984年
「東北の弥生土器」「志摩沢式土器」「日本土器辞典」 1996年
- 註7 秋田市教育委員会「秋田城跡Ⅱ—鶴ノ木地区—」 2007年
- 註8 吉岡康暢「中世須恵器の研究」 1994年
- 註9 「瀬戸系」「中世窯業の諸相－生産技術の展開と編年－」シンポジウム発表要旨集 2005年
- 註10 兵庫埋蔵調査会「中世の出土銭」「埠出土の錢鑄型と中世後期の模鋳錢生産」 1994年
兵庫埋蔵調査会「日本出土銭総覧」 1996年
- 註11 秋田市教育委員会・秋田地所「後城遺跡発掘調査報告書」 1981年
「後城遺跡」「中世出羽の諸様相」東北中世考古学会第9回大会資料集 2003年
- 註12 内田武志「菅江真澄隨筆集」「水の面影」平凡社東洋文庫 1969年
- 註13 『奥羽永慶軍記』上・下 今村義孝校注 人物往来社 1966年
- 註14 『九州陶磁の編年』 九州陶磁学会 2000年
- 註15 繩伸一郎「中世後期の貿易陶磁器」「概説中世の土器陶磁器」 1995年
- 註16 註9と同じ
- 註17 赤褐色土器の呼称と环A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、环類の底部から体部下端および下半にかけてケズリ調整を施すものを环B、無調整のものを环Aとしている。
- 註18 「大洞式土器」「日本土器辞典」 1996年

V 秋田城跡環境整備事業

平成20年度の整備

秋田城跡総合整備活用推進事業として、昨年度に引き続き政府域築地塀の復元整備を行うとともに、水洗廁舎復元と堺および柵杓のレプリカ製作・据付の委託を行った。

①政府域の整備

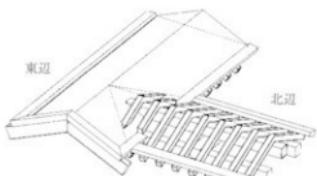
政府域の復元は、北東コーナーを含む北辺部分11mと東辺49mの合計60mの築地塀と、すでに復元が終了している外郭東門からの大路が取付く政府東門を復元の対象としているが、今年度は北辺部分、11mの築地塀復元を行った。

なお、北東コーナー築地塀隅の小屋の取り扱いについては、遺構から、北東隅まで東辺が延びており、その内側に北辺が取付くと考えられたため、そのまま意匠化すると切妻とするのが妥当であると判断した。また、この築地塀の場合は、築地上端の幅が狭く、隅木を指示するための充分な長さがとれないため、隅木が天秤状となり不安定であることや、隅の瓦加重を隅木のみで支えることとなるため、垂れ下がりを起こす恐れがあり、隅木を付けることは適切ではないと考えたことから、隅木無しの構造とした。(第1図)

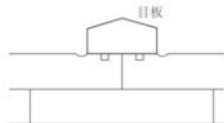
工事の概要は次のとおりである。

実施地区 政府域

名 称	区 分	規格寸法	数 量	金 額(千円)	備 考
築地塀工事費					
	仮設工事		1 式	677	素屋根、養生シート等
	基礎工事		1 式	453	
	木工事		1 式	3,423	木材購入、加工組立等
	屋根工事		1 式	4,281	瓦葺、面戸・軒瓦漆喰塗等
	版築工事		1 式	6,538	築地版築
	雜工事		1 式	924	鳥除金網等
直接工事費計				16,296	



第1図 北東コーナー隅取り



第2図 屋根断面図

②水洗廁舎の復元

水洗廁舎の復元は昨年に引き続き、材料購入および加工、目隠し塀を含む建て方工事を行った。

廁舎の構造は、遺構から、北側一間が三室に分かれ、それぞれが壁で仕切られた個室とした。

また、廁舎内への採光および臭気抜きについては、妻側、破風下の板壁を外したり、便室を取り囲む三方に格子窓を設けている。

屋根は板葺きとしたが、経年変化による雨漏りを防止するため、目板の下と脇に溝を切り雨漏り対策とした。(第2図)

工事の概要は次のとおりである。

実施地区　鶴ノ木地区

名 称	区 分	規格寸法	数 量	金 額(千円)	備 考
廁舎工事費					
	仮設工事		1式	677	仮囲い、軒足場等
	基礎工事		1式	408	土間等
	本 工 事		1式	13,884	木材購入・加工・組立等
	金物工事		1式	51	和釘等
	外周工事		1式	1,804	
直接工事費計				16,824	

③壺および柄杓のレプリカ製作・据付

復元する水洗廁舎では、活用の一環として、水を流す体験ができるようにすることが計画されていたため、史跡内堅穴住居跡から出土した須恵器壺と、築地盤を築くための土取をした穴から出土した柄杓のレプリカを製作し、須恵器壺を設置した。壺はFRP製で容積は約79リットル、柄杓は杉製で、容量は約1.1リットルとなっている。

政府城・築地塀
北東コーナー隅架構



政府城・北東コーナー隅
土居葺状況



政府城・北側築地塀完成



水洗廁舎壁板貼り
および格子窓取付



水洗廁舎屋根板
水仕舞溝



水洗廁舎完成



VI 秋田城跡保存活用整備事業

史跡秋田城跡を、市民の郷土学習の場として有効活用を図るために、平成20年度は下記の事業を実施した。

1 出前講座（5月22日・9月18日）史跡近隣の将軍野中学校1年生と高清水小学校6年生を対象に、秋田城跡について、出土遺物や遺構の画像等を用いて解説する講座を実施した。近隣の小中学校生徒に秋田城跡への関心や理解を深めてもらう機会とするため、郷土学習の授業の一環として調査事務所職員が講師となり授業を担当した。参加生徒数は、5月22日開催の将軍野中学校は135名、9月18日開催の高清水小学校は73名。

2 学習講座（6月4日～6月6日）

一般市民を対象に、秋田城跡全般について、発掘調査成果、文献史料、環境整備事業等を学んでもらう市民講座を開催した。郷土学習の機会として秋田城跡の周知を図るとともに、ボランティアガイド養成講座も兼ねて実施された。参加者20名。

3 史跡探訪会（7月5日）

一般市民を対象に、史跡内に生息する野鳥の観察会を開催した。市街地内にありながら、良好に保存された自然環境の観察を通じ、史跡指定による環境保全の側面も理解もらうことを目的とし、史跡内を散策し、野鳥観察等を行った。参加者15名。

4 第92次発掘調査現地説明会（7月26日・7月27日）

外郭西門跡検出等の発掘調査成果を公開した。7月26日は参加者160名。7月27日は参加者20名。

5 史跡秋田城跡パネル展（8月2日～8月31日・ポートタワーセリオン）

一般市民や観光客を対象に、発掘調査開始から40年間の歴史と成果に関するパネル展を、史跡に近接する市街地の観光施設の展示会場で開催した。発掘調査成果を公開し、情報発信を行うことにより、広く秋田城跡の周知を図る目的で開催され、期間中の施設入場者は29,683名であった。

6 史跡秋田城跡パネル展（9月17日～10月19日・秋田市民俗芸能伝承館旧金子家住宅）

一般市民や観光客を対象に、発掘調査開始から40年間の歴史と成果に関するパネル展を、市街地の展示施設で開催した。期間中は近接する展示施設で「高清水の丘～古代城柵ものがたり～」として秋田城跡についての特別展が開催されており、相乗的に情報発信を行うことにより、広く秋田城跡の周知を図る目的で開催され、期間中500名が見学した。

7 東門ふれあいデー（10月5日）秋田城跡外郭東門周辺を会場として、史跡の保護と活用を推進するためには、地域住民と共に各種イベントを開催した。ボランティアガイドの会等関係団体、地域住民による支援団体、地元町内会からなる実行委員会の主催、運営で行われ、調査事務所として情報発信のためのパネル展示、のぼりの製作・活用、リーフレットの配布等を行った。

8 築地塀復元体験会（10月5日）

政序域復元整備事業の公開と、築地塀の積み土体験会を東門ふれあいデーと同時に開催した。参加者30名。

9 史跡散策会（10月25日）

一般市民を対象に、ボランティアガイドの説明による史跡内の散策会を開催した。ボランティアと共に、郷土学習の機会として秋田城跡の周知を図る目的で開催され、史跡公園とその一画に復元工事中の古代水洗廁舎跡を中心に散策と解説を行った。参加者17名。

10 第93次発掘調査現地説明会（11月1日）

大小路地区中央部における発掘調査成果を公開した。参加者76名



1 出前講座



2 学習講座



3 史跡探訪会



4 第92次発掘調査現地説明会



5 史跡秋田城跡パネル展



6 史跡秋田城跡パネル展



7 東門ふれあいデー



9 史跡散策会

VII 秋田城跡現状変更について

秋田城跡調査事務所では、秋田城跡の発掘調査や環境整備事業、史跡の管理・活用の他に、現状変更に伴う調査を実施して、史跡内の遺構や歴史的景観の保護に努めている。しかし、史跡内は歴史的・自然的環境を活かすとともに、居住地であることから住民のより良い住環境の整備も必要であり、現状変更の必要性も生じてくる。そこで、やむなく史跡内の現状を変更する場合は、秋田市教育委員会が窓口となって申請者および関係機関と史跡保護のための協議を慎重に行い、史跡への影響がない範囲で最小限の対応を行っている。

平成20年度の現状変更申請は20件であったが、掘削が最小限で、現状変更が軽微なものについては工事の際に立会調査を、その他については発掘調査を行って対応した。その内容は下記のとおりである。

- ①民間工事11件…住宅等新築工事（5、8）、住宅等増改築工事（4、7、11）、住宅等解体工事（6、14）、外構工事（3）、ガス管工事（2、9、12）
- ②公共工事1件…水道管布設替工事（10）
- ③史跡の保護や保存に係わるもの2件…発掘調査（1）、環境整備（13）

現 状 変 更 一 覧

番	申請者	申請地	変更事項	申請日	許可番号	対応
1	秋田市教育委員会教育長	秋田市寺内焼山221、269、215-1、215-2 秋田市大小路97、103	発掘調査	平成20年2月4日	19委庁財第4の2028号 平成20年3月6日	発掘調査
2	個人	秋田市寺内鶴ノ木258番3	ガス管引き込み工事	平成20年3月21日	秋市教指令第9号 平成20年3月25日	立会調査
3	個人	秋田市寺内神屋敷51番1	外構工事および植栽	平成20年4月16日	秋市教指令第205号 平成20年4月21日	立会調査
4	個人	秋田市寺内堂ノ沢二丁目 57-1	住宅改築工事	平成20年5月2日	秋市教指令第212号 平成20年5月7日	立会調査
5	個人	秋田市寺内堂ノ沢65	小屋新築工事	平成20年5月13日	秋市教指令第215号 平成20年5月15日	立会調査
6	個人	秋田市寺内大小路4-18	家屋解体工事	平成20年5月13日	20委庁財第4の320号 平成20年6月20日	立会調査
7	個人	秋田市寺内大畠3-10	解改修工事	平成20年5月23日	20委庁財第4の375号 平成20年6月20日	立会調査
8	個人	秋田市寺内児桜二丁目200	住宅新築工事	平成20年6月16日	20委庁財第4の624号 平成20年8月8日	立会調査
9	個人	秋田市寺内大小路5-19	ガス管入替工事	平成20年6月9日	秋市教指令第223号 平成20年6月11日	立会調査
10	秋田市上下水道事業管理者	秋田市寺内大小路、大畠、燒山地内	配水管布設替工事	平成20年6月18日	秋市教指令第224号 平成20年6月20日	立会調査
11	個人	秋田市寺内鶴ノ木4番13号	小屋増築工事	平成20年8月28日	秋市教指令第236号 平成20年9月8日	立会調査
12	東部瓦斯株式会社 秋田支社支社長	秋田市寺内焼山7-12から 土崎港南三丁目1-1地先	埋設ガス管入替工事	平成20年10月1日	秋市教指令第246号 平成20年10月3日	立会調査
13	緑保全育成協議会会長	秋田市寺内高野17-1、 18-1地内	植栽	平成20年10月3日	20委庁財第4の1276号 平成20年10月30日	立会調査
14	個人	秋田市寺内鶴ノ木144	小屋解体および外構 工事	平成20年11月10日	秋市教指令第250号 平成20年11月11日	立会調査



第92次調査A調査区上空から政府跡庁面を望む（西から）



第92次調査A調査区・B調査区空中写真（写真上が北、下が南） 図版 1
-85-



第92次調査A調査区全景（外郭西門跡検出状況）（西から）



第93次調査地全景（北から）



上：秋田城跡全景航空写真
(第92次調査位置関係)
(南西から)



第92次調査地遠景
(南から)



第92次調査地 A 調査区
調査前状況
(西から)



第92次調査地A調査区 煙跡跡・攪乱検出状況（西から）



S B 1984・S B 1985掘立柱建物跡・S K1996～S K2001土坑（東から）



外郭西門跡（S B 1986～S B 1991掘立柱建物跡）、S D 1994・S D 1995溝跡検出状況（西から）



外郭西門跡（S B 1986～S B 1991掘立柱建物跡）、S D 1994・S D 1995溝跡検出状況（東から）



外郭西門跡（S B 1986～S B 1991掘立柱建物跡）検出状況（南から）



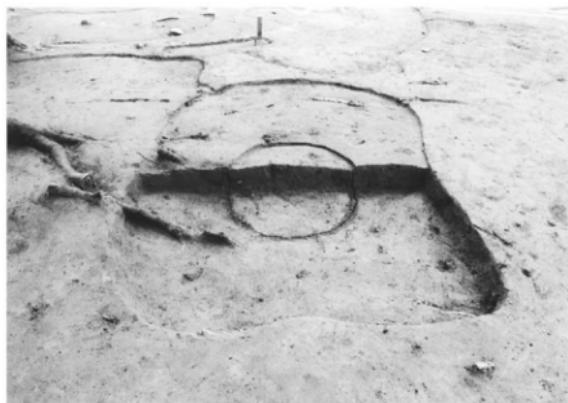
外郭西門跡（S B 1986～S B 1991掘立柱建物跡）検出状況（北から）



外郭西門跡（S B 1986～S B 1991掘立柱建物跡）柱掘り方断ち割り掘り下げ後状況
第92次A調査区掘り下げ後全景（西から）



外郭西門跡（S B 1986～S B 1991掘立柱建物跡）柱掘り方断ち割り掘り下げ後状況
第92次A調査区掘り下げ後全景（南から）



S B 1986 No 1 柱掘り方断面
(西桁行柱列北から 1 番目)
(西から)



S B 1986 · S B 1989 · S B 1990 柱掘り方
重複状況 (南西から)
S B 1986 No 5 柱掘り方
(中央桁行柱列南から 1 番目)
S B 1989 No 2 柱掘り方
(西桁行柱列南から 2 番目)
S B 1990 No 1 柱掘り方
(西桁行柱列南から 1 番目)



S B 1986 · S B 1988 柱掘り方
重複状況 (東から)
S B 1986 No 9 柱掘り方
(東桁行柱列南から 1 番目)
S B 1988 No 1 柱掘り方
(西桁行柱列南から 1 番目)

S B 1987 No10 柱掘り方断面
(東桁行柱列南から 2 番目)
(東から)



S B 1988 No 5 柱掘り方断面
(中央桁行柱列南から 1 番目)
(南西から)



S B 1988・S B 1989柱掘り方
重複状況 (西から)
S B 1988 No 3 柱掘り方
(西桁行柱列南から 3 番目)
S B 1989 No 7 柱掘り方
(中央桁行柱列南から 3 番目)





S B 1989 No 5 柱掘り方断面
(中央桁行柱列南から 1 番目)
(南西から)



S B 1989・S B 1991柱掘り方
重複状況（北西から）
S B 1989 No10 柱掘り方
(東桁行柱列南から 2 番目)
S B 1991 No 9 柱掘り方
(東桁行柱列南から 1 番目)



S B 1989・S B 1991柱掘り方
重複状況（西から）
S B 1989 No11 柱掘り方
(東桁行柱列南から 3 番目)
S B 1991 No10 柱掘り方
(東桁行柱列南から 2 番目)

S B 1990 No 9 柱掘り方断面
(東桁行柱列南から 1 番目)
(南から)



右：S B 1991 No 2 柱掘り方断面
(西桁行柱列南から 2 番目) (東から)



左下：S D 1995溝跡 (東から)





S F 290築地堀跡・S A 1992材木堀跡・S B 1989柱掘り方断面（北から）



S A 1993材木堀跡（南東から）



上：第92次調査
A調査区東壁土層断面
(北西から)



A調査区南壁土層断面
(北東から)



A調査区北壁土層断面
(南から)



上：A調査区西壁土層断面
(北東から)



A調査区西壁土層断面
SD1994断面部分
(東から)



A調査区西壁南半部土層断面
(東から)

第92次調査地B調査区
調査前状況
(北から)



第92次調査地B調査区
表土除去後土壌検出状況
(南から)



第92次調査地B調査区
表土除去後搅乱・土壌検出状況
(北西から)





B調査区中央 S B2002掘立柱建物跡検出状況（東から）



S B2002掘立柱建物跡柱掘り方断ち割り掘り下げ後（東から）

S B2002柱掘り方断面
(東桁行柱列南から1番目)
(東から)

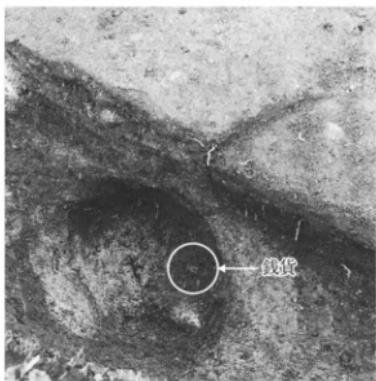


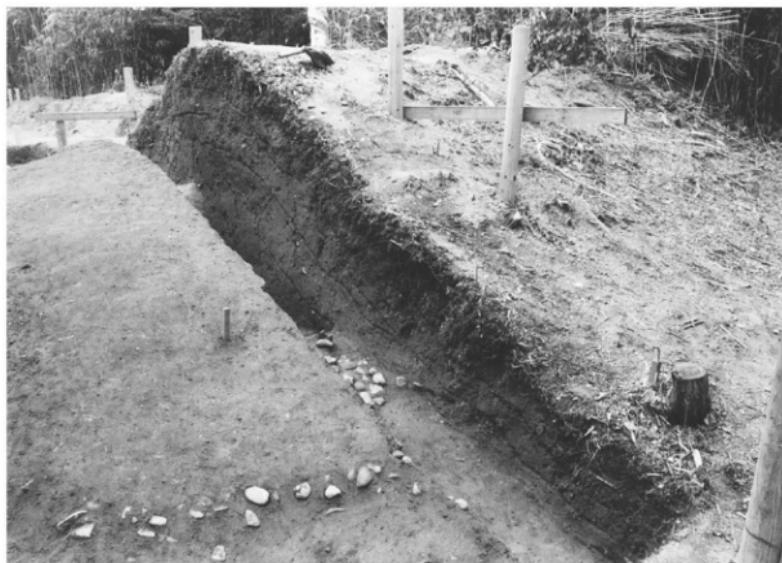
S B2002柱掘り方断面
(梁間南から3列目柱列
奥から東から1番目、2番目)



右下：S B2002柱掘り方断面
(梁間南から3列目柱列東から3番目)
(南から)

左下：同上底部付近 銭貨出土状況
(南から)





上：S X 2004土壌跡断面
(南西から)



S A 2006木材堆跡
(西から)



S A 2005木材堆跡
(西から)



右上：S T2007墓壙（北から）

左上：同上付近 土壘盛土最下部
地山面直上銭貨出土状況
(北から)



S X2003土壘跡断面
(南東から)



B 調査区中央ベルト北壁
土層断面（北から）





第92次調査地B調査区全景（南から）



第92次調査地B調査区全景（北から）



第93次調査地
調査前状況
(北から)



第93次調査地
調査前状況
(西から)



第93次調査地
表土除去後擾乱・烟畝跡検出状況
(第3層面)
(南から)



第93次調査地第7層面遺構全景（南から）



同左（北から）



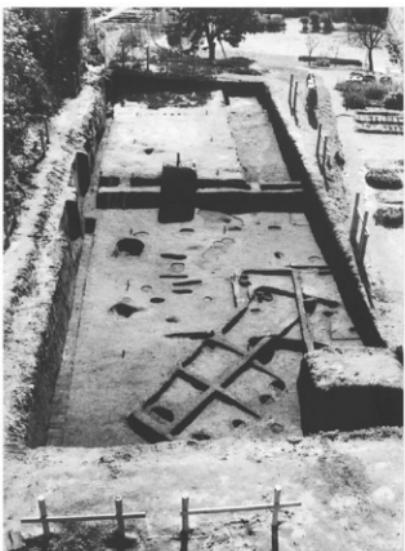
第93次調査地第8～9層面遺構全景（南から）



同左（北から）



第93次調査地第9～10層面遺構全景（南から）



同左（北から）



S X2009道路遺構（西から）

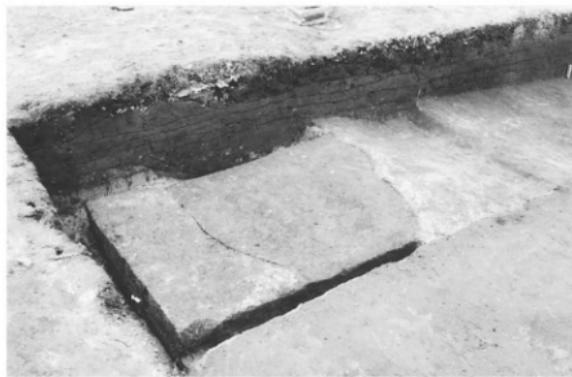


S X2009道路遺構
S X2011溝状遺構
S X2010道路遺構
(南西から)



左：S D2012溝跡（東から）

右： 同上 断面（西から）



S D2013溝跡
S D2014溝跡
(東から)



S I 2015 壓穴住居跡
(東から)



S I 2016 壓穴住居跡
(東から)



S I 2017 壓穴住居跡
(南から)



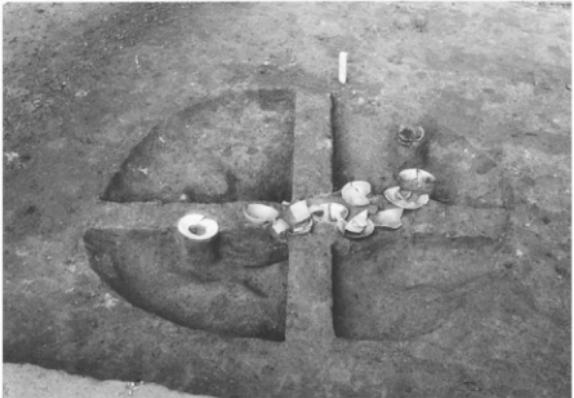
上：S I 2018竪穴住居跡、
S I 2017竪穴状居跡
(北から)



S K 2022土坑
(南から)



S K 2023土坑
(南から)



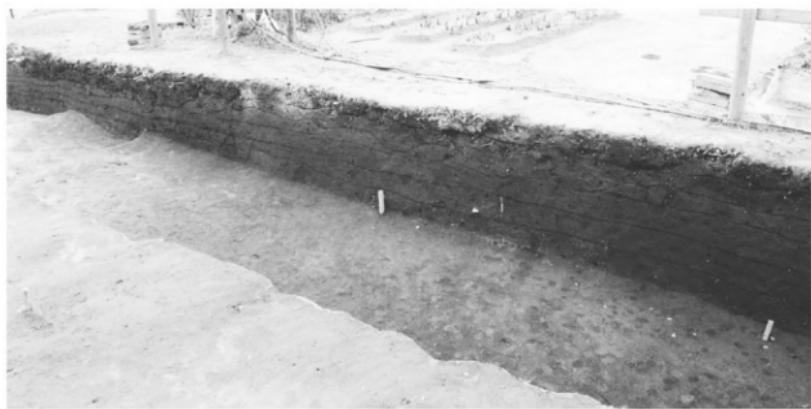
SK 2024土坑
(南から)



SK 2025土坑
(東から)



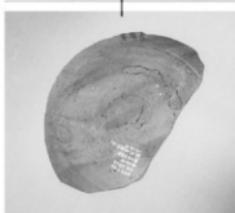
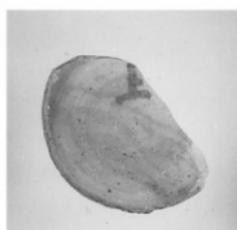
SX 2026焼土遺構
(南から)



上：調査地東壁北半土層断面
(西から)

中：調査地西壁南半土層断面
(東から)

下：調査地北壁土層断面
(南東から)



2



3



4



5



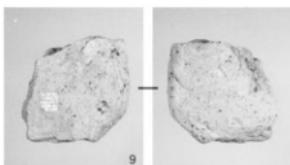
6



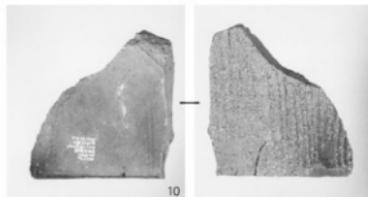
7



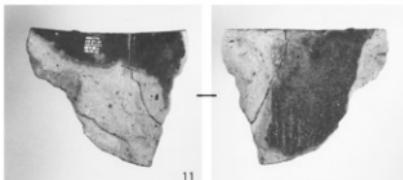
8



9



10



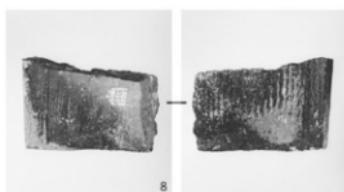
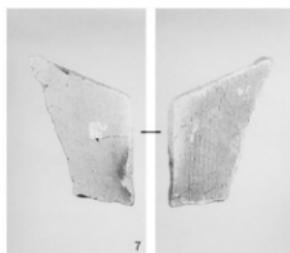
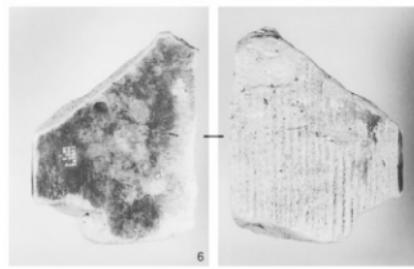
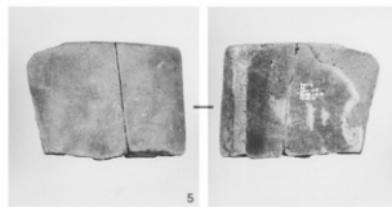
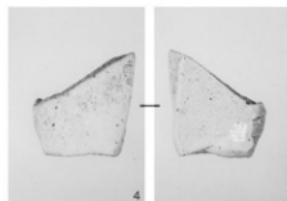
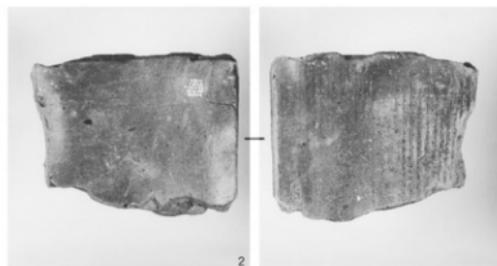
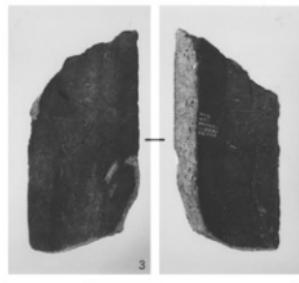
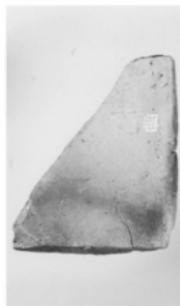
11

第92次調査

1、2、9~11 S B1987

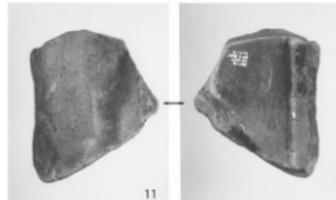
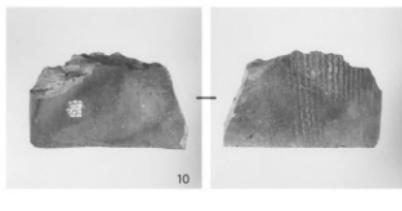
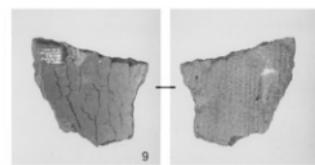
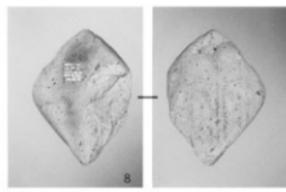
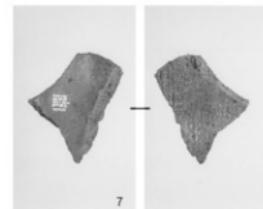
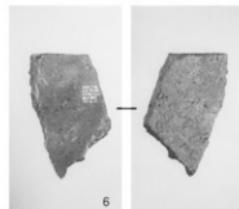
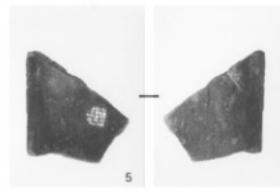
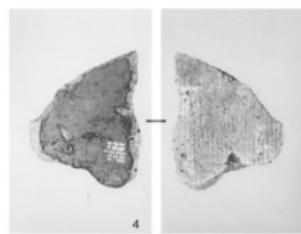
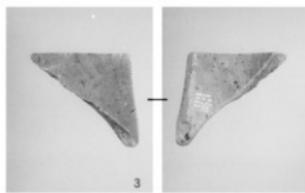
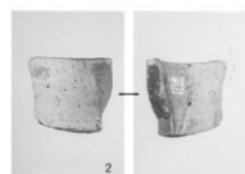
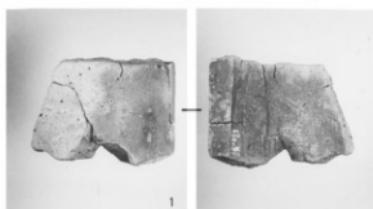
3~6 S B1989

7、8 S B1991



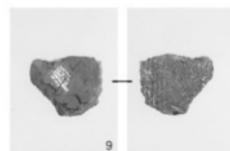
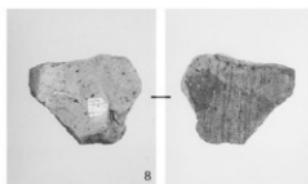
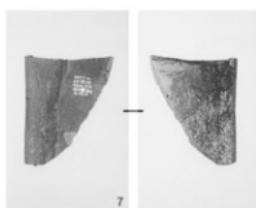
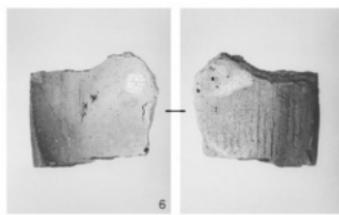
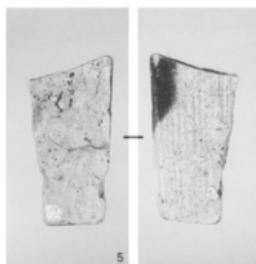
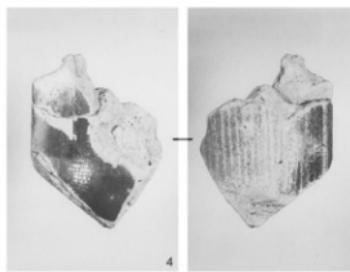
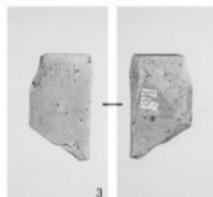
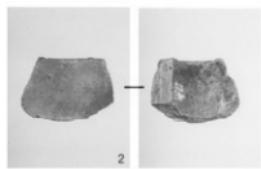
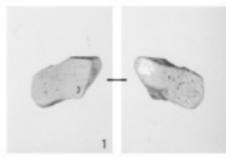
1 ~ 5 S B 1987

6 ~ 8 S B 1988



1 ~ 3 S B1988

4 ~ 11 S B1989



1 ~ 3 S B 1989

4 ~ 8 S B 1990

9 S B 1991

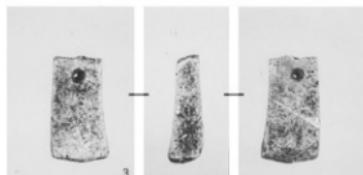
10 No 1 柱掘り方



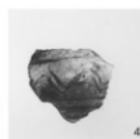
1



2



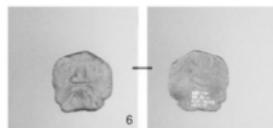
3



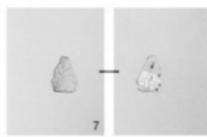
4



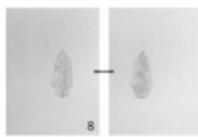
5



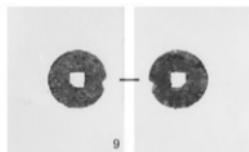
6



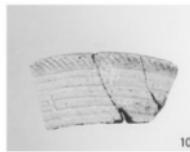
7



8



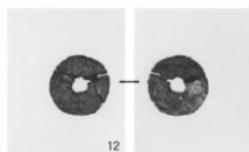
9



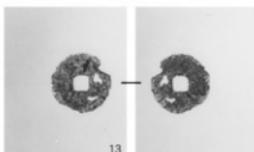
10



11



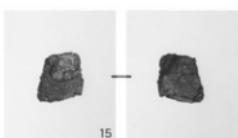
12



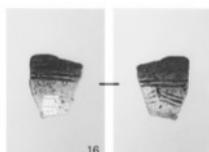
13



14



15



16



17



18

1 S B 1984

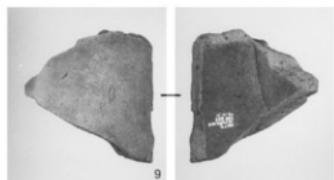
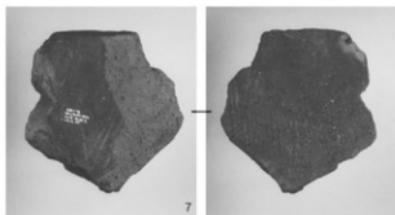
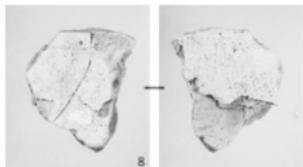
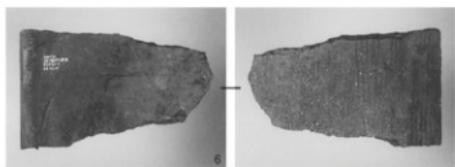
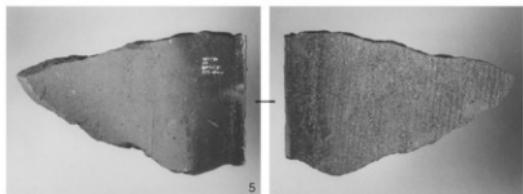
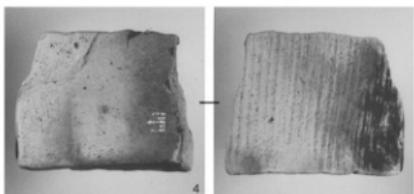
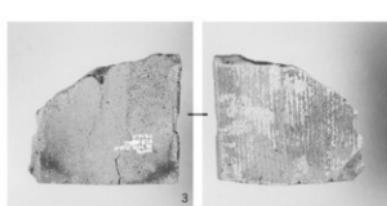
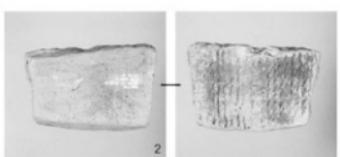
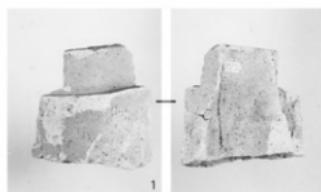
A 調査区

2、3 第1層 14 第5層 ※9、12、13:1/2

4~9 第2層 15 第6層

10~13 第4層 16~18 第8層

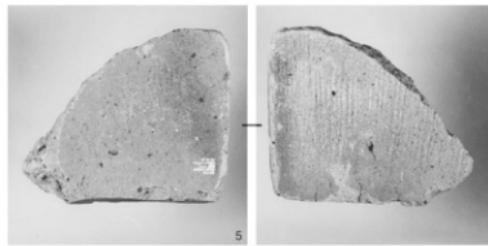
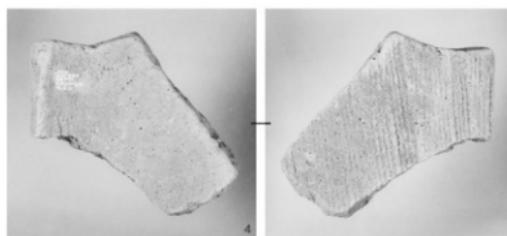
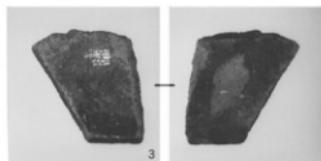
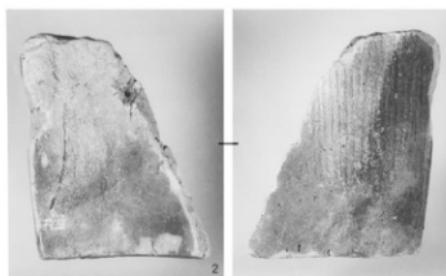
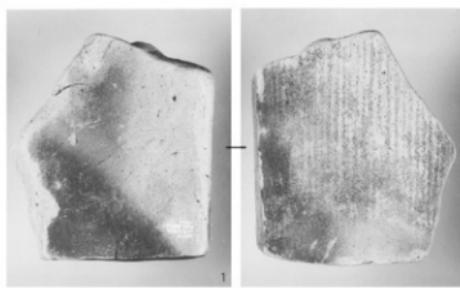
図版33



A 調査区

1 第1層

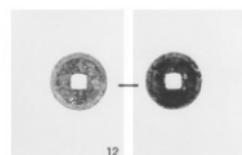
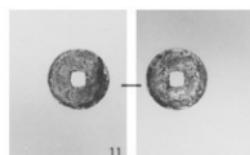
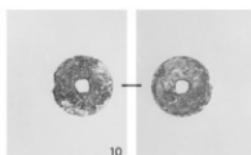
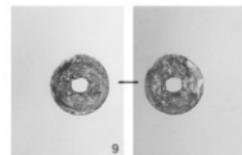
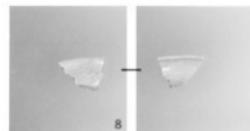
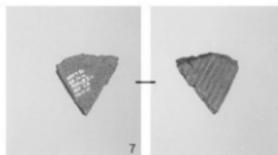
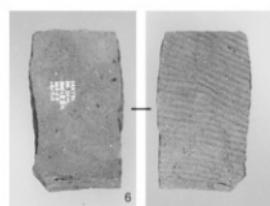
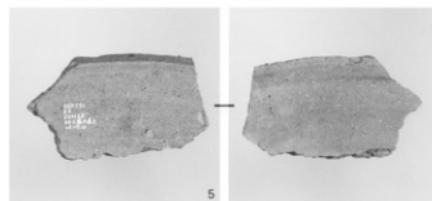
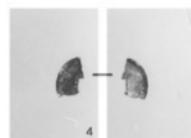
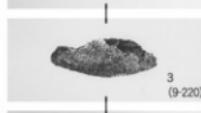
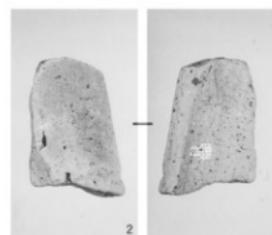
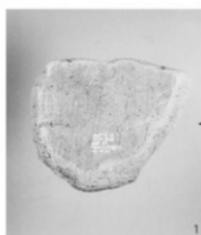
2 ~ 9 第5層



A 調査区

1 ~ 5 第6層

図版35



A 調査区

1 ~ 3 第 6 層

B 調査区

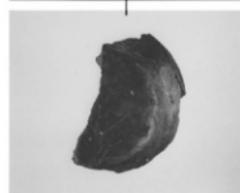
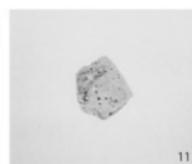
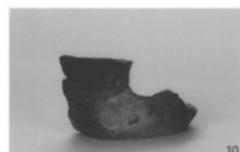
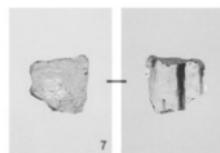
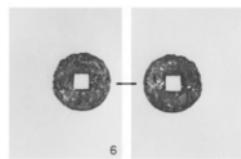
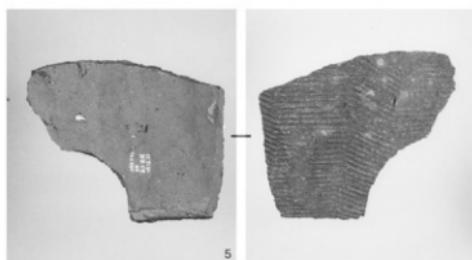
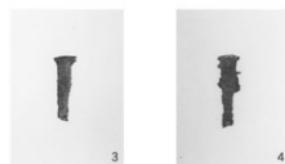
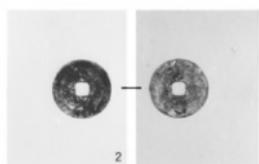
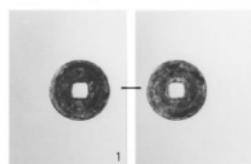
4 S B 2002

6 ~ 11 S X 2004

5 S X 2003

12 S A 2006

※ 4、9 ~ 12 : 1/2



B調査区

1~4 S A2006

5、6 第1層

第93次調査

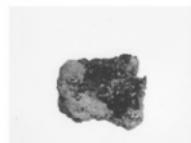
7 S D2012

8、9 S D2014

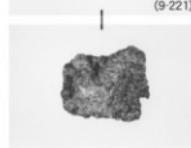
10~12 S I 2015

13~15 S I 2016

* 1、2、6 : 1/2

1
3
(9-221)

5



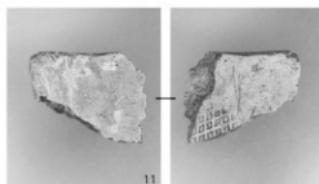
7



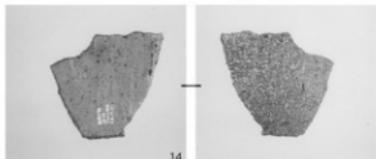
8



10



12



14

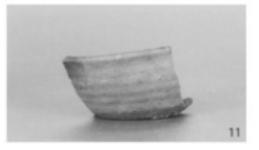
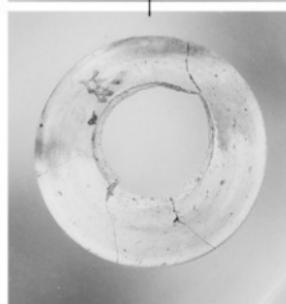
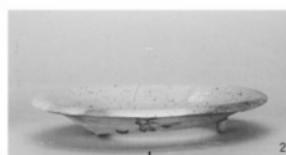
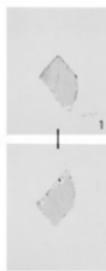


15

1 ~ 3 S I 2017 14 S K2021

4 ~ 12 S I 2018 15 S K2022

13 S I 2019



1 S K2023

2 ~ 14 S K2024



1



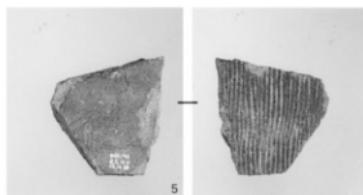
2



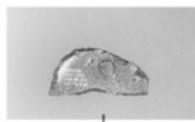
3



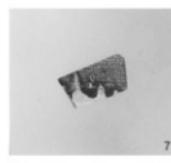
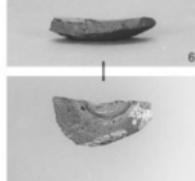
4



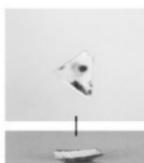
5



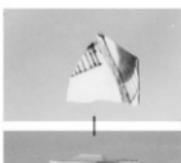
6



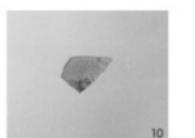
7



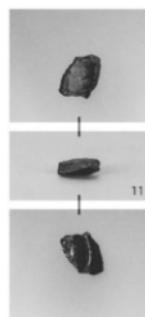
8



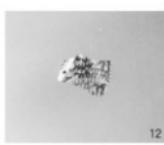
9



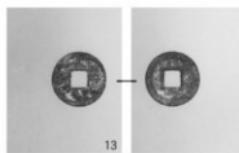
10



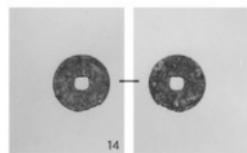
11



12



13



14



15

1 ~ 3 S K2024

6 ~ 9 第2層

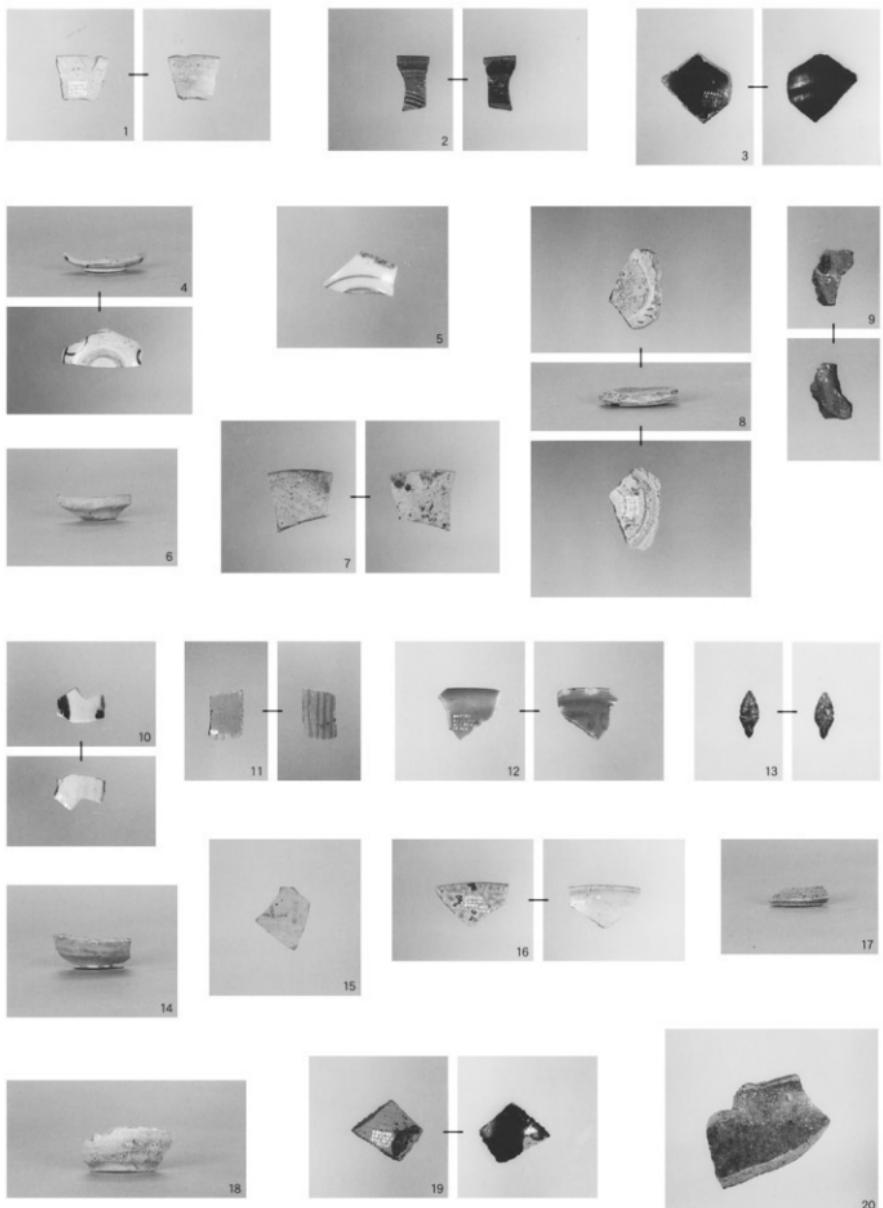
※13、14 : 1/2

4 S K2025

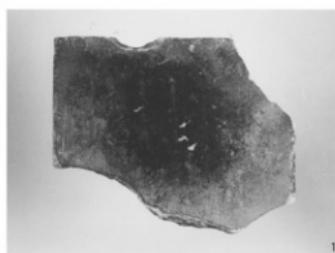
10~14 第3層

5 第1層

15 第4層



1、2 第4層
3~5 第5層
6~13 第6層
14~20 第7層



1



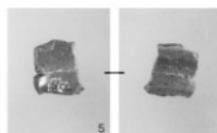
2



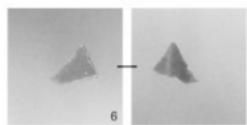
3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



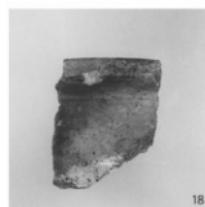
15



16



17



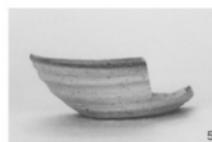
18

1~7 第7層

8~18 第9~1層



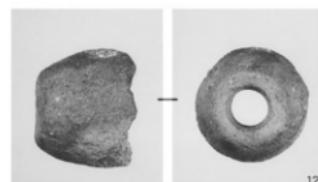
4



7



10



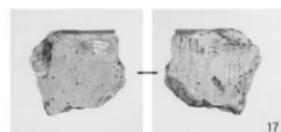
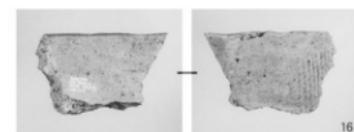
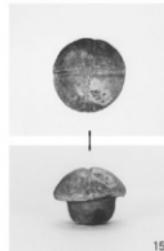
12



13



14



1 第9~1層
2~4 第9~2層 5~12、16、17 第10層
13~15 第11層

報告書抄録

ふりがな 書名 副書名 卷次 シリーズ名 シリーズ番号 編著者名 編集機関 所在地 発行年月日	あきたじょうあと 秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報2008 2008 秋田城跡調査事務所年報 秋田城跡調査事務所年報 〒011-0907 秋田県秋田市寺内焼山9番6号 TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318 2009年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コ一ド 市町村	北緯 遺跡番号	東経 °' "	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたしてらうち 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第92次調査 20080416～ 20080904 第93次調査 20080827～ 20081114	415 172	保護管理 保護管理
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
秋田城跡 第92次調査	城柵官衙 遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡9棟 築地堀跡1条 材木堀跡4条 土壘2条 溝跡2条 土坑6基 火葬墓1基	弥生土器、須恵器、 土師器、赤褐色 土器、墨書き土器、 瓦、土製品、陶 磁器、鉄製品、 石製品、石器、 錢貨、鉄滓	外郭西門跡の調査 中世末の土壘と門跡の 調査			
秋田城跡 第93次調査	城柵官衙 遺跡	奈良～平安	道路状遺構 溝状遺構 柱列跡 溝跡 竪穴住居跡 土坑 焼土遺構	2面 1群 1列 3条 5軒 6基 1基	縄文土器、須恵器、 土師器、赤褐色 土器、墨書き土器、 瓦、塼、土製品、 陶磁器、鉄製品、 石器、錢貨	城内西大路および周 辺の調査		
要約	第92次調査として秋田城跡外郭北隅部を調査した結果、外郭西門跡を検出し、城の基本構造に係わる大きな成果を得た。またその西側を調査した結果、中世末の土壘と門跡を検出した。 第93次調査として秋田城跡城外南側を調査した結果、中世末・近世初頭の道路跡と古代の道路跡を検出した。また、平安時代の居住域を確認した。							

秋田城跡調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則 拠綱 (平成3年3月25日教委規則第1号)

第5条

4 文化振興室に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

第8条

5 秋田城跡調査事務所を秋田市寺内焼山9番6号に設置し、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 史跡秋田城跡の発掘に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備に関すること。

II 発掘調査体制

1 調査体制

秋田市教育委員会

教 育 長 高 橋 健 一

文化振興室長 石郷岡 誠 一

調査機関

秋田城跡調査事務所

所 長 石郷岡 誠 一

副 參 事 松 下 秀 博

主 査 伊 藤 武 士

主 事 小 野 隆 志

技能技師 遠 藤 栄 子

嘱 託 小 松 正 夫

2 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡（秋田城跡調査事務所年報2008）

印刷・発行 平成21年3月
編 集 秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所
〒011-0907 秋田市寺内焼山9番6号
TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318
印 刷 有限会社さとう印刷工業

